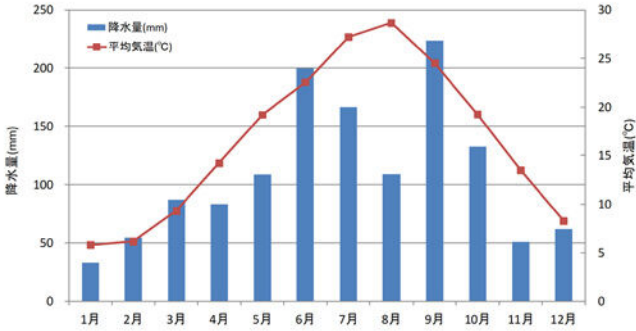
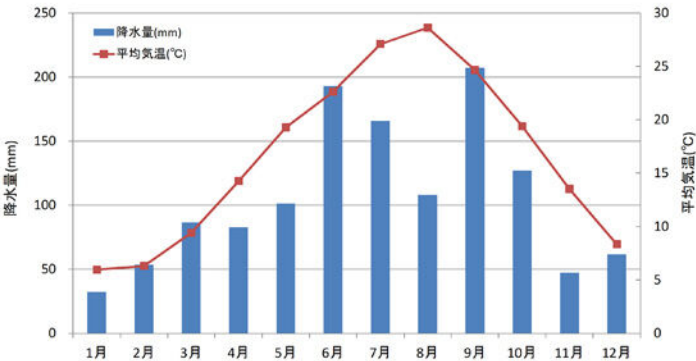


項目	第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 (1)気象																																																																																																																																												
記載頁	本編 3.1-4																																																																																																																																												
誤記の内容	<p>【表 3.1.2 多度津観測所における気象概況（平成22年～令和元年）】 【図 3.1.3 多度津観測所における気温と降水量（平成22年～令和元年）】 令和元年のデータが反映されていなかったため、反映しました。</p> <p>【誤】</p> <p>表 3.1.2 多度津観測所における気象概況（平成22年～令和元年）</p> <table border="1" data-bbox="461 640 1240 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降水量(mm)</td> <td>33.1</td> <td>54.4</td> <td>87.2</td> <td>83.2</td> <td>108.9</td> <td>199.9</td> <td>166.8</td> <td>109.3</td> <td>223.6</td> <td>132.4</td> <td>50.8</td> <td>61.9</td> <td>1266.1</td> </tr> <tr> <td>平均気温(℃)</td> <td>5.8</td> <td>6.2</td> <td>9.3</td> <td>14.3</td> <td>19.2</td> <td>22.5</td> <td>27.2</td> <td>28.7</td> <td>24.5</td> <td>19.2</td> <td>13.5</td> <td>8.3</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>平均風速(m/s)</td> <td>2.9</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> <td>2.4</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>2.3</td> <td>2.2</td> <td>2.3</td> <td>2.3</td> <td>2.9</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>最多風向</td> <td>WSW</td> <td>NW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>NW</td> <td>NNE</td> <td>N</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 3.1.3 多度津観測所における気温と降水量（平成22年～令和元年）</p> <p>【正】</p> <p>表 3.1.2 多度津観測所における気象概況（平成22年～令和元年）</p> <table border="1" data-bbox="497 1335 1204 1516"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降水量(mm)</td> <td>32.2</td> <td>53.4</td> <td>86.5</td> <td>82.7</td> <td>101.3</td> <td>192.9</td> <td>165.8</td> <td>108.0</td> <td>207.2</td> <td>127.2</td> <td>47.3</td> <td>61.8</td> <td>1266.3</td> </tr> <tr> <td>平均気温(℃)</td> <td>6.0</td> <td>6.3</td> <td>9.4</td> <td>14.3</td> <td>19.3</td> <td>22.6</td> <td>27.1</td> <td>28.6</td> <td>24.7</td> <td>19.4</td> <td>13.5</td> <td>8.4</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>平均風速(m/s)</td> <td>2.9</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.4</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>2.3</td> <td>2.2</td> <td>2.3</td> <td>2.3</td> <td>2.8</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>最多風向</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>NNE</td> <td>N</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> <td>WSW</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 3.1.3 多度津観測所における気温と降水量（平成22年～令和元年）</p>	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	降水量(mm)	33.1	54.4	87.2	83.2	108.9	199.9	166.8	109.3	223.6	132.4	50.8	61.9	1266.1	平均気温(℃)	5.8	6.2	9.3	14.3	19.2	22.5	27.2	28.7	24.5	19.2	13.5	8.3	16.6	平均風速(m/s)	2.9	2.6	2.5	2.4	2.1	2.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.3	2.9	2.4	最多風向	WSW	NW	WSW	WSW	WSW	WSW	NW	NNE	N	WSW	WSW	WSW	WSW	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	降水量(mm)	32.2	53.4	86.5	82.7	101.3	192.9	165.8	108.0	207.2	127.2	47.3	61.8	1266.3	平均気温(℃)	6.0	6.3	9.4	14.3	19.3	22.6	27.1	28.6	24.7	19.4	13.5	8.4	16.6	平均風速(m/s)	2.9	2.5	2.5	2.4	2.1	2.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.3	2.8	2.4	最多風向	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	NNE	N	WSW	WSW	WSW	WSW
項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間																																																																																																																																
降水量(mm)	33.1	54.4	87.2	83.2	108.9	199.9	166.8	109.3	223.6	132.4	50.8	61.9	1266.1																																																																																																																																
平均気温(℃)	5.8	6.2	9.3	14.3	19.2	22.5	27.2	28.7	24.5	19.2	13.5	8.3	16.6																																																																																																																																
平均風速(m/s)	2.9	2.6	2.5	2.4	2.1	2.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.3	2.9	2.4																																																																																																																																
最多風向	WSW	NW	WSW	WSW	WSW	WSW	NW	NNE	N	WSW	WSW	WSW	WSW																																																																																																																																
項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間																																																																																																																																
降水量(mm)	32.2	53.4	86.5	82.7	101.3	192.9	165.8	108.0	207.2	127.2	47.3	61.8	1266.3																																																																																																																																
平均気温(℃)	6.0	6.3	9.4	14.3	19.3	22.6	27.1	28.6	24.7	19.4	13.5	8.4	16.6																																																																																																																																
平均風速(m/s)	2.9	2.5	2.5	2.4	2.1	2.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.3	2.8	2.4																																																																																																																																
最多風向	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	NNE	N	WSW	WSW	WSW	WSW																																																																																																																																
関連頁	本編 9-2 等計 13 頁、要約書 6-1 等計 13 頁 本編 3.1-4 の修正にあわせて、関連箇所を修正																																																																																																																																												

項目	3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 (2)大気質 1)二酸化硫黄 3)浮遊粒子状物質 4)二酸化窒素
記載頁	本編 3.1-7、3.1-9、3.1-10
誤記の内容	<p>【図 3.1.6 二酸化硫黄の経年変化】 【図 3.1.8 浮遊粒子状物質の経年変化】 【図 3.1.9 二酸化窒素の経年変化】</p> <p>林田出張所と瀬居島の平成 30 年度の 12 ヶ月の測定値を、誤って他方の測定局の計算シートに入力し計算してしまっていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <div data-bbox="319 600 1385 1064" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">二酸化硫黄</p> <p style="text-align: center;">日平均値の2%除外値 (ppm)</p> <p style="text-align: center;">(年度)</p> <p>● 坂出市役所 ● 林田出張所 ● 瀬居島 ● 相模坊神社 ● 川津 ● 櫃石島 ● 環境基準</p> </div> <p style="text-align: center;">図 3.1.6 二酸化硫黄の経年変化</p> <p>【正】</p> <div data-bbox="319 1243 1385 1706" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">二酸化硫黄</p> <p style="text-align: center;">日平均値の2%除外値 (ppm)</p> <p style="text-align: center;">(年度)</p> <p>● 坂出市役所 ● 林田出張所 ● 瀬居島 ● 相模坊神社 ● 川津 ● 櫃石島 ● 環境基準</p> </div> <p style="text-align: center;">図 3.1.6 二酸化硫黄の経年変化</p>

誤記の
内容
(続き)

【誤】

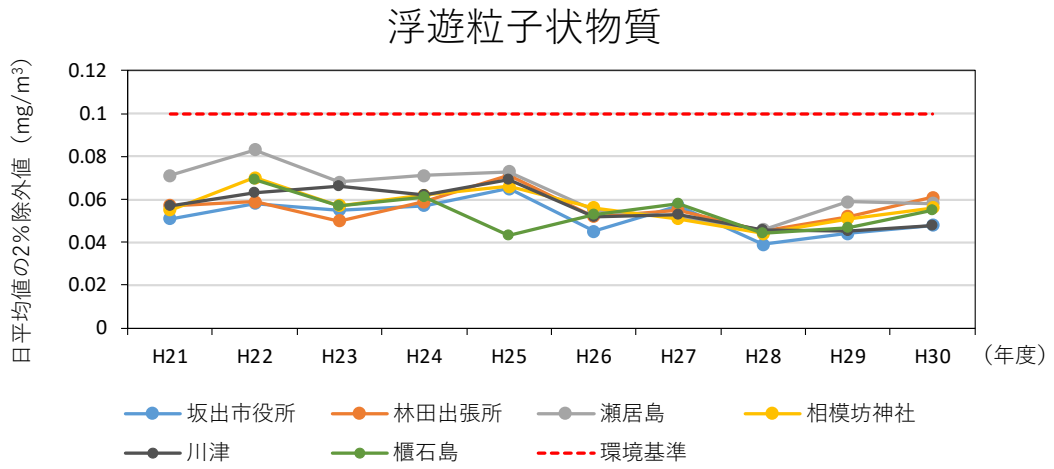


図 3.1.8 浮遊粒子状物質の経年変化

【正】

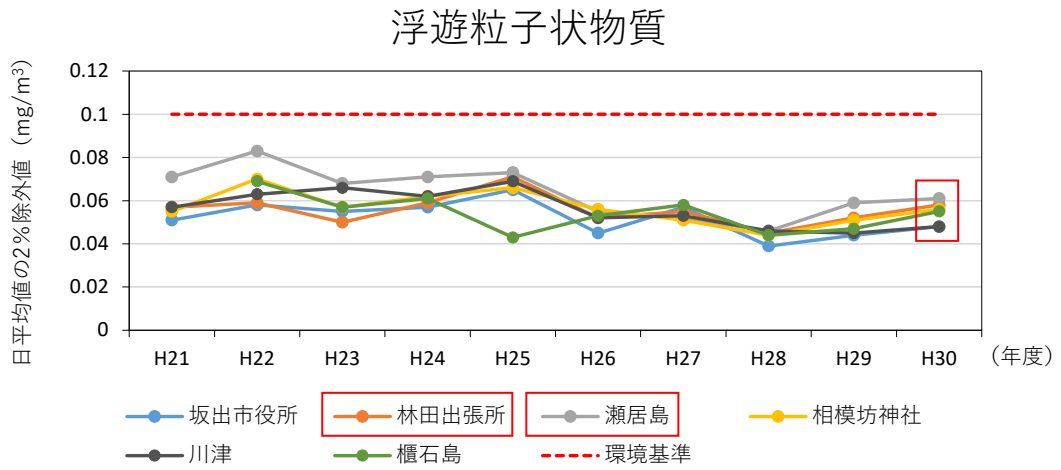


図 3.1.8 浮遊粒子状物質の経年変化

誤記の
内容
(続き)

【誤】

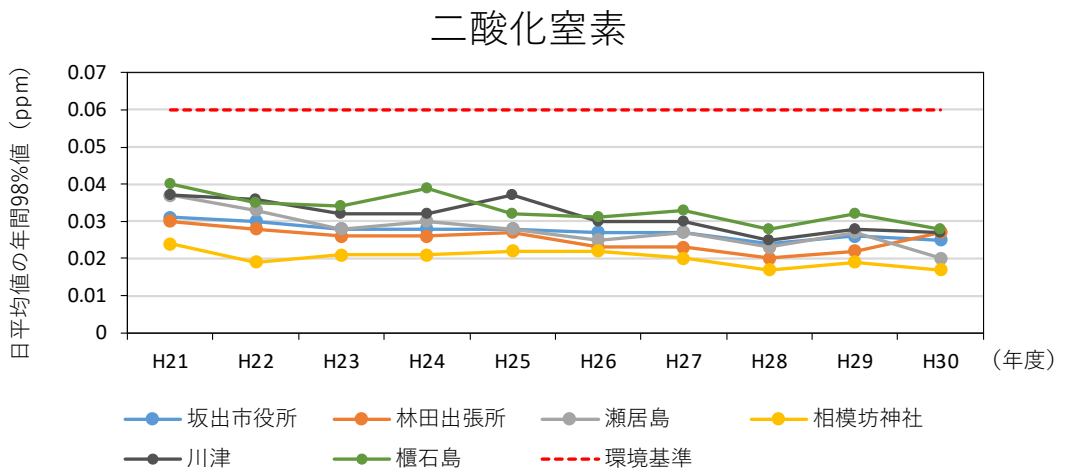


図 3.1.9 二酸化窒素の経年変化

【正】

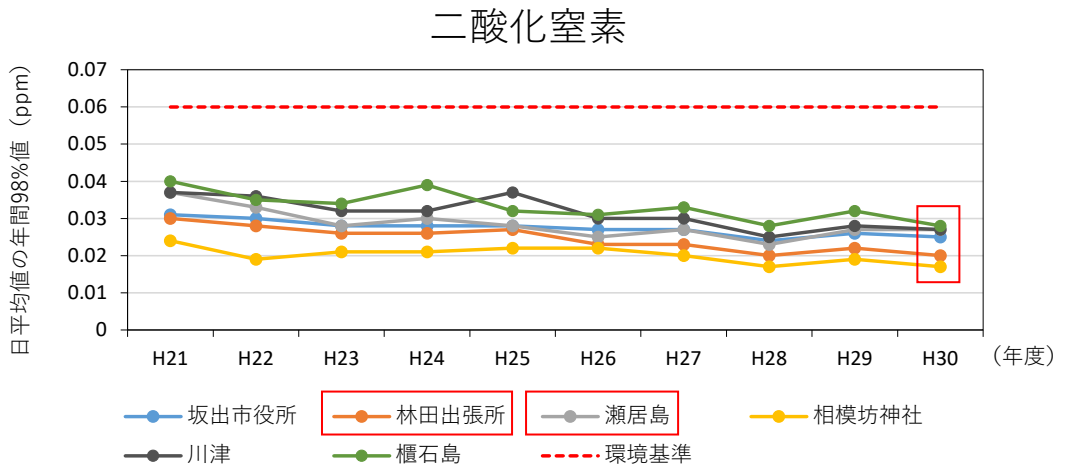


図 3.1.9 二酸化窒素の経年変化

項目	3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 (2)大気質 7)ベンゼン等4物質																																																																																
記載頁	本編 3.1-13																																																																																
誤記の内容	<p>【表 3.1.9 ベンゼン等4物質の調査結果（平成29年度）】 トリクロロエチレンの環境基準値にテトラクロロエチレンの環境基準値を誤って記載していたため、修正するとともに、単位等の凡例を追記しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.9 ベンゼン等4物質の調査結果（平成29年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th rowspan="3">環境基準値</th> <th colspan="4">測定局</th> </tr> <tr> <th colspan="2">坂出市役所</th> <th colspan="2">瀬居島</th> </tr> <tr> <th>測定値</th> <th>環境基準適合状況</th> <th>測定値</th> <th>環境基準適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.003 以下</td> <td>0.0017</td> <td>○</td> <td>0.0018</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.2 以下</td> <td>0.0002</td> <td>○</td> <td>0.0002</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.2 以下</td> <td>0.0001</td> <td>○</td> <td>0.0001</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>0.15 以下</td> <td>0.0012</td> <td>○</td> <td>0.0010</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.9 ベンゼン等4物質の調査結果（平成29年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">項目</th> <th rowspan="4">環境基準値</th> <th colspan="4">測定局</th> </tr> <tr> <th colspan="2">坂出市役所</th> <th colspan="2">瀬居島</th> </tr> <tr> <th>測定値</th> <th>環境基準適合状況</th> <th>測定値</th> <th>環境基準適合状況</th> </tr> <tr> <th>(mg/m³)</th> <th>適○否×</th> <th>(mg/m³)</th> <th>適○否×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.003 以下</td> <td>0.0017</td> <td>○</td> <td>0.0018</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.13 以下</td> <td>0.0002</td> <td>○</td> <td>0.0002</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.2 以下</td> <td>0.0001</td> <td>○</td> <td>0.0001</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>0.15 以下</td> <td>0.0012</td> <td>○</td> <td>0.0010</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境基準値	測定局				坂出市役所		瀬居島		測定値	環境基準適合状況	測定値	環境基準適合状況	ベンゼン	0.003 以下	0.0017	○	0.0018	○	トリクロロエチレン	0.2 以下	0.0002	○	0.0002	○	テトラクロロエチレン	0.2 以下	0.0001	○	0.0001	○	ジクロロメタン	0.15 以下	0.0012	○	0.0010	○	項目	環境基準値	測定局				坂出市役所		瀬居島		測定値	環境基準適合状況	測定値	環境基準適合状況	(mg/m ³)	適○否×	(mg/m ³)	適○否×	ベンゼン	0.003 以下	0.0017	○	0.0018	○	トリクロロエチレン	0.13 以下	0.0002	○	0.0002	○	テトラクロロエチレン	0.2 以下	0.0001	○	0.0001	○	ジクロロメタン	0.15 以下	0.0012	○	0.0010	○
項目	環境基準値			測定局																																																																													
				坂出市役所		瀬居島																																																																											
		測定値	環境基準適合状況	測定値	環境基準適合状況																																																																												
ベンゼン	0.003 以下	0.0017	○	0.0018	○																																																																												
トリクロロエチレン	0.2 以下	0.0002	○	0.0002	○																																																																												
テトラクロロエチレン	0.2 以下	0.0001	○	0.0001	○																																																																												
ジクロロメタン	0.15 以下	0.0012	○	0.0010	○																																																																												
項目	環境基準値	測定局																																																																															
		坂出市役所		瀬居島																																																																													
		測定値	環境基準適合状況	測定値	環境基準適合状況																																																																												
		(mg/m ³)	適○否×	(mg/m ³)	適○否×																																																																												
ベンゼン	0.003 以下	0.0017	○	0.0018	○																																																																												
トリクロロエチレン	0.13 以下	0.0002	○	0.0002	○																																																																												
テトラクロロエチレン	0.2 以下	0.0001	○	0.0001	○																																																																												
ジクロロメタン	0.15 以下	0.0012	○	0.0010	○																																																																												

項目	3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 (4)振動																																																																																																																		
記載頁	本編 3.1-17																																																																																																																		
誤記の内容	<p>【表 3.1.13 道路交通振動測定結果】 「⑤公園」と「⑥民家」の規制地域区分及び要請限度の数値を誤って他方の情報を表に記載していたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.13 道路交通振動測定結果 (単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">規制地域区分</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">要請限度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>時間率振動レベル(L₁₀)</th> <th>要請限度適合状況</th> <th>時間率振動レベル(L₁₀)</th> <th>要請限度適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">④民家兼工場(宮下町4-4) (近隣商業地域)</td> <td rowspan="2">第2種</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>45</td> <td>○</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>36</td> <td>○</td> <td>35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤公園(御供所町3-1-26) (第1種住居地域)</td> <td rowspan="2">第2種</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>33</td> <td>○</td> <td>34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>27</td> <td>○</td> <td>24</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥民家(福江町3-3-57) (特定用途制限地域)</td> <td rowspan="2">第1種</td> <td>昼間</td> <td>65</td> <td>48</td> <td>○</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60</td> <td>42</td> <td>○</td> <td>42</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.13 道路交通振動測定結果 (単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">規制地域区分</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">要請限度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>時間率振動レベル(L₁₀)</th> <th>要請限度適合状況</th> <th>時間率振動レベル(L₁₀)</th> <th>要請限度適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">④民家兼工場(宮下町4-4) (近隣商業地域)</td> <td rowspan="2">第2種</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>45</td> <td>○</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>36</td> <td>○</td> <td>35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤公園(御供所町3-1-26) (第1種住居地域)</td> <td rowspan="2">第1種</td> <td>昼間</td> <td>65</td> <td>33</td> <td>○</td> <td>34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60</td> <td>27</td> <td>○</td> <td>24</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥民家(福江町3-3-57) (特定用途制限地域)</td> <td rowspan="2">第2種</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>48</td> <td>○</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>42</td> <td>○</td> <td>42</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>							測定地点	規制地域区分	区分	要請限度	平成29年度		平成30年度		時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況	時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況	④民家兼工場(宮下町4-4) (近隣商業地域)	第2種	昼間	70	45	○	40	○	夜間	65	36	○	35	○	⑤公園(御供所町3-1-26) (第1種住居地域)	第2種	昼間	70	33	○	34	○	夜間	65	27	○	24	○	⑥民家(福江町3-3-57) (特定用途制限地域)	第1種	昼間	65	48	○	49	○	夜間	60	42	○	42	○	測定地点	規制地域区分	区分	要請限度	平成29年度		平成30年度		時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況	時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況	④民家兼工場(宮下町4-4) (近隣商業地域)	第2種	昼間	70	45	○	40	○	夜間	65	36	○	35	○	⑤公園(御供所町3-1-26) (第1種住居地域)	第1種	昼間	65	33	○	34	○	夜間	60	27	○	24	○	⑥民家(福江町3-3-57) (特定用途制限地域)	第2種	昼間	70	48	○	49	○	夜間	65	42	○	42	○
測定地点	規制地域区分	区分	要請限度	平成29年度		平成30年度																																																																																																													
				時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況	時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況																																																																																																												
④民家兼工場(宮下町4-4) (近隣商業地域)	第2種	昼間	70	45	○	40	○																																																																																																												
		夜間	65	36	○	35	○																																																																																																												
⑤公園(御供所町3-1-26) (第1種住居地域)	第2種	昼間	70	33	○	34	○																																																																																																												
		夜間	65	27	○	24	○																																																																																																												
⑥民家(福江町3-3-57) (特定用途制限地域)	第1種	昼間	65	48	○	49	○																																																																																																												
		夜間	60	42	○	42	○																																																																																																												
測定地点	規制地域区分	区分	要請限度	平成29年度		平成30年度																																																																																																													
				時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況	時間率振動レベル(L ₁₀)	要請限度適合状況																																																																																																												
④民家兼工場(宮下町4-4) (近隣商業地域)	第2種	昼間	70	45	○	40	○																																																																																																												
		夜間	65	36	○	35	○																																																																																																												
⑤公園(御供所町3-1-26) (第1種住居地域)	第1種	昼間	65	33	○	34	○																																																																																																												
		夜間	60	27	○	24	○																																																																																																												
⑥民家(福江町3-3-57) (特定用途制限地域)	第2種	昼間	70	48	○	49	○																																																																																																												
		夜間	65	42	○	42	○																																																																																																												

項目 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1)動物 1)陸生動物

記載頁 本編 3.1-63、3.1-67、3.1-74～75

誤記の内容 【表 3.1.26 既往資料で確認された両生類・爬虫類・哺乳類注目種】
 【表 3.1.28(1) 既往資料で確認された昆虫類注目種】
 【表 3.1.30(1)(2) 既往資料で確認された貝類注目種】
 記載漏れや誤ったカテゴリーが記載されている箇所について修正しました。
 (両生類：計2箇所、昆虫類：計2箇所、貝類：計16箇所)。

【誤】

表 3.1.26 既往資料で確認された両生類・爬虫類・哺乳類注目種

	No.	目名	科名	種名	確認資料				選定根拠					
					1	2	3	4	A	B	C	D	E	
					香川県RDB	坂出發電所リアレス1	五色台カスミサンショウウオ	五色台ビシターセーター	香川県RDB	環境省RL	香川県希少野生生物	種の保存法	天然記念物	
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	○		○		VU	VU				
	2		イモリ科	アカハライモリ	△				NT					
	3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	○				NT					
爬虫類		2目	3科	3種	3種	0種	1種	0種	3種	1種	0種	0種	0種	0種
	1	有鱗目	ヤモリ科	タワヤモリ	△				NT	NT				
	2		トカゲ科	ニホントカゲ	○				NT					
	3		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	○				DD					
		1目	3科	3種	3種	0種	0種	0種	3種	1種	0種	0種	0種	

【正】

表 3.1.26 既往資料で確認された両生類・爬虫類・哺乳類注目種

	No.	目名	科名	種名	確認資料				選定根拠					
					1	2	3	4	A	B	C	D	E	
					香川県RDB	坂出發電所リアレス1	五色台カスミサンショウウオ	五色台ビシターセーター	香川県RDB	環境省RL	香川県希少野生生物	種の保存法	天然記念物	
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	○		○		VU	VU				
	2		イモリ科	アカハライモリ	△				NT	NT				
	3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	○				NT					
爬虫類		2目	3科	3種	3種	0種	1種	0種	3種	2種	0種	0種	0種	0種
	1	有鱗目	ヤモリ科	タワヤモリ	△				NT	NT				
	2		トカゲ科	ニホントカゲ	○				NT					
	3		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	○				DD					
		1目	3科	3種	3種	0種	0種	0種	3種	1種	0種	0種	0種	

誤記の
内容
(続き)

【誤】

表 3.1.28(1) 既往資料で確認された昆虫類注目種

No.	目名	科名	種名	確認資料									遷定根拠						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E		
				香川県 RDB	坂出 発電所 17レ-1	坂出 発電所 17レ-2	五色台 池	五色台 トンボ	魚の池 トンボ	自然 科学館	五色台 ハイブリ トンボ	五色台 ビシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生物	種の 保存法	天然 記念物		
1	トンボ目	イトトンボ科	アジアイトトンボ	○	○			○						NT					
2			ホソミイトトンボ	△					○					NT					
3			セスジイトトンボ	△										EX					
4		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	○										VU	NT				
5			アオヤンマ	△										VU	NT				
6			マルタンヤンマ	△					○					VU					
7			コシボソヤンマ	△						○				NT					
8			サラヤンマ	○										NT					
9		サナエトンボ科	キイロサナエ	○										DD	NT				
10			ヒメサナエ	○										NT					
11			オジロサナエ	△				○						NT					
12			フタスジサナエ	△				○	○			○		VU	NT				
13		エゾトンボ科	ハネビロエゾトンボ	○				○	○					DD	VU				
14		トンボ科	ハッチョウトンボ	○							○			CR+EN					
15			コノシメトンボ	○	○			○						VU					
16			ナニワトンボ	△				○	○					NT	VU				
17			マイコアカネ	○	○									VU					
18			ヒメアカネ	○				○						NT					
19	カミキリ目	カミキリ科	ウスバカマキリ	○										DD	DD				
20	バッタ目	バッタ科	セグロバッタ (セグロイナゴ)	○										DD					
21	カメムシ目	アメンボ科	ハネナシアメンボ	○										DD					
22		ミズムシ科	オオミズムシ	○										NT	NT				
23			ミヤケミズムシ	○										NT	NT				
24		コオイムシ科	コオイムシ	○								○		NT	NT				
25		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ	○										DD					
26		ナベブタムシ科	ナベブタムシ	△										NT					
27	チョウ目	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種	△										NT					
28			ホソバセセリ	△										NT					
29			オオチャバネセセリ	△			○							NT					
30			キマダラセセリ	△			○							NT					
31			ヘリグロチャバネセセリ	△			○					○		NT					
32		シジミチョウ科	オオミドリシジミ	△			○							NT					
33			ウラナミアカシジミ	△										VU					
34			ミドリシジミ	○			○							NT					
35			ウラミスジシジミ	○										NT					
36			シルビアシジミ	○										CR+EN	EN				
37		タテハチョウ科	コムラサキ	△	○		○							NT					
38			ウラギンスジヒョウモン	○										CR+EN	VU				
39			スミナガシ	△										NT					
40			ミスジチョウ	△									○	NT					
41			オオムラサキ	△										NT	NT				
42		アゲハチョウ科	カラスアゲハ本土亜種	△			○					○		NT					
43			オナガアゲハ	△			○					○		NT					
44		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	△										CR+EN	EN				
45		カギバガ科	ナカモンカギバ	○										DD					
46		ドクガ科	ブチヒゲヤナギドクガ	○										CR+EN					
47		ヤガ科	ニセタバコガ	△										NT					
48			リンゴケンモン	○										VU					
49			ナマリキシタバ	○										NT					
50			カバフキシタバ	○										VU					
51			アサマキシタバ	△							○			NT					

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.1.28(1) 既往資料で確認された昆虫類注目種

No.	目名	科名	種名	確認資料									選定根拠					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	
				香川県 RDB	坂出 発電所 17A-151	坂出 発電所 17A-152	五色台 17A-153	五色台 17A-154	魚の池 17A-155	自然 科学館 17A-156	五色台 17A-157	五色台 17A-158	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物	
1	トンボ目	イトトンボ科	アジイトトンボ	○	○			○						VU				
2			ホソミイトトンボ	△					○					NT				
3			セスジイトトンボ	△										NT				
4		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	○										VU	NT			
5			アオヤンマ	△										VU	NT			
6			マルタンヤンマ	△					○					VU				
7			コシボソヤンマ	△										NT				
8			サラサヤンマ	○										NT				
9		サナエトンボ科	キイロサナエ	○										DD	NT			
10			ヒメサナエ	○										NT				
11			オジロサナエ	△				○						NT				
12			フタスジサナエ	△				○	○			○		VU	NT			
13		エゾトンボ科	ハネヒロエゾトンボ	○				○	○					DD	VU			
14		トンボ科	ハッチョウトンボ	○							○			CR+EN				
15			コノシメトンボ	○	○			○						VU				
16			ナニワトンボ	△				○	○					NT	VU			
17			マイコアカネ	○	○									VU				
18			ヒメアカネ	○				○						NT				
19	カミキリ目	カミキリ科	ウスバカマキリ	○										DD	DD			
20	バッタ目	バッタ科	セグロバッタ (セグロイナゴ)	○										DD				
21	カメムシ目	アメンボ科	ハネナシアメンボ	○										DD				
22		ミズムシ科	オオミズムシ	○										NT	NT			
23			ミヤケミズムシ	○										NT	NT			
24		コオイムシ科	コオイムシ	○								○		NT	NT			
25		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ	○										DD				
26		ナベバタムシ科	ナベバタムシ	△										NT				
27	チョウ目	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種	△										NT				
28			ホソバセセリ	△										NT				
29			オオチャバネセセリ	△			○							NT				
30			キマダラセセリ	△			○							NT				
31			ヘリグロチャバネセセリ	△			○				○			NT				
32		シジミチョウ科	オオミドリシジミ	△			○							NT				
33			ウラナミアカシジミ	△										VU				
34			ミドリシジミ	○			○							NT				
35			ウラミスジシジミ	○										NT				
36			シルビアシジミ	○										CR+EN	EN			
37		タテハチョウ科	コムラサキ	△	○		○							NT				
38			ウラギンスジセヨウモン	○										CR+EN	VU			
39			スミナガシ	△										NT				
40			ミスジチョウ	△								○		NT				
41			オオムラサキ	△										NT	NT			
42		アゲハチョウ科	カラスアゲハ本土亜種	△			○					○		NT				
43			オナガアゲハ	△			○					○		NT				
44		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	△										CR+EN	EN			
45		カギバガ科	ナカモンカギバ	○										DD				
46		ドクガ科	ブチヒゲヤナギドクガ	○										CR+EN				
47		ヤガ科	ニセタバコガ	△										NT				
48			リンゴケンモン	○										VU				
49			ナマリキシタバ	○										NT				
50			カバフキシタバ	○										VU				
51			アサマキシタバ	△							○			NT				

誤記の
内容
(続き)

【誤】

表 3.1.30(1) 既往資料で確認された貝類注目種

No.	目名	科名	種名	確認資料					選定根拠				
				1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
				香川県 RDB	五色台 陸貝 2005	五色台 陸貝 2006	木沢塩 田跡地	五色台 ビシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物
1	古腹足目	コガモガイ科	ツボミガイ	○					NT	NT			
2		ニシキウズガイ科	イボキサゴ						NT	NT			
3	アマオブネ型目	アマオブネ科	ウミヒメカノコ	○					VU	VU			
4		ユキスズメ科	ミヤコドリ						VU	NT			
5	新生腹足目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ		○	○				NT			
6		ウミミナ科	ウミミナ				○			NT			
7			イボウミミナ	○					CR+EN	VU			
8		カワニナ科	チリメンカワニナ	○					DD				
9		タマガイ科	アダムズタマガイ	○					VU	NT			
10		イソコハクガイ科	シラギク	○					NT	NT			
11		ハナゴウナ科	ヒモイカリナマコツマミガイ	○					VU	VU			
12		フジツガイ科	ウネボラ	○					CR+EN	EN			
13		エゾバイ科	オガイ	○					VU	EN			
14		フトコロガイ科	マルテンスマツムシガイ	○					CR+EN	CR+EN			
15		オリエレヨフバイ科	ウネムシロ	○					CR+EN	CR+EN			
16			ムシロガイ	○					VU	NT			
17		コロモガイ科	オリエレボラ	○					CR+EN	VU			
18		キバウミミナ科	フトヘナタリ				○		NT	NT			
19			ヘナタリ	○					CR+EN	NT			
20		カワザンショウガイ科	ヨシダカワザンショウガイ	○					CR+EN	NT			
21			ツブカワザンショウガイ	○					VU	NT			
22			クリイロカワザンショウガイ	○					NT	NT			
23			カワザンショウガイ	○					NT				
24			ヒラドカワザンショウガイ	○					NT				
25		クビキレガイ科	ヤマトクビキレガイ	○					VU				
26		ゴマガイ科	シコクゴマガイ	○	○	○			NT				
27		エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	△					VU				
28			マメタニシ	△					VU				

【正】

表 3.1.30(1) 既往資料で確認された貝類注目種

No.	目名	科名	種名	確認資料					選定根拠				
				1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
				香川県 RDB	五色台 陸貝 2005	五色台 陸貝 2006	木沢塩 田跡地	五色台 ビシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物
1	古腹足目	コガモガイ科	ツボミガイ	○					NT	NT			
2		ニシキウズガイ科	イボキサゴ						NT	NT			
3	アマオブネ型目	アマオブネ科	ウミヒメカノコ	○					VU	VU			
4		ユキスズメ科	ミヤコドリ	△					VU	NT			
5	新生腹足目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ		○	○			NT	NT			
6		ウミミナ科	ウミミナ				○			NT			
7			イボウミミナ	○					CR+EN	VU			
8		カワニナ科	チリメンカワニナ	○					DD				
9		タマガイ科	アダムズタマガイ	○					VU	NT			
10		イソコハクガイ科	シラギク	○					NT	NT			
11		ハナゴウナ科	ヒモイカリナマコツマミガイ	○					VU	VU			
12		フジツガイ科	ウネボラ	○					CR+EN	EN			
13		エゾバイ科	オガイ	○					VU	EN			
14		フトコロガイ科	マルテンスマツムシガイ	○					CR+EN	CR+EN			
15		オリエレヨフバイ科	ウネムシロ	○					CR+EN	CR+EN			
16			ムシロガイ	○					VU	NT			
17		コロモガイ科	オリエレボラ	○					CR+EN	VU			
18		キバウミミナ科	フトヘナタリ				○		NT	NT			
19			ヘナタリ	○					CR+EN	NT			
20		カワザンショウガイ科	ヨシダカワザンショウガイ	○					CR+EN	NT			
21			ツブカワザンショウガイ	○					VU	NT			
22			クリイロカワザンショウガイ	○					NT	NT			
23			カワザンショウガイ	○					NT				
24			ヒラドカワザンショウガイ	○					NT				
25		クビキレガイ科	ヤマトクビキレガイ	○					VU				
26		ゴマガイ科	シコクゴマガイ	○	○	○			NT				
27		エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	△					NT	VU			
28			マメタニシ	△					CR+EN	CR			

誤記の
内容
(続き)

【誤】

表 3.1.30(2) 既往資料で確認された貝類注目種

No.	目名	科名	種名	確認資料					選定根拠				
				1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
				香川県 RDB	五色台 陸貝 2005	五色台 陸貝 2006	木沢塩 田跡地	五色台 ビシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物
29	異鰓目	トウガタガイ科	イソチドリ	○					CR+EN	CR+EN			
30		オカミミガイ科	ナギサノシタタリガイ	○					CR+EN				
31			ウスコミミガイ	△					VU	NT			
32		モノアラガイ科	モノアラガイ	△					DB	NT			
33		ヒラマキミズ科	ヒメヒラマキミズマイマイ	○					CR+EN	EN			
34		ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ	○					NT				
35		キセルガイ科	ホソヒメギセル	△	○	○			NT	VU			
36			オオギセル	△					CR+EN	NT			
37			コンボウギセル	△					NT				
38			モリサキギセル							NT			
39			コシボソギセル	△	○	○				NT			
40		ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			○							
41			オオウエキビ		○	○							
42			ヒメハリマキビ			○							
43			ウムムラシタラガイ		○	○							
44		ホソアシヒダナメクジ科	イボイボナメクジ	△					VU	NT			
45		ナンバンマイマイ科	トサビロウドマイマイ	△	○	○			VU	VU			
46			チクヤケマイマイ	○		○			NT	NT			
47			ハタケダマイマイ	△		○			CR+EN	NT			
48			イソムラマイマイ	△		○			CR+EN	CR+EN			
49			マヤサンマイマイ	○					CR+EN	VU			
50	イシガイ目	イシガイ科	マツカサガイ	△					CR+EN	NT			
51	マルスダレガイ目	チドリマスオ科	クチバガイ				○			NT			
52	キヌタレガイ目	キヌタレガイ科	アサヒキヌタレ	○					CR+EN	VU			
53	フネガイ目	フネガイ科	ヒメエガイ	○					CR+EN	EN			
54			サルボウ	△					DD				
55			ハイガイ	○					DD	VU			
56	ザルガイ目	アサジガイ科	フルイガイ	○					CR+EN	CR+EN			
57		ニッコウガイ科	ウズザクラ	○					NT	NT			
58		バカガイ科	オオトリガイ	△					VU	NT			
59			ミルクイ	○					NT	VU			
60			バカガイ	△					NT				
61		マルスダレ科	オキシジミ	△					NT				
62			シラオガイ	○					CR+EN	NT			
63			ハマグリ	○					CR+EN	VU			
64			ケマンガイ	△					NT	NT			
65		ウロコガイ科	ニッポンマメアゲマキ	△					VU	NT			
66			オウギウロコガイ	○					CR+EN	CR+EN			
67			マツモトウロコガイ	○					VU	NT			
68		マメシジミ科	ドブシジミ	△					NT				
69	ニオガイ目	オオノガイ科	オオノガイ	△					NT	NT			
	10目	40科	69種	58種	7種	12種	3種	0種	60種	51種	0種	0種	0種

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.1.30(2) 既往資料で確認された貝類注目種

No.	目名	科名	種名	確認資料					選定根拠				
				1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
				香川県 RDB	五色台 陸貝 2005	五色台 陸貝 2006	木沢塩 田跡地	五色台 ビシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物
29	異鰓目	トウガタガイ科	イソチドリ	○					CR+EN	CR+EN			
30		オカミガイ科	ナギサノシタタリガイ	○					CR+EN				
31			ウスコミガイ	△					VU	NT			
32		モノアラガイ科	モノアラガイ	△					DD	NT			
33		ヒラマキミズ科	ヒメヒラマキミズマイマイ	○					CR+EN	EN			
34		ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ	○					NT				
35		キセルガイ科	ホソヒメギセル	△	○	○			NT	VU			
36			オオギセル	△					CR+EN	NT			
37			コンボウギセル	△					NT				
38			モリサキギセル	△					NT	NT			
39			コシボソギセル	△	○	○			NT	NT			
40		ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			○				NT			
41			オオウエキビ		○	○				DD			
42			ヒメハリマキビ			○				NT			
43			ウムムラシタラガイ		○	○				NT			
44		ホソアシヒダナメクジ科	イボイボナメクジ	△					VU	NT			
45		ナンバンマイマイ科	トサビロウドマイマイ	△	○	○			VU	VU			
46			チクヤケマイマイ	○		○			NT	NT			
47			ハタケダマイマイ	△		○			CR+EN	NT			
48			イソムラマイマイ	△		○			CR+EN	CR+EN			
49			マヤサンマイマイ	○					CR+EN	VU			
50	イシガイ目	イシガイ科	マツカサガイ	△					CR+EN	NT			
51	マルスダレガイ目	チドリマスオ科	クチバガイ				○			NT			
52	キヌタレガイ目	キヌタレガイ科	アサヒキヌタレ	○					CR+EN	VU			
53	フネガイ目	フネガイ科	ヒメエガイ	○					CR+EN	EN			
54			サルボウ	△					DD				
55			ハイガイ	○					DD	VU			
56	ザルガイ目	アサジガイ科	フルイガイ	○					CR+EN	CR+EN			
57		ニッコウガイ科	ウズザクラ	○					NT	NT			
58		バカガイ科	オオトリガイ	△					VU	NT			
59			ミルクイ	○					NT	VU			
60			バカガイ	△					NT				
61		マルスダレ科	オキシジミ	△					NT				
62			シラオガイ	○					CR+EN	NT			
63			ハマグリ	○					CR+EN	VU			
64			ケマンガイ	△					NT	NT			
65		ウロコガイ科	ニッポンマメアゲマキ	△					VU	NT			
66			オウギウロコガイ	○					CR+EN	CR+EN			
67			マツモトウロコガイ	○					VU	NT			
68		マメシジミ科	ドブシジミ	△					NT				
69	ニオガイ目	オオノガイ科	オオノガイ	△					NT	NT			
	10目	40科	69種	60種	7種	12種	3種	0種	63種	57種	0種	0種	0種

項目 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2)植物 1)陸生植物
①植物相(維管束植物)

記載頁 本編 3.1-82~83

誤記の内容 【表 3.1.31(2) 既往資料で確認された植物相の注目種】
【表 3.1.31(3) 既往資料で確認された植物相の注目種】
ミスミソウの環境省 RL 及びノタヌキモの香川県 RDB のカテゴリーが誤っていたため、修正しました。

【誤】

表 3.1.31(2) 既往資料で確認された植物相の注目種

No.	科名	種名	確認資料						選定根拠				
			1 香川県 RDB	2 坂出 発電所 リブレイク	3 五色台 灯台	4 坂出市の 埋立地及 び河川敷	5 五色台 ハツチカ 灯台	6 五色台 ビジター センター	A 香川県 RDB	B 環境省 RL	C 香川県 希少野 生生物	D 種の 保存法	E 天然 記念物
41	ラン科	エビネ	△						NT	NT			
42		ギンラン	△						VU				
43		キンラン	○						VU	VU			
44		カキラン	△					○	VU				
45		ミズトンボ	△					○	CR+EN	VU			
46		ジガバチソウ	△						NT				
47		クモキリソウ	△						NT				
48		コケイラン	△						NT				
49		サギソウ	△					○	CR+EN	NT			
50		コバノトンボソウ	○						CR+EN				
51		トキソウ	○						CR+EN	NT			
52	アヤメ科	ノハナショウブ	△					VU					
53	ミズアオイ科	ミズアオイ	△					CR+EN	NT				
54	ガマ科	ミクリ	△					CR+EN	NT				
55		ヤマトミクリ	△					CR+EN	NT				
56		ナガエミクリ	△					VU	NT				
57		コガマ	○						NT				
58	ホシクサ科	ツクシクロイヌノヒゲ	△					VU	VU				
59		オオホシクサ	△					VU					
60		ヤマトホシクサ	△					CR+EN	VU				
61		イヌノヒゲ	△					VU					
62		クロホシクサ	△					CR+EN	VU				
63	カヤツリグサ科	オニスゲ	△					CR+EN					
64		シオクグ	△					NT					
65		ミズガヤツリ	△					CR+EN					
66		クロタマガヤツリ	△					CR+EN					
67		ヒンジガヤツリ	△					NT					
68		シズイ	○					VU					
69		サンカクイ	△					CR+EN					
70	イネ科	ヤマアワ	△					CR+EN					
71		ヒナザサ	△					CR+EN	NT				
72		ケカモノハシ	△					VU					
73		ミノボロ	△					VU					
74		アイアシ	△					VU					
75		セイタカヨシ	○			○		NT					
76	メギ科	サイコクイカリソウ	○					VU	VU				
77	キンボウゲ科	ミスミソウ	△					NT	VU				
78		イワカラマツ	○					DD	VU				
79	アリノトウグサ科	フサモ	△					VU					
80	ハマビシ科	ハマビシ	△					CR+EN	EN				
81	バラ科	ツチグリ	○					VU	VU				
82		シロヤマブキ	○					VU	EN				
83	ニシキギ科	ウメバチソウ	△					CR+EN					
84	オトギリソウ科	トモエソウ	△					CR+EN					
85		アゼオトギリ	△					CR+EN	EN				
86		ミズオトギリ	△					CR+EN					
87	ミソハギ科	ヒメキカシグサ	△					CR+EN	CR				
88		ミズマツバ	△					VU	VU				
89	イソマツ科	ハマサジ	○					NT	NT				

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3. 1. 31 (2) 既往資料で確認された植物相の注目種

No.	科名	種名	確認資料						選定根拠				
			1 香川県 RDB	2 坂出 発電所 リブレス?	3 五色台 かんぼ	4 坂出市の 埋立地及 び河川敷	5 五色台 ハナヨク トシ	6 五色台 ビシター センター	A 香川県 RDB	B 環境省 RL	C 香川県 希少野 生生物	D 種の 保存法	E 天然 記念物
41	ラン科	エビネ	△						NT	NT			
42		ギンラン	△						VU				
43		キンラン	○						VU	VU			
44		カキラン	△					○	VU				
45		ミズトンボ	△					○	CR+EN	VU			
46		ジガバチソウ	△						NT				
47		クモキリソウ	△						NT				
48		コケイラン	△						NT				
49		サギソウ	△					○	CR+EN	NT			
50		コバノトンボソウ	○						CR+EN				
51		トキソウ	○						CR+EN	NT			
52	アヤメ科	ノハナショウブ	△						VU				
53	ミズアオイ科	ミズアオイ	△						CR+EN	NT			
54	ガマ科	ミクリ	△						CR+EN	NT			
55		ヤマトミクリ	△						CR+EN	NT			
56		ナガエミクリ	△						VU	NT			
57		コガマ	○						NT				
58	ホシクサ科	ツクシクロイヌノヒゲ	△						VU	VU			
59		オオホシクサ	△						VU				
60		ヤマトホシクサ	△						CR+EN	VU			
61		イヌノヒゲ	△						VU				
62		クロホシクサ	△						CR+EN	VU			
63	カヤツリグサ科	オニスゲ	△						CR+EN				
64		シオクグ	△						NT				
65		ミズガヤツリ	△						CR+EN				
66		クロタマガヤツリ	△						CR+EN				
67		ヒンジガヤツリ	△						NT				
68		シズイ	○						VU				
69		サンカクイ	△						CR+EN				
70		イネ科	ヤマアワ	△						CR+EN			
71		ヒナザサ	△						CR+EN	NT			
72		ケカモノハシ	△						VU				
73		ミノボロ	△						VU				
74		アイアシ	△						VU				
75		セイタカヨシ	○				○		NT				
76	メギ科	サイコクイカリソウ	○						VU	VU			
77	キンボウゲ科	ミスミソウ	△						NT	NT			
78		イワカラマツ	○						DD	VU			
79	アリノトウグサ科	フサモ	△						VU				
80	ハマビシ科	ハマビシ	△						CR+EN	EN			
81	バラ科	ツチグリ	○						VU	VU			
82		シロヤマブキ	○						VU	EN			
83	ニシキギ科	ウメバチソウ	△						CR+EN				
84	オトギリソウ科	トモエソウ	△						CR+EN				
85		アゼオトギリ	△						CR+EN	EN			
86		ミスオトギリ	△						CR+EN				
87	ミンハギ科	ヒメキカシグサ	△						CR+EN	CR			
88		ミズマツバ	△						VU	VU			
89	イソマツ科	ハマサジ	○						NT	NT			

誤記の
内容

【誤】

表 3. 1. 31 (3) 既往資料で確認された植物相の注目種

No.	科名	種名	確認資料						選定根拠				
			1	2	3	4	5	6	A	B	C	D	E
			香川県 RDB	坂出 発電所 リレー2	五色台 灯台	坂出市の 埋立地及 び河川敷	五色台 ハツコウ トンネル	五色台 ビシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物
90	タデ科	サイコクヌカボ	△						VU	VU			
91		ヌカボタデ	△						NT	VU			
92		コギシギシ	△						NT	VU			
93	ナデシコ科	ミミナグサ	○	○					NT				
94		ヒメケフシグロ	△						CR+EN				
95		ウシオツメクサ	○	○					CR+EN				
96	ヒユ科	イソホウキギ	○	○					NT				
97		アッケシソウ	○						CR+EN	VU			
98		マツナ	○	○					NT				
99		ハママツナ	○			○			NT				
100	サクラソウ科	クサレダマ	○						CR+EN				
101	ツバキ科	ナツツバキ	△	○					NT				
102	リンドウ科	センブリ	○		○			○	NT				
103		ムラサキセンブリ	○						CR+EN	NT			
104		イスセンブリ	△						CR+EN	VU			
105	マチン科	アイナユ	△						CR+EN				
106	キョウチクトウ科	スズサイコ	△						VU	NT			
107	オオバコ科	キクモ	△						NT				
108		イヌノフグリ	○						VU	VU			
109	シソ科	シロネ	△						CR+EN				
110		ナミキソウ	△						CR+EN				
111	オオバコ科	スズメハコバ	△						CR+EN	VU			
112	ハマウツボ科	ゴマクサ	△						CR+EN	VU			
113		オオヒキヨモギ	△						VU	VU			
114	タヌキモ科	ノタヌキモ	△						NT	VU			
115		イヌタヌキモ	△						VU	NT			
116		ミミカキグサ	○					○	NT				
117		ホザキノミミカキグサ	○						VU				
118		ムラサキミミカキグサ	△					○	CR+EN	NT			
119	キキョウ科	キキョウ	○						NT	VU			
120	ミツガシワ科	ガガバタ	△						VU	NT			
121	キク科	フクド	○						VU	NT			
122		ノジギク	△						CR+EN				
123		キセルアザミ	△						VU				
124		スイラン	△						VU				
125		カセンソウ	○						NT				
126		タカサゴソウ	△						VU	VU			
127		ハマニガナ	△						NT				
128		ネコノシタ	△						CR+EN				
129		アキノハハコグサ	△						CR+EN	EN			
130		ミヤコアザミ	△						CR+EN				
131		ヒメヒゴタイ	△						CR+EN	VU			
132		サワオグルマ	△						NT				
133		ウラギク	○						VU	NT			
134	セリ科	ミシマサイコ	○						VU	VU			
135		ハマゼリ	△			○			NT				
136	レンブクソウ科	チョウジガマズミ	△						VU	NT			
137	スイカズラ科	オミナエシ	○	○					NT				
	54科	137種	137種	7種	1種	3種	5種	1種	137種	65種	1種	0種	0種

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3. 1. 31 (3) 既往資料で確認された植物相の注目種

No.	科名	種名	確認資料						選定根拠					
			1	2	3	4	5	6	A	B	C	D	E	
			香川県 RDB	坂出 発電所 リブレス	五色台 灯台	坂出市の 埋立地及 び河川敷	五色台 ハナヨウ 灯台	五色台 ピシター センター	香川県 RDB	環境省 RL	香川県 希少野 生生物	種の 保存法	天然 記念物	
90	タデ科	サイコクヌカボ	△							VU	VU			
91		ヌカボタデ	△							NT	VU			
92		コギシギシ	△							NT	VU			
93	ナデシコ科	ミミナグサ	○	○						NT				
94		ヒメケフシグロ	△							CR+EN				
95		ウシオツメクサ	○	○						CR+EN				
96	ヒユ科	イソホウキギ	○	○						NT				
97		アッケシソウ	○							CR+EN	VU			
98		マツナ	○	○						NT				
99		ハママツナ	○			○				NT				
100	サクラソウ科	クサレダマ	○							CR+EN				
101	ツバキ科	ナツツバキ	△	○						NT				
102	リンドウ科	センブリ	○		○				○	NT				
103		ムラサキセンブリ	○							CR+EN	NT			
104		イヌセンブリ	△							CR+EN	VU			
105	マチン科	アイナユ	△							CR+EN				
106	キョウチクトウ科	スズサイコ	△							VU	NT			
107	オオバコ科	キクモ	△							NT				
108		イヌノフグリ	○							VU	VU			
109	シソ科	シロネ	△							CR+EN				
110		ナミキソウ	△							CR+EN				
111	オオバコ科	スズメハコベ	△							CR+EN	VU			
112	ハマウツボ科	ゴマクサ	△							CR+EN	VU			
113		オオヒキヨモギ	△							VU	VU			
114	タヌキモ科	ノタヌキモ	△							CR+EN	VU			
115		イヌタヌキモ	△							VU	NT			
116		ミミカキグサ	○					○		NT				
117		ホザキノミミカキグサ	○							VU				
118		ムラサキミミカキグサ	△					○		CR+EN	NT			
119	キキョウ科	キキョウ	○							NT	VU			
120	ミツガシラ科	ガガバタ	△							VU	NT			
121	キク科	フクド	○							VU	NT			
122		ノジギク	△							CR+EN				
123		キセルアザミ	△							VU				
124		スイラン	△							VU				
125		カセンソウ	○							NT				
126		タカサゴソウ	△							VU	VU			
127		ハマニガナ	△							NT				
128		ネコノシタ	△							CR+EN				
129		アキノハハコグサ	△							CR+EN	EN			
130		ミヤコアザミ	△							CR+EN				
131		ヒメヒゴタイ	△							CR+EN	VU			
132		サワオグルマ	△							NT				
133		ウラギク	○							VU	NT			
134	セリ科	ミシマサイコ	○							VU	VU			
135		ハマゼリ	△			○				NT				
136	レンブクソウ科	チョウジガマズミ	△							VU	NT			
137	スイカズラ科	オミナエシ	○	○						NT				
	54科	137種	137種	7種	1種	3種	5種	1種	137種	65種	1種	0種	0種	

項 目	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2)人と自然との触れ合いの活動の場
記載頁	本編 3.1-97
誤記の内容	<p>【本文 (2)人と自然との触れ合いの活動の場】 誤った数値を記載していたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>(2) 人と自然との触れ合いの活動の場 調査対象地域における人と自然との触れ合いの活動の場の概要を表 3.1.37 に、その分布状況を図 3.1.49 に示す。 調査対象地域には、釣り場、公園合わせて7ヵ所が分布している。 対象事業実施区域の周辺は沿岸部（岸壁）であり、釣りを楽しむ人々の姿がみられる。</p> <p>【正】</p> <p>(2) 人と自然との触れ合いの活動の場 調査対象地域における人と自然との触れ合いの活動の場の概要を表 3.1.37 に、その分布状況を図 3.1.49 に示す。 調査対象地域には、釣り場、公園合わせて6ヵ所が分布している。 対象事業実施区域の周辺は沿岸部（岸壁）であり、釣りを楽しむ人々の姿がみられる。</p>
関連頁	本編 6.11-1 本編 3.1-97 の修正にあわせて、関連箇所を修正

項目 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 (2) 漁業権の設定

記載頁 本編 3.2-8

誤記の内容 **【表 3.2.11 共同漁業権の内容】**
 一部の内容に記載漏れがあったため、修正しました。

【誤】

表 3.2.11 共同漁業権の内容

免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業権者
共第 70 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業	坂出市漁業協同組合
共第 71 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業、うに漁業	坂出市漁業協同組合
共第 72 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業	与島漁業協同組合
共第 74 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業	与島漁業協同組合
共第 236 号	第二種共同漁業	藻建網漁業、磯建網漁業	坂出市漁業共同組合 高松市瀬戸内漁業協同組合 香西漁業協同組合 松山漁業協同組合 宇多津漁業協同組合 丸亀市漁業協同組合
共第 238 号	第二種共同漁業	藻建網漁業、磯建網漁業	塩飽漁業協同組合
共第 240 号	第二種共同漁業	藻建網漁業、磯建網漁業	塩飽漁業協同組合
共第 341 号	第二種共同漁業	雑魚網漁業	松山漁業協同組合
共第 503 号	第三種共同漁業	つきいそ漁業	松山漁業協同組合

資料：「香川県報 漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等の決定」（平成 25 年 8 月 16 日、香川県告示第 377 号）、「香川県報 漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許」（平成 26 年 1 月 7 日、香川県告示第 5 号）より作成

【正】

表 3.2.11 共同漁業権の内容

免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業権者
共第 70 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業、 うに漁業	坂出市漁業協同組合
共第 71 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業、うに漁業	坂出市漁業協同組合
共第 72 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業	与島漁業協同組合
共第 74 号	第一種共同漁業	わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業	与島漁業協同組合
共第 236 号	第二種共同漁業	藻建網漁業、磯建網漁業	坂出市漁業共同組合 高松市瀬戸内漁業協同組合 香西漁業協同組合 松山漁業協同組合 宇多津漁業協同組合 丸亀市漁業協同組合
共第 238 号	第二種共同漁業	藻建網漁業、磯建網漁業	塩飽漁業協同組合
共第 240 号	第二種共同漁業	藻建網漁業、磯建網漁業	塩飽漁業協同組合
共第 341 号	第二種共同漁業	雑魚網漁業	松山漁業協同組合
共第 503 号	第三種共同漁業	つきいそ漁業	松山漁業協同組合

資料：「香川県報 漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等の決定」（平成 25 年 8 月 16 日、香川県告示第 377 号）、「香川県報 漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許」（平成 26 年 1 月 7 日、香川県告示第 5 号）より作成

項目	3.2.4 交通の状況 (1)陸上交通																																																																																																																																			
記載頁	本編 3.2-16																																																																																																																																			
誤記の内容	<p>【表 3.2.17 主要な道路の自動車交通量】 「昼間 12 時間大型車混入率」の値を記載すべきところ、「昼間 12 時間ピーク比率」の値を記載していたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.2.17 主要な道路の自動車交通量</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査単位 区間番号</th> <th>交通量観測地点地名</th> <th>路線名</th> <th>自動車 交通量 (台/12h)</th> <th>大型車 混入率 (%)</th> <th>交通量 伸び率 (H27/H22)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>10220</td><td>坂出市加茂町甲 588-2</td><td>一般国道 11 号</td><td>25,232</td><td>12.8</td><td>0.89</td></tr> <tr><td>2</td><td>10230</td><td>坂出市加茂町甲 588-2</td><td>一般国道 11 号</td><td>20,056</td><td>13.8</td><td>0.91</td></tr> <tr><td>3</td><td>10240</td><td>坂出市川津町字金山 1827-103</td><td>一般国道 11 号</td><td>20,494</td><td>14.1</td><td>0.98</td></tr> <tr><td>4</td><td>10530</td><td>坂出北 IC~坂出 IC</td><td>一般国道 30 号 (瀬戸中央道)</td><td>9,745</td><td>10.2</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>5</td><td>10540</td><td>坂出北 IC~坂出 IC</td><td>一般国道 30 号 (瀬戸中央道)</td><td>9,745</td><td>10.2</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>6</td><td>40660</td><td>坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先</td><td>坂出港線 (県道 19 号)</td><td>11,330</td><td>12.0</td><td>0.97</td></tr> <tr><td>7</td><td>61120</td><td>坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先</td><td>大屋富築港宇多津線 (県道 186 号)</td><td>23,188</td><td>9.8</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>8</td><td>61310</td><td>香川県坂出市西大浜北 1 丁目</td><td>瀬居坂出港線 (県道 192 号)</td><td>19,894</td><td>10.9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>注：1. 表中の数値は平日午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間観測値に基づく。 2. 大型車混入率は自動車交通量に対する大型車（バス、普通貨物車、特殊）交通量の割合を百分率で示したものの。</p> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 3.2.17 主要な道路の自動車交通量</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査単位 区間番号</th> <th>交通量観測地点地名</th> <th>路線名</th> <th>自動車 交通量 (台/12h)</th> <th>大型車 混入率 (%)</th> <th>交通量 伸び率 (H27/H22)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>10220</td><td>坂出市加茂町甲 588-2</td><td>一般国道 11 号</td><td>25,232</td><td>13.3</td><td>0.89</td></tr> <tr><td>2</td><td>10230</td><td>坂出市加茂町甲 588-2</td><td>一般国道 11 号</td><td>20,056</td><td>11.8</td><td>0.91</td></tr> <tr><td>3</td><td>10240</td><td>坂出市川津町字金山 1827-103</td><td>一般国道 11 号</td><td>20,494</td><td>11.1</td><td>0.98</td></tr> <tr><td>4</td><td>10530</td><td>坂出北 IC~坂出 IC</td><td>一般国道 30 号 (瀬戸中央道)</td><td>9,745</td><td>27.6</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>5</td><td>10540</td><td>坂出北 IC~坂出 IC</td><td>一般国道 30 号 (瀬戸中央道)</td><td>9,745</td><td>27.6</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>6</td><td>40660</td><td>坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先</td><td>坂出港線 (県道 19 号)</td><td>11,330</td><td>9.8</td><td>0.97</td></tr> <tr><td>7</td><td>61120</td><td>坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先</td><td>大屋富築港宇多津線 (県道 186 号)</td><td>23,188</td><td>18.4</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>8</td><td>61310</td><td>香川県坂出市西大浜北 1 丁目</td><td>瀬居坂出港線 (県道 192 号)</td><td>19,894</td><td>21.0</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>注：1. 表中の数値は平日午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間観測値に基づく。 2. 大型車混入率は自動車交通量に対する大型車（バス、普通貨物車、特殊）交通量の割合を百分率で示したものの。</p>						No.	調査単位 区間番号	交通量観測地点地名	路線名	自動車 交通量 (台/12h)	大型車 混入率 (%)	交通量 伸び率 (H27/H22)	1	10220	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	25,232	12.8	0.89	2	10230	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	20,056	13.8	0.91	3	10240	坂出市川津町字金山 1827-103	一般国道 11 号	20,494	14.1	0.98	4	10530	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	10.2	1.20	5	10540	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	10.2	1.20	6	40660	坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先	坂出港線 (県道 19 号)	11,330	12.0	0.97	7	61120	坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先	大屋富築港宇多津線 (県道 186 号)	23,188	9.8	1.25	8	61310	香川県坂出市西大浜北 1 丁目	瀬居坂出港線 (県道 192 号)	19,894	10.9	—	No.	調査単位 区間番号	交通量観測地点地名	路線名	自動車 交通量 (台/12h)	大型車 混入率 (%)	交通量 伸び率 (H27/H22)	1	10220	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	25,232	13.3	0.89	2	10230	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	20,056	11.8	0.91	3	10240	坂出市川津町字金山 1827-103	一般国道 11 号	20,494	11.1	0.98	4	10530	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	27.6	1.20	5	10540	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	27.6	1.20	6	40660	坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先	坂出港線 (県道 19 号)	11,330	9.8	0.97	7	61120	坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先	大屋富築港宇多津線 (県道 186 号)	23,188	18.4	1.25	8	61310	香川県坂出市西大浜北 1 丁目	瀬居坂出港線 (県道 192 号)	19,894	21.0	—
No.	調査単位 区間番号	交通量観測地点地名	路線名	自動車 交通量 (台/12h)	大型車 混入率 (%)	交通量 伸び率 (H27/H22)																																																																																																																														
1	10220	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	25,232	12.8	0.89																																																																																																																														
2	10230	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	20,056	13.8	0.91																																																																																																																														
3	10240	坂出市川津町字金山 1827-103	一般国道 11 号	20,494	14.1	0.98																																																																																																																														
4	10530	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	10.2	1.20																																																																																																																														
5	10540	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	10.2	1.20																																																																																																																														
6	40660	坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先	坂出港線 (県道 19 号)	11,330	12.0	0.97																																																																																																																														
7	61120	坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先	大屋富築港宇多津線 (県道 186 号)	23,188	9.8	1.25																																																																																																																														
8	61310	香川県坂出市西大浜北 1 丁目	瀬居坂出港線 (県道 192 号)	19,894	10.9	—																																																																																																																														
No.	調査単位 区間番号	交通量観測地点地名	路線名	自動車 交通量 (台/12h)	大型車 混入率 (%)	交通量 伸び率 (H27/H22)																																																																																																																														
1	10220	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	25,232	13.3	0.89																																																																																																																														
2	10230	坂出市加茂町甲 588-2	一般国道 11 号	20,056	11.8	0.91																																																																																																																														
3	10240	坂出市川津町字金山 1827-103	一般国道 11 号	20,494	11.1	0.98																																																																																																																														
4	10530	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	27.6	1.20																																																																																																																														
5	10540	坂出北 IC~坂出 IC	一般国道 30 号 (瀬戸中央道)	9,745	27.6	1.20																																																																																																																														
6	40660	坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先	坂出港線 (県道 19 号)	11,330	9.8	0.97																																																																																																																														
7	61120	坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先	大屋富築港宇多津線 (県道 186 号)	23,188	18.4	1.25																																																																																																																														
8	61310	香川県坂出市西大浜北 1 丁目	瀬居坂出港線 (県道 192 号)	19,894	21.0	—																																																																																																																														

項目 3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容
 (1) 公害関係法令に基づく指定状況 ① 環境基本法に基づく環境基準 ③ 水質汚濁に係る環境基準

記載頁 本編 3.2-31

誤記の内容 【表 3.2.30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）】
 記載漏れがあったため、修正しました。

【誤】

表 3.2.30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級、 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	

備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
 注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2.水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）より作成

【正】

表 3.2.30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級、 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
 注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2.水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）より作成

項 目	3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容 (1) 公害関係法令に基づく指定状況 1) 環境基本法に基づく環境基準 ⑤ 土壤汚染に係る環境基準
-----	--

記載頁	本編 3.2-36
-----	-----------

誤記の内容	<p>【表 3.2.32 土壤の汚染に係る環境基準】</p> <p>改正前の環境基準値を記載していたため、カドミウム、トリクロロエチレンの環境基準値の数値を修正しました。また、備考)2.に記載のあるカドミウムの検液中濃度に係る値についても修正しました。</p>
-------	---

【誤】

表 3.2.32 土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考) 1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2.カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4.有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	
5.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3. 2. 32 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

項目	3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容 (1) 公害関係法令に基づく指定状況 3) 公害防止に係る規制基準 ① 大気汚染に係る規制基準																																																						
記載頁	本編 3.2-39																																																						
誤記の内容	<p>【表 3.2.34 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要】</p> <p>有害大気汚染物質の数量及び有害大気汚染物質のうち、優先取組物質の数量について、見直し前の数量を記載していたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>表 3.2.34 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要</p> <table border="1" data-bbox="427 622 1265 1742"> <thead> <tr> <th colspan="2">物質名</th> <th>規制の方式と概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ばい煙</td> <td rowspan="5">硫酸化合物</td> <td>1) 排出口高さ(He)及び区域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm³/h) = K × 10⁻³ × He² *香川県のK値</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域等</th> <th>K値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)</td> </tr> <tr> <td>高松市の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.3.31以前設置の施設</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(香川県は対象地域なし)</td> </tr> <tr> <td>3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.5g/Nm³</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">有害物質</td> <td>カドミウム、カドミウム化合物</td> <td>施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm³</td> </tr> <tr> <td>塩素、塩化水素</td> <td>施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm³、塩化水素: 80,700mg/Nm³</td> </tr> <tr> <td>フッ素、フッ化水素等</td> <td>施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm³</td> </tr> <tr> <td>鉛、鉛化合物</td> <td>施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>窒素酸化物</td> <td>1) 施設・規模ごとの排出基準60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揮発性有機化合物(VOC)</td> <td>施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粉じん</td> <td>一般粉じん</td> <td>施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等</td> </tr> <tr> <td>特定粉じん(石綿)</td> <td>事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)</td> <td>事故時における措置を規定(事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">有害大気汚染物質</td> <td colspan="2">234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質</td> </tr> <tr> <td>指定物質</td> <td>知見の集積等、各主体の責務を規定(事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等)</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm³、既設: 100~1500mg/Nm³</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm³、既設: 300~500mg/Nm³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm³、既設: 300~500mg/Nm³</td> </tr> </tbody> </table>	物質名		規制の方式と概要	ばい煙	硫酸化合物	1) 排出口高さ(He)及び区域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² *香川県のK値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域等</th> <th>K値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)</td> </tr> <tr> <td>高松市の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.3.31以前設置の施設</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域等	K値	丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)	S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)	高松市の区域(島嶼部除く)	S49.3.31以前設置の施設	その他の区域		2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(香川県は対象地域なし)	3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)	ばいじん	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.5g/Nm ³	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³	塩素、塩化水素	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 、塩化水素: 80,700mg/Nm ³	フッ素、フッ化水素等	施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm ³	鉛、鉛化合物	施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm ³		窒素酸化物	1) 施設・規模ごとの排出基準60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)		揮発性有機化合物(VOC)	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC	粉じん	一般粉じん	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	特定粉じん(石綿)	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準		特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)	事故時における措置を規定(事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等)	有害大気汚染物質	234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質		指定物質	知見の集積等、各主体の責務を規定(事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等)	ベンゼン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm ³ 、既設: 100~1500mg/Nm ³	トリクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³		テトラクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³
物質名		規制の方式と概要																																																					
ばい煙	硫酸化合物	1) 排出口高さ(He)及び区域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² *香川県のK値																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域等</th> <th>K値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)</td> </tr> <tr> <td>高松市の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.3.31以前設置の施設</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域等	K値			丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)	S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)	高松市の区域(島嶼部除く)	S49.3.31以前設置の施設	その他の区域																																												
		地域等	K値																																																				
		丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)	S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)																																																				
		高松市の区域(島嶼部除く)	S49.3.31以前設置の施設																																																				
	その他の区域																																																						
	2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(香川県は対象地域なし)																																																						
	3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)																																																						
	ばいじん	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.5g/Nm ³																																																					
	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³																																																				
塩素、塩化水素		施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 、塩化水素: 80,700mg/Nm ³																																																					
フッ素、フッ化水素等		施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm ³																																																					
鉛、鉛化合物		施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm ³																																																					
	窒素酸化物	1) 施設・規模ごとの排出基準60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)																																																					
	揮発性有機化合物(VOC)	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC																																																					
粉じん	一般粉じん	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等																																																					
	特定粉じん(石綿)	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準																																																					
	特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)	事故時における措置を規定(事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等)																																																					
有害大気汚染物質	234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質																																																						
	指定物質	知見の集積等、各主体の責務を規定(事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等)																																																					
	ベンゼン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm ³ 、既設: 100~1500mg/Nm ³																																																					
	トリクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³																																																					
	テトラクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³																																																					

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3. 2. 34 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		規制の方式と概要											
ばい煙	硫黄酸化物	1) 排出口高さ(He)及び区域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 $\text{許容排出量 (Nm}^3/\text{h)} = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$ * 香川県のK値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域等</th> <th>K値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市、坂出市、宇多津町、 多度津町の区域 (島嶼部除く)</td> <td>S49. 4. 1以降設置の施設 (特別排出基準適用) S49. 3. 31以前設置の施設</td> <td>2. 34 6. 0</td> </tr> <tr> <td>高松市の区域(島嶼部除く)</td> <td></td> <td>11. 5</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> <td>17. 5</td> </tr> </tbody> </table> 注) この表の区域は、S51. 9. 1時点の行政区画による。 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(香川県は対象地域なし) 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)	地域等	K値	丸亀市、坂出市、宇多津町、 多度津町の区域 (島嶼部除く)	S49. 4. 1以降設置の施設 (特別排出基準適用) S49. 3. 31以前設置の施設	2. 34 6. 0	高松市の区域(島嶼部除く)		11. 5	その他の区域		17. 5
	地域等	K値											
	丸亀市、坂出市、宇多津町、 多度津町の区域 (島嶼部除く)	S49. 4. 1以降設置の施設 (特別排出基準適用) S49. 3. 31以前設置の施設	2. 34 6. 0										
	高松市の区域(島嶼部除く)		11. 5										
	その他の区域		17. 5										
	ばいじん	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0. 04~0. 5g/Nm ³											
	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	施設ごとの排出基準 1. 0mg/Nm ³										
		塩素、塩化水素	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 、塩化水素: 80, 700mg/Nm ³										
		フッ素、フッ化水素等	施設ごとの排出基準 1. 0~20mg/Nm ³										
		鉛、鉛化合物	施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm ³										
	窒素酸化物	1) 施設・規模ごとの排出基準60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし)											
揮発性有機化合物(VOC)		施設ごとの排出基準 400~60, 000ppmC											
粉じん	一般粉じん	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等											
	特定粉じん(石綿)	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準											
特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		事故時における措置を規定(事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等)											
有害大気汚染物質	248物質(群) このうち「優先取組物質」として23物質												
	指定物質	ベンゼン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm ³ 、既設: 100~1500mg/Nm ³										
		トリクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³										
		テトラクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³										

項 目	3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容 (1) 公害関係法令に基づく指定状況 3) 公害防止に係る規制基準 ⑤ 水質汚濁に係る規制基準																																																										
記載頁	本編 3.2-53																																																										
誤記の内容	<p>【表 3.2.52(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準 ア. 有害物質】 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の許容限度の値について、記載漏れがあったため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.2.52(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準</p> <p>ア. 有害物質</p> <table border="1" data-bbox="400 651 1302 1671"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.03mg/L</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>1mg/L</td></tr> <tr><td>有機燐化合物</td><td>1mg/L</td></tr> <tr><td>鉛及びその化合物</td><td>0.1mg/L</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>0.5mg/L</td></tr> <tr><td>砒素及びその化合物</td><td>0.1mg/L</td></tr> <tr><td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td><td>0.005mg/L</td></tr> <tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>0.003mg/L</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.1mg/L</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.1mg/L</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.2mg/L</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.02mg/L</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.04mg/L</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>1mg/L</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.4mg/L</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>3mg/L</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.06mg/L</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.02mg/L</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.06mg/L</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.03mg/L</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.2mg/L</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.1mg/L</td></tr> <tr><td>セレン及びその化合物</td><td>0.1mg/L</td></tr> <tr><td>ほう素及びその化合物</td><td>海域以外：10mg/L、海域：230mg/L</td></tr> <tr><td>ふっ素及びその化合物</td><td>海域以外：8mg/L、海域：15mg/L</td></tr> <tr><td>アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物</td><td>100mg/L</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.5mg/L</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）より作成</p>	項 目	許容限度	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	シアン化合物	1mg/L	有機燐化合物	1mg/L	鉛及びその化合物	0.1mg/L	六価クロム化合物	0.5mg/L	砒素及びその化合物	0.1mg/L	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	アルキル水銀化合物	検出されないこと	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	トリクロロエチレン	0.1mg/L	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ジクロロメタン	0.2mg/L	四塩化炭素	0.02mg/L	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	チウラム	0.06mg/L	シマジン	0.03mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L	ベンゼン	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外：10mg/L、海域：230mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外：8mg/L、海域：15mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
項 目	許容限度																																																										
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L																																																										
シアン化合物	1mg/L																																																										
有機燐化合物	1mg/L																																																										
鉛及びその化合物	0.1mg/L																																																										
六価クロム化合物	0.5mg/L																																																										
砒素及びその化合物	0.1mg/L																																																										
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L																																																										
アルキル水銀化合物	検出されないこと																																																										
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L																																																										
トリクロロエチレン	0.1mg/L																																																										
テトラクロロエチレン	0.1mg/L																																																										
ジクロロメタン	0.2mg/L																																																										
四塩化炭素	0.02mg/L																																																										
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L																																																										
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L																																																										
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L																																																										
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L																																																										
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L																																																										
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L																																																										
チウラム	0.06mg/L																																																										
シマジン	0.03mg/L																																																										
チオベンカルブ	0.2mg/L																																																										
ベンゼン	0.1mg/L																																																										
セレン及びその化合物	0.1mg/L																																																										
ほう素及びその化合物	海域以外：10mg/L、海域：230mg/L																																																										
ふっ素及びその化合物	海域以外：8mg/L、海域：15mg/L																																																										
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L																																																										
1,4-ジオキサン	0.5mg/L																																																										

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3. 2. 52(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

ア. 有害物質

項目	許容限度
カドミウム及びその他化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物	1mg/L
鉛及びその他化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外：10mg/L、海域：230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外：8mg/L、海域：15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計値)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

資料：「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)より作成

項目	3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容 (1) 公害関係法令に基づく指定状況 3) 公害防止に係る規制基準 ⑤ 水質汚濁に係る規制基準																																																																																																																																						
記載頁	本編 3.2-55																																																																																																																																						
誤記の内容	<p>【表 3.2.53 上乗せ排水基準（下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場）】</p> <p>表内の各特定事業場の生物化学的酸素要求量 (mg/L)、化学的酸素要求量 (mg/L)、浮遊物質質量 (mg/L)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) 及びフェノール類含有量 (mg/L) の値について、誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p>																																																																																																																																						
<p>表 3.2.53 上乗せ排水基準（下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場）</p>																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">項目 特定事業場の区分</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">生物化学的 酸素要求量 (mg/L)</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">化学的酸素 要求量 (mg/L)</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">浮遊物質質量 (mg/L)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">フェノール 類含有 量 (mg/L)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">鉍油類 含有量</th> <th style="text-align: center;">動植物 油脂類 含有量</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">最大</th> <th style="text-align: center;">日間 平均</th> <th style="text-align: center;">最大</th> <th style="text-align: center;">日間 平均</th> <th style="text-align: center;">最大</th> <th style="text-align: center;">日間 平均</th> <th style="text-align: center;">最大</th> <th style="text-align: center;">最大</th> <th style="text-align: center;">最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">下 水 道 整 備 地 域 以 外 の 地 域 に 設 置 す る も の</td> <td>化学工業に係るもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>石油精製業に係るもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼業に係るもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非鉄金属製造業に係るもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>金属製品製造業又は機械工業に係るもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス供給業又はコークス製造業に係るもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>廃油処理施設を設置するもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水処理施設を設置するもの</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他 の も の</td> <td>排水の量が1,000m³以上のもの</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水の量が1,000m³未満のもの</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水の量が500m³未満のもの</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目 特定事業場の区分		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質質量 (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)		フェノール 類含有 量 (mg/L)	鉍油類 含有量	動植物 油脂類 含有量	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	下 水 道 整 備 地 域 以 外 の 地 域 に 設 置 す る も の	化学工業に係るもの	15	10	15	10	15	10			1	石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1	鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2			非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1	金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	10	15	10	20	15	2			ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	15	10	2		1	廃油処理施設を設置するもの	15	10	15	10	25	20	2			下水処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50				そ の 他 の も の	排水の量が1,000m ³ 以上のもの	10	5	10	5	20	15	2	5		排水の量が1,000m ³ 未満のもの	15	10	15	10	30	20	3	10		排水の量が500m ³ 未満のもの	20	15	20	15	40	30	5	15	
項目 特定事業場の区分										生物化学的 酸素要求量 (mg/L)			化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質質量 (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)		フェノール 類含有 量 (mg/L)																																																																																																																				
				鉍油類 含有量	動植物 油脂類 含有量																																																																																																																																		
		最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大																																																																																																																													
下 水 道 整 備 地 域 以 外 の 地 域 に 設 置 す る も の	化学工業に係るもの	15	10	15	10	15	10			1																																																																																																																													
	石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1																																																																																																																													
	鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2																																																																																																																															
	非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1																																																																																																																													
	金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	10	15	10	20	15	2																																																																																																																															
	ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	15	10	2		1																																																																																																																													
	廃油処理施設を設置するもの	15	10	15	10	25	20	2																																																																																																																															
	下水処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50																																																																																																																																
そ の 他 の も の	排水の量が1,000m ³ 以上のもの	10	5	10	5	20	15	2	5																																																																																																																														
	排水の量が1,000m ³ 未満のもの	15	10	15	10	30	20	3	10																																																																																																																														
	排水の量が500m ³ 未満のもの	20	15	20	15	40	30	5	15																																																																																																																														
<p>備考) 1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。 2. 「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。 3. 「排水の量」とは、工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な水の量のうち、当該業種に係るものをいう。 4. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。 5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 6. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの最大量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 7. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するものに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。</p>																																																																																																																																							

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.2.53 上乘せ排水基準（下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場）

特定事業場の区分	項目	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)		フェノール類含有量 (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量		
								最大	最大	最大	
下水道整備地域以外の地域に設置するもの	畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの	80	60	80	60	80	60				
	化学工業に係るもの	排水の量が5,000m ³ 以上のもの	15	10	15	10	15	10			1
		排水の量が5,000m ³ 未満のもの	20	15	20	15	25	20			1
	石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1	
	鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2			
	非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1	
	金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	10	15	10	20	15	2			
	ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	15	10	2		1	
	廃油処理施設を設置するもの	15	10	15	10	25	20	2			
	し尿処理施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50				
下水道終末処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50					
みなし指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50					
その他のもの	排水の量が2,000m ³ 以上のもの	15	10	15	10	25	15	2	10		
	排水の量が2,000m ³ 未満のもの	20	15	20	15	30	20	3	15		
	排水の量が1,000m ³ 未満のもの	30	20	30	20	50	40	5	20		

備考) 1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。
 2. 「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
 3. 「排水の量」とは、工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な水の量のうち、当該業種に係るものをいう。
 4. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 6. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの最大量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 7. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するものみに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

項目	3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容 (1) 公害関係法令に基づく指定状況 3) 公害防止に係る規制基準 ⑥ 土壌汚染に係る規制基準																																																																																																												
記載頁	本編 3.2-57																																																																																																												
誤記の内容	<p>【表 3.2.55 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準】 クロロエチレンの土壌溶出量基準及び地下水基準が記載されていませんでしたので、追記しました。</p> <p>1,1-ジクロロエチレンの土壌溶出量基準の値及び 1,2-ジクロロエチレンの名称が誤っていたため修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>表 3.2.55 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準</p> <table border="1" data-bbox="371 703 1332 1722"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>特定有害物質の種類</th> <th>土壌溶出量基準 (mg/L)</th> <th>土壌含有量基準 (mg/kg)</th> <th>地下水基準 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">第一種特定有害物質</td> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002 以下</td> <td>—</td> <td>0.002 以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>0.004 以下</td> <td>—</td> <td>0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>0.02 以下</td> <td>—</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04 以下</td> <td>—</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>0.002 以下</td> <td>—</td> <td>0.002 以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>0.02 以下</td> <td>—</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01 以下</td> <td>—</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1 以下</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>0.006 以下</td> <td>—</td> <td>0.006 以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03 以下</td> <td>—</td> <td>0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.01 以下</td> <td>—</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第二種特定有害物質</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.01 以下</td> <td>150 以下</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>0.05 以下</td> <td>250 以下</td> <td>0.05 以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>検出されないこと</td> <td>50 以下 (遊離シアンとして)</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと</td> <td>15 以下</td> <td>水銀が 0.0005 以下、か つ、アルキル水銀が検 出されないこと</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.01 以下</td> <td>150 以下</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.01 以下</td> <td>150 以下</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.01 以下</td> <td>150 以下</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>0.8 以下</td> <td>4,000 以下</td> <td>0.8 以下</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>1 以下</td> <td>4,000 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第三種特定有害物質</td> <td>シマジン</td> <td>0.003 以下</td> <td>—</td> <td>0.003 以下</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>0.02 以下</td> <td>—</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>0.006 以下</td> <td>—</td> <td>0.006 以下</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>検出されないこと</td> <td>—</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>有機りん化合物</td> <td>検出されないこと</td> <td>—</td> <td>検出されないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成24年8月）より作成</p>	分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.02 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、か つ、アルキル水銀が検 出されないこと	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)																																																																																																									
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下																																																																																																									
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下																																																																																																									
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.02 以下																																																																																																									
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下																																																																																																									
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下																																																																																																									
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下																																																																																																									
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下																																																																																																									
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下																																																																																																									
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下																																																																																																									
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下																																																																																																									
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下																																																																																																									
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下																																																																																																									
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下																																																																																																									
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと																																																																																																									
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、か つ、アルキル水銀が検 出されないこと																																																																																																									
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下																																																																																																									
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下																																																																																																									
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下																																																																																																									
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下																																																																																																									
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下																																																																																																										
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下																																																																																																									
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下																																																																																																									
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下																																																																																																									
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと																																																																																																									
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと																																																																																																									

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.2.55 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、か つ、アルキル水銀が検 出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

資料：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）より作成

項 目	3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容 (3) 文化財保護法に基づく指定状況																																																		
記載頁	本編 3.2-66																																																		
誤記の内容	<p>【本文】 本文に記載がある国の指定文化財、県の指定文化財及び、登録有形文化財の箇所数について、修正しました。</p> <p>【誤】 坂出市内には、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく国の指定文化財が5箇所、県の指定文化財が9箇所、市の指定文化財が12箇所、登録有形文化財が6箇所ある（表3.2.60）。</p> <p>【正】 坂出市内には、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく国の指定文化財が7箇所、県の指定文化財が7箇所、市の指定文化財が12箇所、登録有形文化財が18箇所ある（表3.2.60）。</p> <p>【表 3.2.60 指定文化財等一覧】 関連する図表（表3.2.61、図3.2.25）と整合性を図るため、「令和2年1月1日」から「令和2年4月1日現在」の指定数に変更集計し、国指定の史跡の数を修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.2.60 指定文化財等一覧</p> <p style="text-align: right;">令和2年1月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="316 1182 1390 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>建造物</th> <th>史 跡</th> <th>名 勝</th> <th>天然記念物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市指定</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 3.2.60 指定文化財等一覧</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="316 1559 1390 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>建造物</th> <th>史 跡</th> <th>名 勝</th> <th>天然記念物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市指定</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		建造物	史 跡	名 勝	天然記念物	国指定	3	3	-	-	県指定	2	4	-	1	市指定	3	7	1	1	登録	18	-	-	-		建造物	史 跡	名 勝	天然記念物	国指定	3	4	-	-	県指定	2	4	-	1	市指定	3	7	1	1	登録	18	-	-	-
	建造物	史 跡	名 勝	天然記念物																																															
国指定	3	3	-	-																																															
県指定	2	4	-	1																																															
市指定	3	7	1	1																																															
登録	18	-	-	-																																															
	建造物	史 跡	名 勝	天然記念物																																															
国指定	3	4	-	-																																															
県指定	2	4	-	1																																															
市指定	3	7	1	1																																															
登録	18	-	-	-																																															

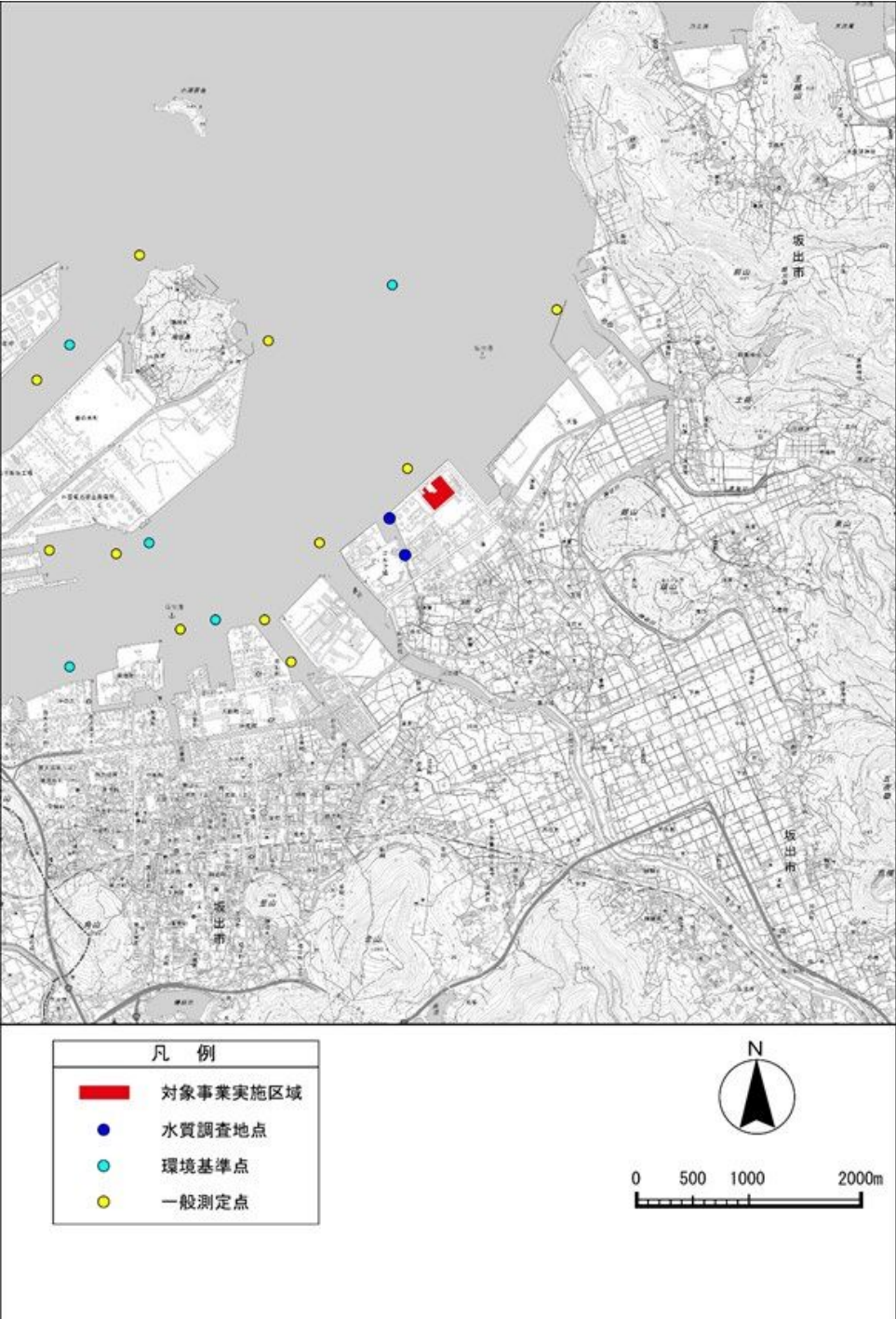
項目	第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 5.2 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法												
記載頁	本編 5-29												
誤記の内容	<p>【表 5.2.5(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）】 予測の基本的な手法の記載が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 5.2.5(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">項目</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">影響要因の 区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">調査、予測及び評価の手法</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">環境要素の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">水 環 境</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">水 質</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">水温</td> <td style="vertical-align: top;"> 施設の供用 1) 調査の手法 ① 調査すべき情報 A) 水温 水温の状況を把握するために、次の事項を調査した。 ・水温 ② 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献、その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による。 ③ 調査地域 調査地域は、水温の特性をふまえて、環境影響を受ける恐れがあると認められる放流口の前面海域とした。 ④ 調査地点 調査地点は、調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした（図5.2.6参照）。 ⑤ 調査対象期間等 現地調査は、4回/年実施した。 2) 予測の手法 ① 予測の基本的な手法 予測は、設備機器の諸元、排水計画を基に、排水が対象事業実施区域前面海域に排出された際の海水温上昇の影響を定性的に予測した。 ② 予測地域 調査地域と同様とした。 ③ 予測地点 予測地点は、水温の特性をふまえて、予測地域における水質に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。 ④ 予測対象時期 予測対象時期は、対象事業の特性をふまえて、操業の状態が定常となり、排水の影響が最大となる時期とした。 3) 評価の手法 調査及び予測の結果並びに環境保全措置によって、水温に対する影響が、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価した。 </td> </tr> </tbody> </table>			項目		影響要因の 区分	調査、予測及び評価の手法	環境要素の区分		水 環 境	水 質	水温	施設の供用 1) 調査の手法 ① 調査すべき情報 A) 水温 水温の状況を把握するために、次の事項を調査した。 ・水温 ② 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献、その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による。 ③ 調査地域 調査地域は、水温の特性をふまえて、環境影響を受ける恐れがあると認められる放流口の前面海域とした。 ④ 調査地点 調査地点は、調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした（図5.2.6参照）。 ⑤ 調査対象期間等 現地調査は、4回/年実施した。 2) 予測の手法 ① 予測の基本的な手法 予測は、設備機器の諸元、排水計画を基に、排水が対象事業実施区域前面海域に排出された際の海水温上昇の影響を定性的に予測した。 ② 予測地域 調査地域と同様とした。 ③ 予測地点 予測地点は、水温の特性をふまえて、予測地域における水質に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。 ④ 予測対象時期 予測対象時期は、対象事業の特性をふまえて、操業の状態が定常となり、排水の影響が最大となる時期とした。 3) 評価の手法 調査及び予測の結果並びに環境保全措置によって、水温に対する影響が、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価した。
項目		影響要因の 区分	調査、予測及び評価の手法										
環境要素の区分													
水 環 境	水 質	水温	施設の供用 1) 調査の手法 ① 調査すべき情報 A) 水温 水温の状況を把握するために、次の事項を調査した。 ・水温 ② 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献、その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による。 ③ 調査地域 調査地域は、水温の特性をふまえて、環境影響を受ける恐れがあると認められる放流口の前面海域とした。 ④ 調査地点 調査地点は、調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした（図5.2.6参照）。 ⑤ 調査対象期間等 現地調査は、4回/年実施した。 2) 予測の手法 ① 予測の基本的な手法 予測は、設備機器の諸元、排水計画を基に、排水が対象事業実施区域前面海域に排出された際の海水温上昇の影響を定性的に予測した。 ② 予測地域 調査地域と同様とした。 ③ 予測地点 予測地点は、水温の特性をふまえて、予測地域における水質に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。 ④ 予測対象時期 予測対象時期は、対象事業の特性をふまえて、操業の状態が定常となり、排水の影響が最大となる時期とした。 3) 評価の手法 調査及び予測の結果並びに環境保全措置によって、水温に対する影響が、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価した。										

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 5.2.5(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項目			影響要因の 区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分				
水 環 境	水 質	水温	施設の供用	1) 調査の手法 ① 調査すべき情報 A) 水温 水温の状況を把握するために、次の事項を調査した。 ・水温 ② 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献、その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による。 ③ 調査地域 調査地域は、水温の特性をふまえて、環境影響を受ける恐れがあると認められる放流口の前面海域とした。 ④ 調査地点 調査地点は、調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした（図5.2.6参照）。 ⑤ 調査対象期間等 現地調査は、4回/年実施した。
				2) 予測の手法 ① 予測の基本的な手法 予測は、設備機器の諸元、排水計画を基に、排水が対象事業実施区域前面海域に排出された際の海水温上昇の影響を 数理モデルを用いた予測式による方法により 予測した。 ② 予測地域 調査地域と同様とした。 ③ 予測地点 予測地点は、水温の特性をふまえて、予測地域における水質に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。 ④ 予測対象時期 予測対象時期は、対象事業の特性をふまえて、操業の状態が定常となり、排水の影響が最大となる時期とした。
				3) 評価の手法 調査及び予測の結果並びに環境保全措置によって、水温に対する影響が、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価した。

項目	5.2 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法
記載頁	本編 5-30
誤記の内容	<p>【図 5.2.6 水の汚れ、富栄養化、水の濁り及び水温に係る調査地点】 一部の調査地点について、場所が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p>  <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象事業実施区域 ● 水質調査地点 ● 環境基準点 ● 一般測定点 <p>0 500 1000 2000m</p>
<p>図 5.2.6 水の汚れ、富栄養化、水の濁り及び水温に係る調査地点</p>	

誤記の
内容
(続き)

【正】

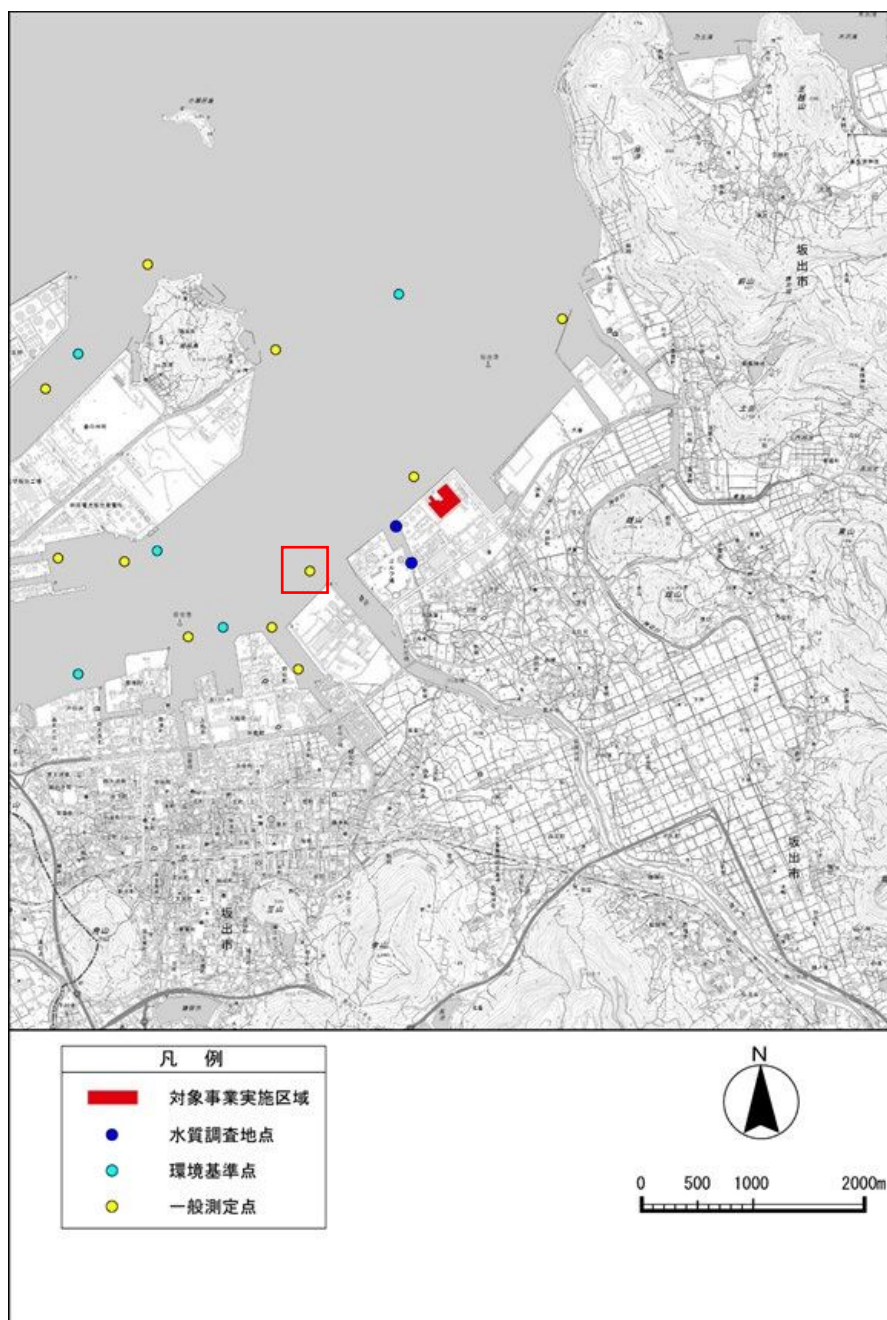


図 5.2.6 水の汚れ、富栄養化、水の濁り及び水温に係る調査地点

項 目	第 6 章 環境影響評価の結果 6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (1)調査結果の概要 1)気象の状況 ①文献その他の資料調査
記載頁	本編 6.1-1
誤記の内 容	<p>【本文 D) 観測結果】 通年の夜間の陸風の風向が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】 D) 観測結果 既存の観測局のうち、予測評価で風向風速のデータを引用する「林田出張所」の風配図を図 6.1.1～図 6.1.3 に示す。また、風向出現頻度を表 6.1.1、風速階級別出現頻度を表 6.1.2 に示す。 通年の夜間（19～7 時）では、東南東の陸風が顕著となっており、同昼間（7～19 時）では、西～北北西の海風となっている。陸風が東北東の特定の風向となるのは、綾川沿いに発達しやすい山谷風の影響及び雄山・雌山・五色台等の山岳の影響と考えられる。</p> <p>【正】 D) 観測結果 既存の観測局のうち、予測評価で風向風速のデータを引用する「林田出張所」の風配図を図 6.1.1～図 6.1.3 に示す。また、風向出現頻度を表 6.1.1、風速階級別出現頻度を表 6.1.2 に示す。 通年の夜間（19～7 時）では、東南東の陸風が顕著となっており、同昼間（7～19 時）では、西～北北西の海風となっている。陸風が東南東の特定の風向となるのは、綾川沿いに発達しやすい山谷風の影響及び雄山・雌山・五色台等の山岳の影響と考えられる。</p>

項目	6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (1)調査結果の概要 1)気象の状況 ②現地調査 A)高層気象
記載頁	本編 6.1-11
誤記の内容	<p>【本文 d) 観測結果】 海陸風の夜間の風向が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】 d) 観測結果 1) 風向 対象実施区域における全季節の高度別最多風向は、高度 50～100m では N (北) で 9.4～11.2%、高度 150～900m では WSW (西南西) で 11.2～16.1%、高度 1,000～1,500m では W (西) で 11.2～15.6%となっている。 対象事業実施区域における季節別の高度別最多風向は、冬季は高度 1,400m、1,500m で NNW (北北西) の 30.4%、春季は高度 350m で WSW (西南西)、高度 1,300m で W (西) の 23.2%、夏季は高度 1,100m と高度 1,300m で S (南) の 25.0%、秋季は高度 700m で E (東) の 30.4%となっている。 地上(50m)及び上空(500m、1000m)における時刻別の風配図を図 6.1.6 に示す。地上 50m では、海陸風(昼間:北西、夜間:東北東)の傾向が見られるが、上空(500m、1000m)では、反流(海陸風の逆方向の風)等の顕著な傾向は見られない。</p> <p>【正】 d) 観測結果 1) 風向 対象事業実施区域における観測結果の概要は表 6.1.3、その詳細は、表 6.1.4、図 6.1.5 のとおりである。 対象実施区域における全季節の高度別最多風向は、高度 50～100m では N (北) で 9.4～11.2%、高度 150～900m では WSW (西南西) で 11.2～16.1%、高度 1,000～1,500m では W (西) で 11.2～15.6%となっている。 対象事業実施区域における季節別の高度別最多風向は、冬季は高度 1,400m、1,500m で NNW (北北西) の 30.4%、春季は高度 350m で WSW (西南西)、高度 1,300m で W (西) の 23.2%、夏季は高度 1,100m と高度 1,300m で S (南) の 25.0%、秋季は高度 700m で E (東) の 30.4%となっている。 地上(50m)及び上空(500m、1000m)における時刻別の風配図を図 6.1.6 に示す。地上 50m では、海陸風(昼間:北西、夜間:東南東)の傾向が見られるが、上空(500m、1000m)では、反流(海陸風の逆方向の風)等の顕著な傾向は見られない。</p>

項目	6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (1)調査結果の概要 1)気象の状況 ②現地調査 A)高層気象
記載頁	本編 6.1-23

誤記の内容

【図 6.1.7 高度別平均風速（全季節及び季節別）】
通年、冬季、春季のグラフが誤っていたため、修正しました。

【誤】

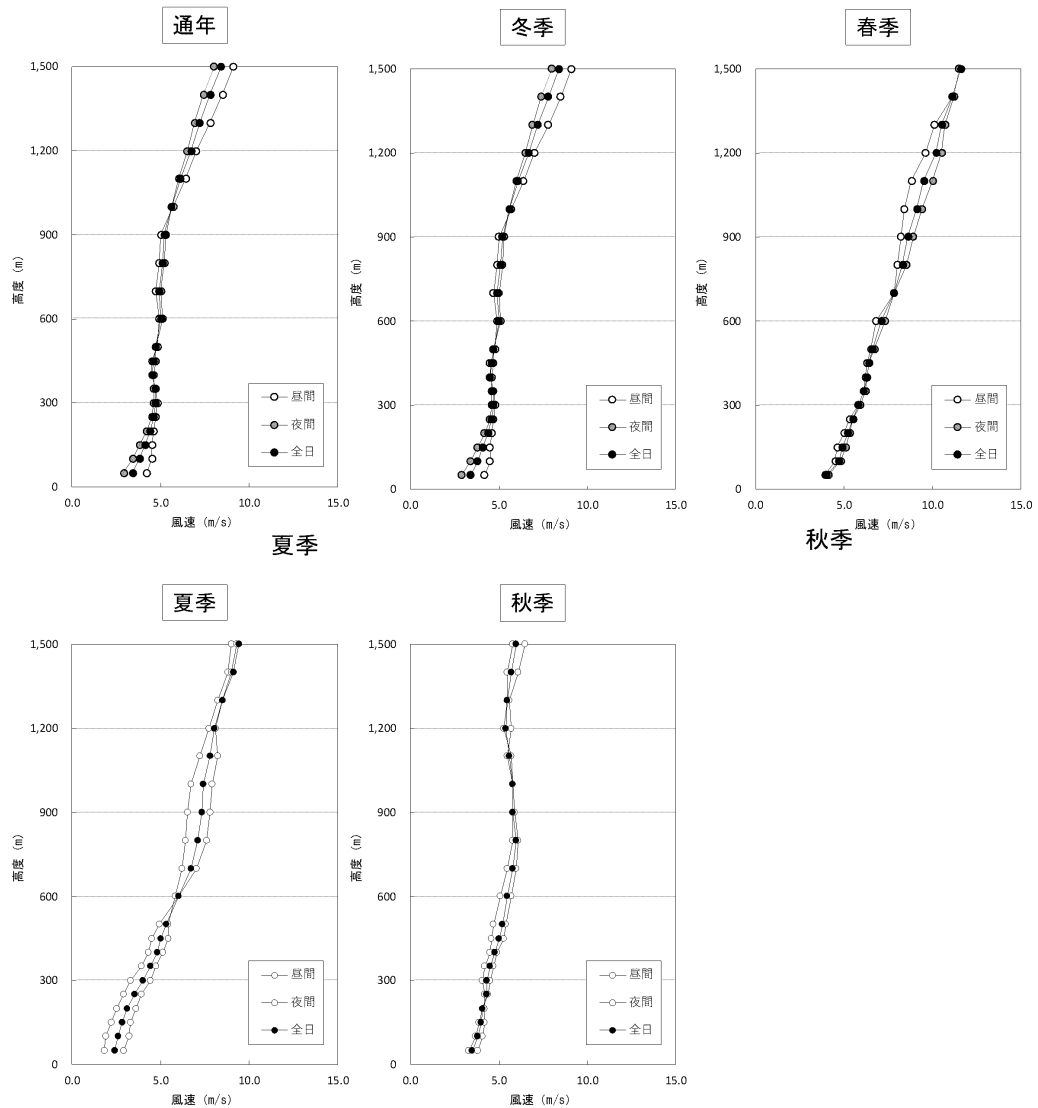


図 6.1.7 高度別平均風速（全季節及び季節別）

誤記の
内容
(続き)

【正】

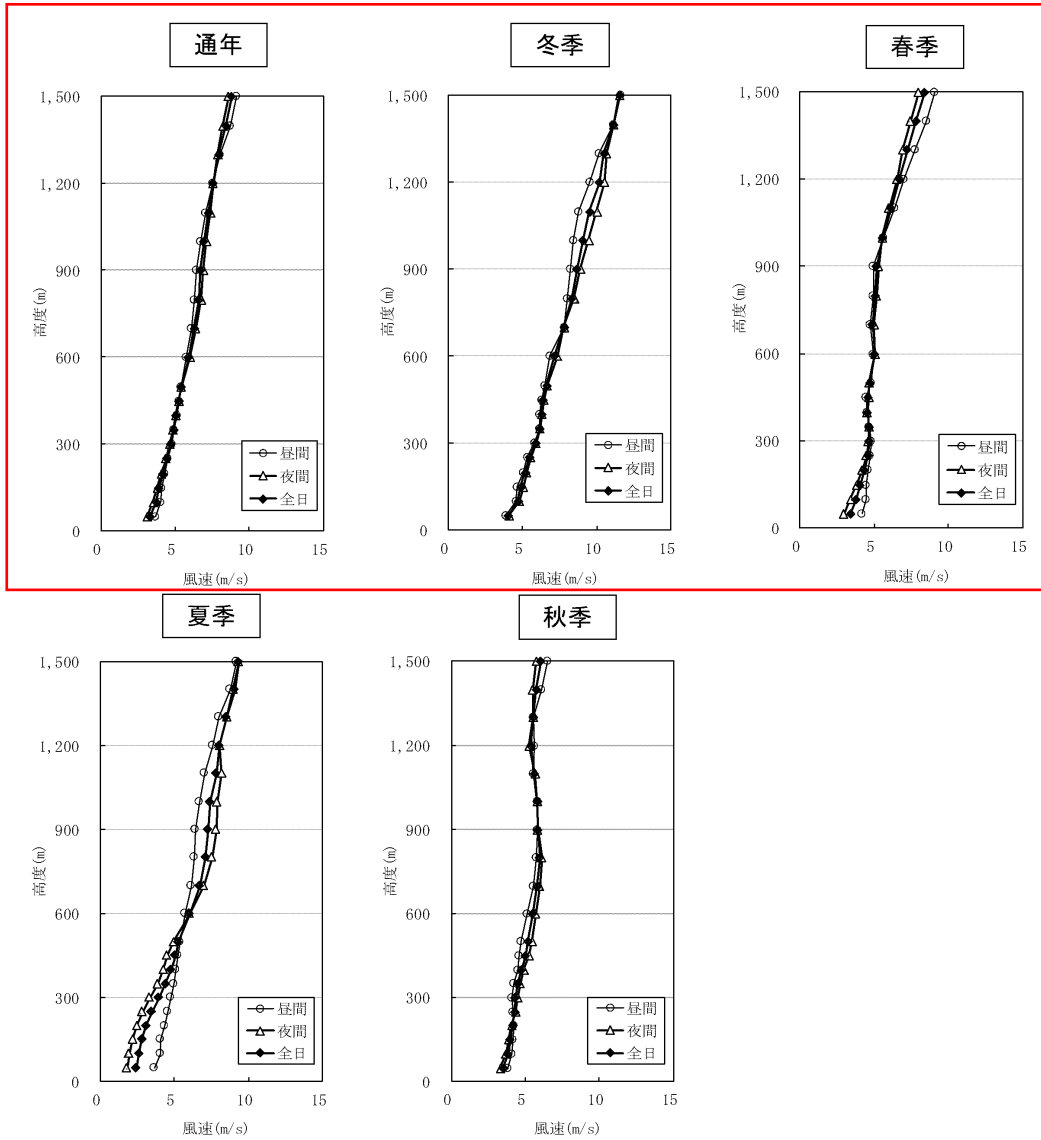
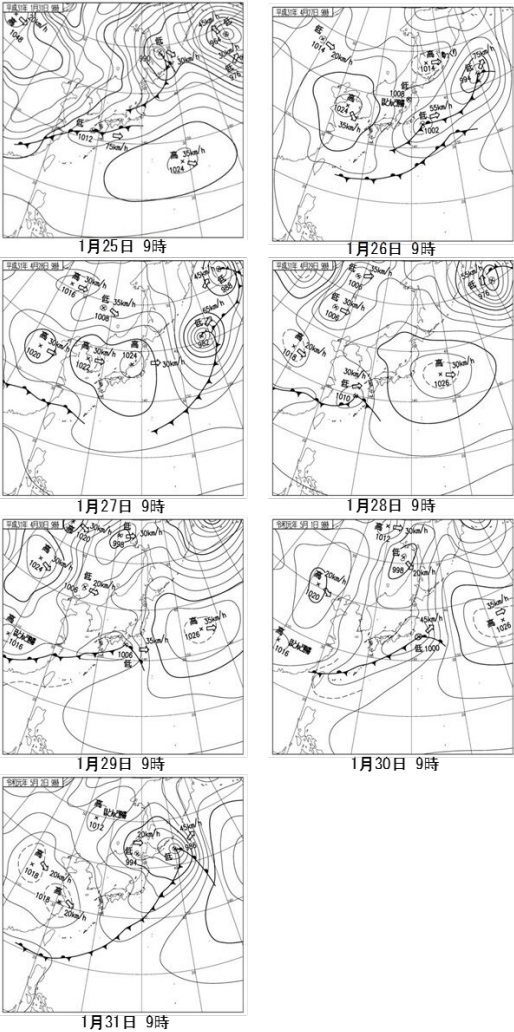
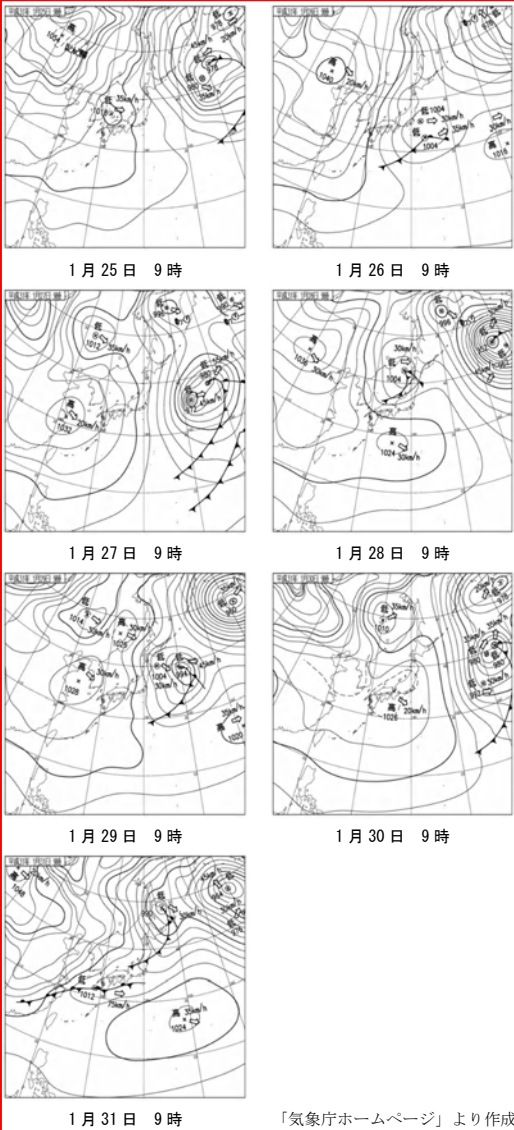
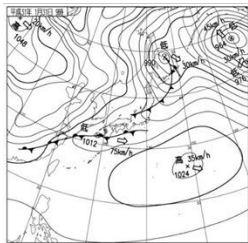
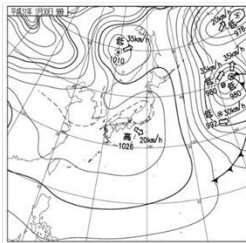
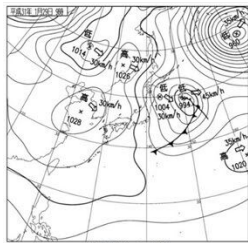
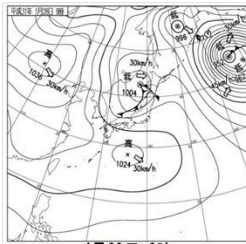
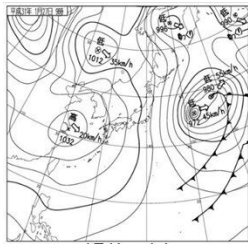
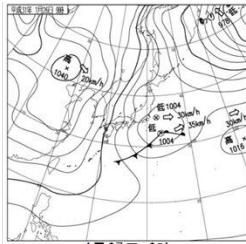
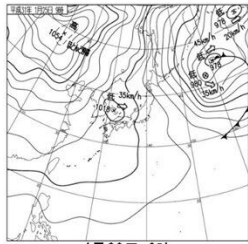


図 6.1.7 高度別平均風速 (全季節及び季節別)

項目	6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (1)調査結果の概要 1)気象の状況 ②現地調査
記載頁	本編 6.1-34~36
誤記の内容	<p>【図 6.1.10(1) 高層気象観測期間中の天気図 (冬季)】 1月25日～31日の天気図が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【図 6.1.10(2) 高層気象観測期間中の天気図 (春季)】 4月26日～5月2日の天気図が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【図 6.1.10(3) 高層気象観測期間中の天気図 (夏季)】 7月20日の天気図が誤っていたため、修正しました。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【誤】</p>  <p>「気象庁ホームページ」より作成</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【正】</p>  <p>「気象庁ホームページ」より作成</p> </div> </div>
	<p>図 6.1.10(1) 高層気象観測期間中の天気図 (冬季)</p>

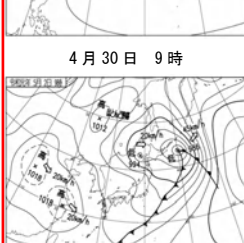
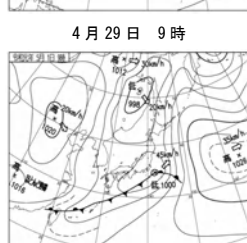
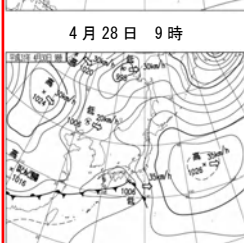
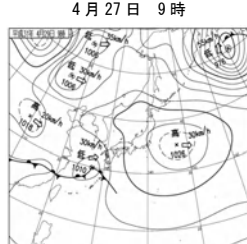
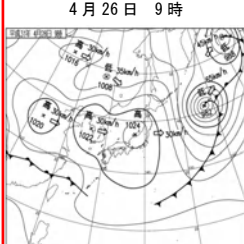
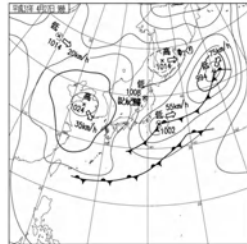
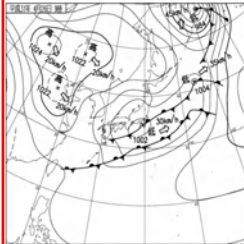
誤記の
内容
(続き)

【誤】



「気象庁ホームページ」より作成

【正】

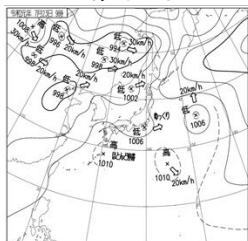
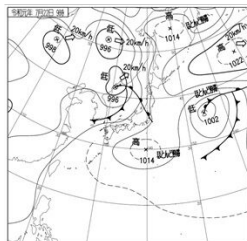
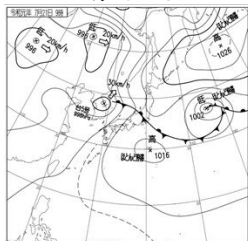
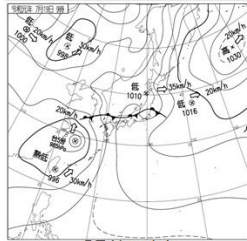
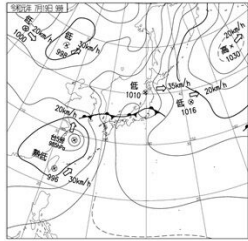
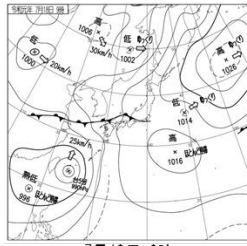
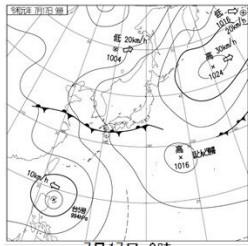


「気象庁ホームページ」より作成

図 6.1.10(2) 高層気象観測期間中の天気図 (春季)

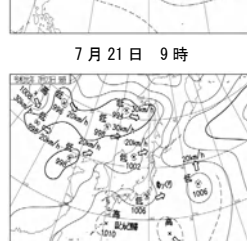
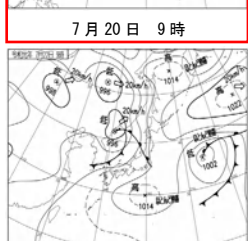
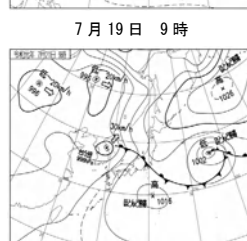
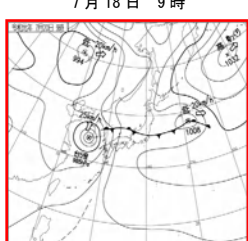
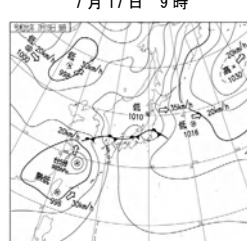
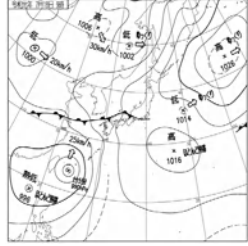
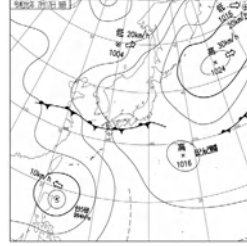
誤記の
内容
(続き)

【誤】



「気象庁ホームページ」より作成

【正】



「気象庁ホームページ」より作成

図 6.1.10(3) 高層気象観測期間中の天気図 (夏季)

項 目	6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (2) 予測及び評価の結果 1) 工事の実施 ① 工所用資材等の搬出入
記載頁	本編 6.1-54
誤記の内容	<p>【本文 B) 評価の結果 a) 環境影響の回避・低減に関する評価】 工所用資材等の搬出入に係る予測項目として、「硫黄酸化物」が記載されていませんでしたので修正しました。</p> <p>【誤】 工事関係車両の走行に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事工程等の調整により、工事関係車両台数を平準化することにより、ピーク時の発生台数を削減する。 ・ 蒸気タービンやボイラー等の大型機器は、可能な限りメーカーの工場を組み立てて搬入することで、工事関係車両台数を削減する。 ・ 工事に伴い発生する掘削土は、できる限り対象事業実施区域内で有効利用することにより、残土運搬車両台数を減らす。 ・ 工事関係者の乗り合い通勤の徹底を図ることにより、工事関係車両台数を低減する。 ・ 車両が集中する通勤時間帯には、できる限り工所用資材等の搬出入を行わない。 ・ 急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等、エコドライブの実施を工事関係者に徹底する。 <p>これらの環境保全措置を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与濃度は現況の濃度と比較して十分低いものになると予測されることから、工事関係車両の走行に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の大気質への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。</p> <p>【正】 工事関係車両の走行に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事工程等の調整により、工事関係車両台数を平準化することにより、ピーク時の発生台数を削減する。 ・ 蒸気タービンやボイラー等の大型機器は、可能な限りメーカーの工場を組み立てて搬入することで、工事関係車両台数を削減する。 ・ 工事に伴い発生する掘削土は、できる限り対象事業実施区域内で有効利用することにより、残土運搬車両台数を減らす。 ・ 工事関係者の乗り合い通勤の徹底を図ることにより、工事関係車両台数を低減する。 ・ 車両が集中する通勤時間帯には、できる限り工所用資材等の搬出入を行わない。 ・ 急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等、エコドライブの実施を工事関係者に徹底する。 <p>これらの環境保全措置を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与濃度は現況の濃度と比較して十分低いものになると予測されることから、工事関係車両の走行に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の大気質への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。</p>

項目	6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (2) 予測及び評価の結果 2) 施設の稼働 ③燃料等の搬出入 (関係車両)
記載頁	本編 6.1-127
誤記の内容	<p>【本文 B) 評価の結果 a) 環境影響の回避・低減に関する評価】 施設の稼働に係る予測項目として、「硫黄酸化物」が記載されていませんでしたので修正しました。</p> <p>【誤】 燃料の輸送・車両の走行に伴って排出される窒素酸化物及び粉じん等の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検等での資材等の搬入が多い場合には、できる限り発電所関係作業員の乗り合い通勤を図ることにより、車両台数を低減する。 ・定期点検工程等の調整により、発電所関係車両台数を平準化することにより、ピーク時の台数を減らす。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等、エコドライブの実施を発電所関係者に徹底する。 ・燃料の輸送工程を調整することにより搬入作業時期を平準化する。 <p>これらの環境保全措置を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与濃度は現況の濃度と比較して十分低いものになると予測されることから、発電所関係車両の走行に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の大気質への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。</p> <p>【正】 燃料等の輸送・関係車両の走行に伴って排出される硫黄酸化物、窒素酸化物及び粉じん等の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検等での資材等の搬入が多い場合には、できる限り発電所関係作業員の乗り合い通勤を図ることにより、車両台数を低減する。 ・定期点検工程等の調整により、発電所関係車両台数を平準化することにより、ピーク時の台数を減らす。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等、エコドライブの実施を発電所関係者に徹底する。 ・燃料の輸送工程を調整することにより搬入作業時期を平準化する。 <p>これらの環境保全措置を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与濃度は現況の濃度と比較して十分低いものになると予測されることから、発電所関係車両の走行に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の大気質への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。</p>

項 目	6.2 騒音・超低周波音 6.2.1 騒音 (1)調査結果の概要 1)騒音の状況 ①文献その他の資料調査
記載頁	本編 6.2-1
誤記の内 容	<p>【本文 C) 調査期間】 データの調査期間が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】 C) 調査期間 平成 24 年度～平成 27 年度および平成 29 年度～平成 30 年度</p> <p>【正】 C) 調査期間 平成 29 年度～平成 30 年度</p>
関連頁	本編 6.3-1 6.2-1 の修正にあわせて、関連箇所を修正

項目	6.2 騒音・超低周波音 6.2.1 騒音 (2)予測及び評価の結果 1)工事の実施 ②建設機械の稼働 A) 予測 e) 予測の結果																												
記載頁	本編 6.2-23																												
誤記の内容	<p>【表 6.2.17 騒音レベルの予測結果】 規制基準値に「香川県生活環境の保全に係る条例」は該当しないため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 6.2.17 騒音レベルの予測結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">時間率騒音レベル (L_{A5})</th> </tr> <tr> <th>建設作業騒音レベル予測結果</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>St. 1</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> <tr> <td>近傍住居等</td> <td>St. 2</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 規制基準値は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）及び「香川県生活環境の保全に係る条例」（昭和 46 年、条例第 1 号）に基づく、騒音に係る特定建設作業の基準を示す。 2. 表中の予測地点は、図 6.2.1（6.2-2 ページ）と対応している。</p> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 6.2.17 騒音レベルの予測結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">時間率騒音レベル (L_{A5})</th> </tr> <tr> <th>建設作業騒音レベル予測結果</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>St. 1</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> <tr> <td>近傍住居等</td> <td>St. 2</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 規制基準値は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年、厚生省・建設省告示第 1 号）に基づく、騒音に係る特定建設作業の基準を示す。 2. 表中の予測地点は、図 6.2.1（6.2-2 ページ）と対応している。</p>	予測地点		時間率騒音レベル (L _{A5})		建設作業騒音レベル予測結果	規制基準	敷地境界	St. 1	72	85	近傍住居等	St. 2	57	-	予測地点		時間率騒音レベル (L _{A5})		建設作業騒音レベル予測結果	規制基準	敷地境界	St. 1	72	85	近傍住居等	St. 2	57	-
予測地点				時間率騒音レベル (L _{A5})																									
		建設作業騒音レベル予測結果	規制基準																										
敷地境界	St. 1	72	85																										
近傍住居等	St. 2	57	-																										
予測地点		時間率騒音レベル (L _{A5})																											
		建設作業騒音レベル予測結果	規制基準																										
敷地境界	St. 1	72	85																										
近傍住居等	St. 2	57	-																										
関連頁	本編 9-23 6.2-23 の修正にあわせて、関連箇所を修正																												

項目	6.2 騒音・超低周波音 6.2.1 騒音 (2)予測及び評価の結果 1)工事の実施 ②建設機械の稼働
記載頁	本編 6.2-24
誤記の内容	<p>【本文 B) 評価の結果 b) 環境保全の基準等との整合性】 規制基準値の出典は「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」であるため、修正しました。</p> <p>【誤】 b) 環境保全の基準等との整合性 敷地境界の建設機械騒音レベル (L_{A5}) の予測結果は、影響が最大になる時期で 72dB であり両時期ともに「香川県生活環境の保全に係る条例」(昭和 46 年、条例第 1 号) に基づく敷地境界における規制基準値 85dB を下回っている。</p> <p>【正】 b) 環境保全の基準等との整合性 敷地境界の建設機械騒音レベル (L_{A5}) の予測結果は、影響が最大になる時期で 72dB であり「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年、厚生省・建設省告示第 1 号) に基づく敷地境界における規制基準値 85dB を下回っている。</p>
関連頁	本編 9-23 6.2-24 の修正にあわせて、関連箇所を修正

項目	6.3 振動 (1)調査結果の概要 1)振動の状況 ②現地調査 E) 調査結果 a) 環境振動																																
記載頁	本編 6.3-3																																
誤記の内容	<p>【表 6.3.1 環境振動調査結果】 要請限度の出典は「振動規制法施行規則」であるため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 6.3.1 環境振動調査結果</p> <p style="text-align: center;">調査日：平成 31 年 2 月 20 日（水）12 時～平成 31 年 2 月 21 日（木）12 時 (単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="2">時間率振動レベル(L₁₀)</th> <th rowspan="2">基準値との適否</th> </tr> <tr> <th>測定値</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">St.1</td> <td>昼間</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 要請限度は、「香川県生活環境の保全に関する条例」（昭和 46 年、条例第 1 号）に基づく道路交通振動の要請限度のうち第 2 種区域の基準値を示す。 2. 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 を示す。 3. 測定値は、当該時間区分における 1 時間値 (L₁₀) の算術平均値である。 4. 基準値との適否について「○」は基準値を満足していることを示す。 5. 表中の調査地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。</p> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 6.3.1 環境振動調査結果</p> <p style="text-align: center;">調査日：平成 31 年 2 月 20 日（水）12 時～平成 31 年 2 月 21 日（木）12 時 (単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="2">時間率振動レベル(L₁₀)</th> <th rowspan="2">基準値との適否</th> </tr> <tr> <th>測定値</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">St.1</td> <td>昼間</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 要請限度は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の要請限度のうち第 2 種区域の基準値を示す。 2. 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 を示す。 3. 測定値は、当該時間区分における 1 時間値 (L₁₀) の算術平均値である。 4. 基準値との適否について「○」は基準値を満足していることを示す。 5. 表中の調査地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。</p>	調査地点	時間区分	時間率振動レベル(L ₁₀)		基準値との適否	測定値	要請限度	St.1	昼間	36	70	○	夜間	31	65	○	調査地点	時間区分	時間率振動レベル(L ₁₀)		基準値との適否	測定値	要請限度	St.1	昼間	36	70	○	夜間	31	65	○
調査地点	時間区分			時間率振動レベル(L ₁₀)			基準値との適否																										
		測定値	要請限度																														
St.1	昼間	36	70	○																													
	夜間	31	65	○																													
調査地点	時間区分	時間率振動レベル(L ₁₀)		基準値との適否																													
		測定値	要請限度																														
St.1	昼間	36	70	○																													
	夜間	31	65	○																													
関連頁	本編 9-24、53 6.3-3 の修正にあわせて、関連箇所を修正																																

項目 6.3 振動 (1) 調査結果の概要 1) 振動の状況 ② 現地調査

記載頁 本編 6.3-3

誤記の内容 **【本文 E) 調査結果 b) 道路交通振動】**
 資料編 6 (後述 80~81 頁) に記載のとおり、昼間と夜間の時間区分表記、昼間及び夜間の L_{10} の値、昼間の L_{50} の値が誤っていましたので、修正しました。

参考：資料編 6 表 1.3(2) 振動調査結果(道路交通振動、St. 2)

【誤】

【正】

表 1.3(2) 振動調査結果 (道路交通振動、St. 2)

測定日	観測時間	振動レベル (dB)			
		L_{10}	L_{50}	L_{90}	
2月20日	12:00~13:00	43	30 未満	30 未満	
	13:00~14:00	44	33	30 未満	
	14:00~15:00	44	33	30 未満	
	15:00~16:00	43	30	30 未満	
	16:00~17:00	42	30	30 未満	
	17:00~18:00	37	30 未満	30 未満	
	18:00~19:00	33	30 未満	30 未満	
	19:00~20:00	30 未満	30 未満	30 未満	
	20:00~21:00	32	30 未満	30 未満	
	21:00~22:00	33	30 未満	30 未満	
	22:00~23:00	30 未満	30 未満	30 未満	
	23:00~24:00	30	30 未満	30 未満	
	2月21日	0:00~1:00	30 未満	30 未満	30 未満
		1:00~2:00	30 未満	30 未満	30 未満
2:00~3:00		30 未満	30 未満	30 未満	
3:00~4:00		33	30 未満	30 未満	
4:00~5:00		35	30 未満	30 未満	
5:00~6:00		33	30 未満	30 未満	
6:00~7:00		39	30 未満	30 未満	
7:00~8:00		42	30	30 未満	
8:00~9:00		43	32	30 未満	
9:00~10:00		45	34	30 未満	
10:00~11:00		44	33	30 未満	
11:00~12:00		45	33	30 未満	
昼 (7:00~20:00)		41	31	30	
夜間 (20:00~7:00)		32	30	30	

振動規制法 (道路交通振動の要請限度) の時間区分
 ※: 30dB 以下の値は 30dB とし計算した。

時間区分	振動レベル (dB)
朝 (7:00~20:00)	41
昼間 (20:00~7:00)	32

表 1.3(2) 振動調査結果 (道路交通振動、St. 2)

測定日	観測時間	振動レベル (dB)			
		L_{10}	L_{50}	L_{90}	
2月20日	12:00~13:00	43	30 未満	30 未満	
	13:00~14:00	44	33	30 未満	
	14:00~15:00	44	33	30 未満	
	15:00~16:00	43	30	30 未満	
	16:00~17:00	42	30	30 未満	
	17:00~18:00	37	30 未満	30 未満	
	18:00~19:00	33	30 未満	30 未満	
	19:00~20:00	30 未満	30 未満	30 未満	
	20:00~21:00	32	30 未満	30 未満	
	21:00~22:00	33	30 未満	30 未満	
	22:00~23:00	30 未満	30 未満	30 未満	
	23:00~24:00	30	30 未満	30 未満	
	2月21日	0:00~1:00	30 未満	30 未満	30 未満
		1:00~2:00	30 未満	30 未満	30 未満
2:00~3:00		30 未満	30 未満	30 未満	
3:00~4:00		33	30 未満	30 未満	
4:00~5:00		35	30 未満	30 未満	
5:00~6:00		33	30 未満	30 未満	
6:00~7:00		39	30 未満	30 未満	
7:00~8:00		42	30	30 未満	
8:00~9:00		43	32	30 未満	
9:00~10:00		45	34	30 未満	
10:00~11:00		44	33	30 未満	
11:00~12:00		45	33	30 未満	
昼間 (8:00~19:00)		42	32	30	
夜間 (19:00~8:00)		33	30	30	

振動規制法 (道路交通振動の要請限度) の時間区分
 ※: 30dB 以下の値は 30dB とし計算した。

時間区分	振動レベル (dB)
昼間 (8:00~19:00)	42
夜間 (19:00~8:00)	33

【誤】

b) 道路交通振動

時間率振動レベル (L_{10}) は、昼間が 40dB、夜間が 32dB となっており、昼間、夜間ともに要請限度を下回っている。

【正】

b) 道路交通振動

時間率振動レベル (L_{10}) は、昼間が 42dB、夜間が 33dB となっており、昼間、夜間ともに要請限度を下回っている。

誤記の
内 容
(続き)

【表 6.3.2 道路交通振動調査結果】

時間率振動レベル (L₁₀) の昼間及び夜間の数値が誤っていましたので、修正しました。また、注釈に示す要請限度の引用法令が誤っていましたので、修正しました。

【誤】

表 6.3.2 道路交通振動調査結果

調査日：平成 31 年 2 月 20 日 (水) 12 時～平成 31 年 2 月 21 日 (木) 12 時
(単位：dB)

調査地点	時間区分	時間率振動レベル(L ₁₀)		基準値との適否
		測定値	要請限度	
St.2	昼間	40	65	○
	夜間	32	60	○

- 注：1. 要請限度は、「香川県生活環境の保全に関する条例」(昭和 46 年、条例第 1 号) に基づく道路交通振動の要請限度のうち第 1 種区域の基準値を示す。
2. 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 を示す。
3. 測定値は、当該時間区分における 1 時間値 (L₁₀) の算術平均値である。
4. 基準値との適否について「○」は基準値を満足していることを示す。
5. 表中の調査地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。

【正】

表 6.3.2 道路交通振動調査結果

調査日：平成 31 年 2 月 20 日 (水) 12 時～平成 31 年 2 月 21 日 (木) 12 時
(単位：dB)

調査地点	時間区分	時間率振動レベル(L ₁₀)		基準値との適否
		測定値	要請限度	
St.2	昼間	42	65	○
	夜間	33	60	○

- 注：1. 要請限度は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号) に基づく道路交通振動の要請限度のうち第 1 種区域の基準値を示す。
2. 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 を示す。
3. 測定値は、当該時間区分における 1 時間値 (L₁₀) の算術平均値である。
4. 基準値との適否について「○」は基準値を満足していることを示す。
5. 表中の調査地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。

関連頁

資料編 6 (後述 81～82 頁) の修正にあわせて、6.3-13 の本文及び表 6.3.10、6.3-27 の本文及び表 6.3.21 を修正。また、表 6.3.10 については、表題及び要請限度の値が誤っていたため、あわせて修正しました。

【本文 A) 予測 e) 予測の結果】

【誤】

e) 予測の結果

工所用資材等の搬出入に伴う影響が最大になる時期において、予測地点における将来の道路交通振動レベル (L₁₀) は 40dB (小数点以下第一位表示：40.4dB、評価は整数表示であるため、40dB) であり、工所用資材等の搬出入に係る車両の走行に伴う振動レベルの増加分は 0dB (小数点以下第一位表示：0.4dB) である。

【正】

e) 予測の結果

工所用資材等の搬出入に伴う影響が最大になる時期において、予測地点における将来の道路交通振動レベル (L₁₀) は 42dB (小数点以下第一位表示：42.4dB、評価は整数表示であるため、42dB) であり、工所用資材等の搬出入に係る車両の走行に伴う振動レベルの増加分は 0dB (小数点以下第一位表示：0.4dB) である。

関連頁
(続き)

【表 6.3.10 資材等の運搬に伴う道路振動の予測結果】

【誤】

表 6.3.10 資材等の運搬に伴う道路交通振動の予測結果

(単位：dB)

予測地点	現況実測値 (L ₁₀)	振動レベル(L ₁₀)の予測結果		要請限度
		増加分	将来予測結果 (一般車両+工事用資材等の 搬出入に係る車両)	
St.2	40	0	40	70

注：1. 時間区分について、昼間：8:00～19:00を示す。
2. 表中の予測地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。

【正】

表 6.3.10 **工事用資材等の搬出入**に伴う道路交通振動の予測結果

(単位：dB)

予測地点	現況実測値 (L ₁₀)	振動レベル(L ₁₀)の予測結果		要請限度
		増加分	将来予測結果 (一般車両+工事用資材等の 搬出入に係る車両)	
St.2	42	0	42	65

注：1. 時間区分について、昼間：8:00～19:00を示す。
2. 表中の予測地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。

【本文 B) 評価の結果 b) 環境保全の基準等との整合性】

【誤】

b) 環境保全の基準等との整合性

工事用資材等の搬出入による道路交通振動への影響が最大になる時期において、予測地点における将来の道路交通振動レベル (L₁₀) は 40dB であり、要請限度を下回っている。

【正】

b) 環境保全の基準等との整合性

工事用資材等の搬出入による道路交通振動への影響が最大になる時期において、予測地点における将来の道路交通振動レベル (L₁₀) は 42dB であり、要請限度を下回っている。

関連頁
(続き)

【本文 A) 予測 e) 予測の結果】

【誤】

e) 予測の結果

燃料等の搬出入に伴う道路交通振動の影響が最大になる時期において、予測地点における道路交通振動レベル(L₁₀)は、昼間が41dB(小数点以下第一位表示:41.2dB、評価は整数表示であるため、41dB)、夜間が32dB(小数点以下第一位表示:32.1dB、評価は整数表示であるため、32dB)であり、燃料等の搬出入に係る車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間0dB(小数点以下第一位表示:0.2dB)、夜間0dB(小数点以下第一位表示:0.1dB)である。

【正】

e) 予測の結果

燃料等の搬出入に伴う道路交通振動の影響が最大になる時期において、予測地点における道路交通振動レベル(L₁₀)は、昼間が42dB(小数点以下第一位表示:42.2dB、評価は整数表示であるため、42dB)、夜間が33dB(小数点以下第一位表示:33.1dB、評価は整数表示であるため、33dB)であり、燃料等の搬出入に係る車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間0dB(小数点以下第一位表示:0.2dB)、夜間0dB(小数点以下第一位表示:0.1dB)である。

【表 6.3.21 燃料等の運搬に伴う道路交通振動の予測結果】

【誤】

表 6.3.21 燃料等の運搬に伴う道路交通振動の予測結果

(単位: dB)

予測地点	時間区分	現況 実測値 (L ₁₀)	振動レベル(L ₁₀)の予測結果		要請限度
			増加分	将来予測結果 (一般車両+発電所関係車両)	
St.2	昼間	41	0	41	70
	夜間	32	0	32	65

注: 1. 時間区分について、昼間: 8:00~19:00、夜間: 19:00~8:00を示す。
2 表中の予測地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。

【正】

表 6.3.21 燃料等の運搬に伴う道路交通振動の予測結果

(単位: dB)

予測地点	時間区分	現況 実測値 (L ₁₀)	振動レベル(L ₁₀)の予測結果		要請限度
			増加分	将来予測結果 (一般車両+発電所関係車両)	
St.2	昼間	42	0	42	65
	夜間	33	0	33	60

注: 1. 時間区分について、昼間: 8:00~19:00、夜間: 19:00~8:00を示す。
2 表中の予測地点は、図 6.3.1 (6.3-2 ページ) と対応している。

6.3-3、6.3-13、6.3-27 の修正にあわせて、9章の関連箇所(9-10、9-11、9-76)を修正

項目	6.3 振動 (2) 予測及び評価の結果 1) 工事の実施 ②建設機械の稼働 A) 予測 e) 予測の結果																												
記載頁	本編 6.3-18																												
誤記の内容	<p>【表 6.3.14 振動レベル予測結果（土木工事による影響が最大になる時期）】 規制基準値の出典に「香川県生活環境の保全に係る条例」は該当しないため、修正しました。</p> <p>【誤】 表 6.3.14 振動レベル予測結果（土木工事による影響が最大になる時期） (単位：dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">時間率振動レベル (L₁₀)</th> </tr> <tr> <th>建設作業振動レベル予測結果</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>St.1</td> <td><30</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>近傍住居等</td> <td>St.2</td> <td><30</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 規制基準値は、「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）及び「香川県生活環境の保全に係る条例」（昭和46年、条例第1号）に基づく、振動に係る特定建設作業の基準を示す。 2. 「<30」は、30dBより低い値を示す。 3. 表中の予測地点は、図 6.3.1（6.3-2 ページ）と対応している。</p> <p>【正】 表 6.3.14 振動レベル予測結果（土木工事による影響が最大になる時期） (単位：dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">時間率振動レベル (L₁₀)</th> </tr> <tr> <th>建設作業振動レベル予測結果</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>St.1</td> <td><30</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>近傍住居等</td> <td>St.2</td> <td><30</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 規制基準値は、「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）に基づく、振動に係る特定建設作業の基準を示す。 2. 「<30」は、30dBより低い値を示す。 3. 表中の予測地点は、図 6.3.1（6.3-2 ページ）と対応している。</p>	予測地点		時間率振動レベル (L ₁₀)		建設作業振動レベル予測結果	規制基準	敷地境界	St.1	<30	75	近傍住居等	St.2	<30	—	予測地点		時間率振動レベル (L ₁₀)		建設作業振動レベル予測結果	規制基準	敷地境界	St.1	<30	75	近傍住居等	St.2	<30	—
予測地点				時間率振動レベル (L ₁₀)																									
		建設作業振動レベル予測結果	規制基準																										
敷地境界	St.1	<30	75																										
近傍住居等	St.2	<30	—																										
予測地点		時間率振動レベル (L ₁₀)																											
		建設作業振動レベル予測結果	規制基準																										
敷地境界	St.1	<30	75																										
近傍住居等	St.2	<30	—																										
関連頁	本編 9-25 6.3-18 の修正にあわせて、関連箇所を修正																												

項目	6.3 振動 (2) 予測及び評価の結果 1) 工事の実施 ②建設機械の稼働
記載頁	本編 6.3-19
誤記の内容	<p>【本文 B) 評価の結果 b) 環境保全の基準等との整合性】 規制基準値の出典に「香川県生活環境の保全に係る条例」は該当しないため、修正しました。</p> <p>【誤】 b) 環境保全の基準等との整合性 敷地境界の建設機械振動レベル (L₁₀) の予測結果は、影響が最大になる時期で 30dB 未満であり、「香川県生活環境の保全に係る条例」(昭和 46 年、条例第 1 号) に基づく敷地境界における規制基準値 75dB を下回っている。</p> <p>【正】 b) 環境保全の基準等との整合性 敷地境界の建設機械振動レベル (L₁₀) の予測結果は、影響が最大になる時期で 30dB 未満であり、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号) に基づく敷地境界における規制基準値 75dB を下回っている。</p>
関連頁	本編 9-25 6.3-19 の修正にあわせて、関連箇所を修正

項目	6.5 水質 6.5.1 水の汚れ、富栄養化、水の濁り (1)調査結果の概要 2) 富栄養化の状況 ②現地調査 F) 調査結果																																																																												
記載頁	本編 6.5-6																																																																												
誤記の内容	<p>【表 6.5.2 周辺海域の水質調査結果（富栄養化）】 秋季の St.2 の調査結果について、有効数字を修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 6.5.2 周辺海域の水質調査結果（富栄養化）</p> <p style="text-align: right;">(単位：mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査期日 地点 項目</th> <th colspan="2">冬季 (平成31年1月24日)</th> <th colspan="2">春季 (平成31年4月25日)</th> <th colspan="2">夏季 (令和元年7月23日)</th> <th colspan="2">秋季 (令和元年10月17日)</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>St.1</th> <th>St.2</th> <th>St.1</th> <th>St.2</th> <th>St.1</th> <th>St.2</th> <th>St.1</th> <th>St.2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全窒素[T-N]</td> <td>0.58</td> <td>0.31</td> <td>0.59</td> <td>0.37</td> <td>0.82</td> <td>0.73</td> <td>0.75</td> <td>0.39</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>全磷[T-P]</td> <td>0.043</td> <td>0.023</td> <td>0.058</td> <td>0.026</td> <td>0.12</td> <td>0.11</td> <td>0.10</td> <td>0.05</td> <td>0.03以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)に定める基準値を示す。 2. St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のA類型、II類型に該当する。 3. 表中の調査地点は、図 6.5.1 (6.5-3ページ)と対応している。</p> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 6.5.2 周辺海域の水質調査結果（富栄養化）</p> <p style="text-align: right;">(単位：mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査期日 地点 項目</th> <th colspan="2">冬季 (平成31年1月24日)</th> <th colspan="2">春季 (平成31年4月25日)</th> <th colspan="2">夏季 (令和元年7月23日)</th> <th colspan="2">秋季 (令和元年10月17日)</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>St.1</th> <th>St.2</th> <th>St.1</th> <th>St.2</th> <th>St.1</th> <th>St.2</th> <th>St.1</th> <th>St.2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全窒素[T-N]</td> <td>0.58</td> <td>0.31</td> <td>0.59</td> <td>0.37</td> <td>0.82</td> <td>0.73</td> <td>0.75</td> <td>0.39</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>全磷[T-P]</td> <td>0.043</td> <td>0.023</td> <td>0.058</td> <td>0.026</td> <td>0.12</td> <td>0.11</td> <td>0.10</td> <td>0.051</td> <td>0.03以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. 環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)に定める基準値を示す。 2. St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のA類型、II類型に該当する。 3. 表中の調査地点は、図 6.5.1 (6.5-3ページ)と対応している。</p>	調査期日 地点 項目	冬季 (平成31年1月24日)		春季 (平成31年4月25日)		夏季 (令和元年7月23日)		秋季 (令和元年10月17日)		環境基準	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	全窒素[T-N]	0.58	0.31	0.59	0.37	0.82	0.73	0.75	0.39	0.3以下	全磷[T-P]	0.043	0.023	0.058	0.026	0.12	0.11	0.10	0.05	0.03以下	調査期日 地点 項目	冬季 (平成31年1月24日)		春季 (平成31年4月25日)		夏季 (令和元年7月23日)		秋季 (令和元年10月17日)		環境基準	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	全窒素[T-N]	0.58	0.31	0.59	0.37	0.82	0.73	0.75	0.39	0.3以下	全磷[T-P]	0.043	0.023	0.058	0.026	0.12	0.11	0.10	0.051	0.03以下
調査期日 地点 項目	冬季 (平成31年1月24日)		春季 (平成31年4月25日)		夏季 (令和元年7月23日)		秋季 (令和元年10月17日)		環境基準																																																																				
	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2																																																																					
全窒素[T-N]	0.58	0.31	0.59	0.37	0.82	0.73	0.75	0.39	0.3以下																																																																				
全磷[T-P]	0.043	0.023	0.058	0.026	0.12	0.11	0.10	0.05	0.03以下																																																																				
調査期日 地点 項目	冬季 (平成31年1月24日)		春季 (平成31年4月25日)		夏季 (令和元年7月23日)		秋季 (令和元年10月17日)		環境基準																																																																				
	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2																																																																					
全窒素[T-N]	0.58	0.31	0.59	0.37	0.82	0.73	0.75	0.39	0.3以下																																																																				
全磷[T-P]	0.043	0.023	0.058	0.026	0.12	0.11	0.10	0.051	0.03以下																																																																				
関連頁	本編 9-55 6.5-6 の修正にあわせて、関連箇所を修正																																																																												

項目	6.7 植物 6.7.1 水生植物 (1) 調査結果の概要 1) 水生植物の状況 ②現地調査 E) 調査結果
記載頁	本編 6.7-3、6.7-4
誤記の内容	<p>【本文 a) 海藻類 (付着植物)】</p> <p>【本文 a) 海藻類 (付着植物) I) 冬季調査】</p> <p>【本文 a) 海藻類 (付着植物) II) 春季調査】</p> <p>【本文 a) 海藻類 (付着植物) III) 夏季調査】</p> <p>【本文 a) 海藻類 (付着植物) IV) 秋季調査】</p> <p>出現種数が正しく記載されていませんでしたので、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>a) 海藻類 (付着植物)</p> <p>4 季の調査で 4 綱 17 目 24 科 46 種の海藻類が確認された。出現種は、紅藻綱 (紅色植物門) に類する種が主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。</p> <p>各季の調査結果を以下に示す。</p> <p>【正】</p> <p>a) 海藻類 (付着植物)</p> <p>4 季の調査で 5 綱 17 目 24 科 41 種の海藻類が確認された。出現種は、紅藻綱 (紅色植物門) に類する種が主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。</p> <p>各季の調査結果を以下に示す。</p> <p>【誤】</p> <p>I) 冬季調査</p> <p>出現種数は、紅藻綱 (紅色植物門) に類する種を主体とした 32 種であった。地点別の種数は両地点とも上層<中層<下層の順に多く、地点 A の上層、中層、下層ではそれぞれ 3 種、6 種、7 種、地点 B の上層、中層、下層ではそれぞれ 8 種、10 種、22 種であった。</p> <p>優占種についてみると、地点 A の上層、中層、下層の最優占種は、それぞれホソアヤギヌ (紅藻綱)、ヒメテングサ (紅藻綱)、テングサ科 (紅藻綱) であった。一方、地点 B では、上層、中層、下層の順にヒメテングサ (紅藻綱)、シオミドロ科 (褐藻綱)、ヤハズグサ (褐藻綱) がそれぞれ最も優占した。</p> <p>【正】</p> <p>I) 冬季調査</p> <p>出現種数は、紅藻綱 (紅色植物門) に類する種を主体とした 31 種であった。地点別の種数は両地点とも上層<中層<下層の順に多く、地点 A の上層、中層、下層ではそれぞれ 3 種、6 種、7 種、地点 B の上層、中層、下層ではそれぞれ 8 種、10 種、21 種であった。</p> <p>優占種についてみると、地点 A の上層、中層、下層の最優占種は、それぞれホソアヤギヌ (紅藻綱)、ヒメテングサ (紅藻綱)、テングサ科 (紅藻綱) であった。一方、地点 B では、上層、中層、下層の順にヒメテングサ (紅藻綱)、シオミドロ科 (褐藻綱)、ヤハズグサ (褐藻綱) がそれぞれ最も優占した。</p>

誤記の
内容
(続き)

【誤】

Ⅱ) 春季調査

出現種数は、紅藻綱（紅色植物門）に類する種を主体とした 27 種であった。地点別の種数は両地点とも上層<中層<下層の順に多く、地点 A の上層、中層、下層ではそれぞれ 4 種、7 種、9 種、地点 B の上層、中層、下層ではそれぞれ 7 種、12 種、18 種であった。

優占種についてみると、地点 A の上層、中層、下層の最優占種は、それぞれ藍藻綱、アオサ属（旧アオノリ属）（緑藻綱）、アオサ属（緑藻綱）であった。一方、地点 B では、上層、中層、下層の順にアオサ属（緑藻綱）、イソダンツウ（紅藻綱）、ワカメ（褐藻綱）がそれぞれ最も優占した。

【正】

Ⅱ) 春季調査

出現種数は、紅藻綱（紅色植物門）に類する種を主体とした 25 種であった。地点別の種数は両地点とも上層<中層<下層の順に多く、地点 A の上層、中層、下層ではそれぞれ 4 種、7 種、8 種、地点 B の上層、中層、下層ではそれぞれ 7 種、12 種、18 種であった。

優占種についてみると、地点 A の上層、中層、下層の最優占種は、それぞれ藍藻綱、アオサ属（旧アオノリ属）（緑藻綱）、アオサ属（緑藻綱）であった。一方、地点 B では、上層、中層、下層の順にアオサ属（緑藻綱）、イソダンツウ（紅藻綱）、ワカメ（褐藻綱）がそれぞれ最も優占した。

【誤】

Ⅲ) 夏季調査

出現種数は、紅藻綱（紅色植物門）に類する種を主体とした 25 種であった。地点別の種数は地点 A では 4~5 種と採取層によらず同等であったが、地点 B では上層<中層<下層（5 種、8 種、18 種）の順で採取水深が深いほど多かった。

優占種についてみると、地点 A の上層と下層ではアオサ属（緑藻綱）、中層ではヒメテングサ（紅藻綱）が最も優占した。一方、地点 B における最優占種は、上層、中層、下層の順にヒメテングサ（紅藻綱）、イソダンツウ（紅藻綱）、ヤハズグサ（褐藻綱）であった。

【正】

Ⅲ) 夏季調査

出現種数は、紅藻綱（紅色植物門）に類する種を主体とした 22 種であった。地点別の種数は地点 A では 4~5 種と採取層によらず同等であったが、地点 B では上層<中層<下層（5 種、8 種、16 種）の順で採取水深が深いほど多かった。

優占種についてみると、地点 A の上層と下層ではアオサ属（緑藻綱）、中層ではヒメテングサ（紅藻綱）が最も優占した。一方、地点 B における最優占種は、上層、中層、下層の順にヒメテングサ（紅藻綱）、イソダンツウ（紅藻綱）、ヤハズグサ（褐藻綱）であった。

<p>誤記の内容 (続き)</p>	<p>【誤】</p> <p>IV) 秋季調査</p> <p>出現種数は、紅藻綱（紅色植物門）に類する種を主体とした18種であった。地点・採取層別の種数は2～11種の範囲で、両地点とも上層<中層<下層（地点A：2種、3種、4種，地点B：2種、8種、11種）の順となり、採取水深が深いほど多かった。</p> <p>優占種についてみると、調査地点Aの上層と中層ではホソアヤギヌ（紅藻類）、下層ではテングサ科（紅藻綱）が最も優占した。一方、調査地点Bにおける最優占種は、上層、中層、下層の順にヒメテングサ（紅藻綱）、イソダンツウ（紅藻綱）、マクサ（紅藻綱）であった。</p> <p>【正】</p> <p>IV) 秋季調査</p> <p>出現種数は、紅藻綱（紅色植物門）に類する種を主体とした16種であった。地点・採取層別の種数は2～10種の範囲で、両地点とも上層<中層<下層（地点A：2種、3種、4種，地点B：2種、7種、10種）の順となり、採取水深が深いほど多かった。</p> <p>優占種についてみると、調査地点Aの上層と中層ではホソアヤギヌ（紅藻類）、下層ではテングサ科（紅藻綱）が最も優占した。一方、調査地点Bにおける最優占種は、上層、中層、下層の順にヒメテングサ（紅藻綱）、イソダンツウ（紅藻綱）、マクサ（紅藻綱）であった。</p>
<p>関連頁</p>	<p>本編 6.7-3、6.7-4 の修正にあわせて、関連箇所（本編 9-57）を修正</p>

項目	6.7 植物 6.7.1 水生植物 (1) 調査結果の概要 1) 水生植物の状況 ②現地調査 E) 調査結果
記載頁	本編 6.7-4、6.7-5
誤記の内容	<p>【本文 b) 植物プランクトン】 【本文 b) 植物プランクトン I) 冬季調査結果】 【本文 b) 植物プランクトン II) 春季調査結果】 【本文 b) 植物プランクトン III) 夏季調査結果】 【本文 b) 植物プランクトン IV) 秋季調査結果】</p> <p>出現種数が正しく記載されていないとともに、学名の記載が一部誤っていましたので、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>b) 植物プランクトン</p> <p>4 季の調査で 10 綱 15 目 34 科 91 種の植物プランクトンが確認された。出現種は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。また、両地点ともに淡水域に分布する珪藻綱の <i>Aulacoseira distans</i>、<i>Aulacoseira granulata</i>、<i>Aulacoseira italica</i> や緑藻綱の <i>Scenedesmus</i> spp が確認されていることから、当該地点は淡水流入の影響を強く受けていると考えられる。</p> <p>各季の調査結果を以下に示す。</p> <p>【正】</p> <p>b) 植物プランクトン</p> <p>4 季の調査で 10 綱 15 目 32 科 80 種の植物プランクトンが確認された。出現種は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。また、両地点ともに淡水域に分布する珪藻綱の <i>Aulacoseira distans</i>、<i>Aulacoseira</i> spp. や緑藻綱の <i>Scenedesmus</i> spp. が確認されていることから、当該地点は淡水流入の影響を強く受けていると考えられる。</p> <p>各季の調査結果を以下に示す。</p> <p>【誤】</p> <p>I) 冬季調査結果</p> <p>出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 40 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 30 種及び 21 種と地点No.1 で多かった。</p> <p>優占種には、日本各地の淡水域に分布する珪藻綱 (黄色植物門) の <i>Aulacoseira distans</i>、<i>A. italica</i> や緑藻綱 (緑色植物門) の <i>Scenedesmus</i> 属の数種 (<i>Scenedesmus</i> spp.) のほか、海産種と考えられる <i>Navicula</i> 属の数種 (<i>Navicula</i> spp) などがあげられた。</p> <p>【正】</p> <p>I) 冬季調査結果</p> <p>出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 39 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 29 種及び 20 種と地点No.1 で多かった。</p> <p>優占種には、日本各地の淡水域に分布する珪藻綱 (黄色植物門) の <i>Aulacoseira distans</i>、<i>Aulacoseira</i> spp. や緑藻綱 (緑色植物門) の <i>Scenedesmus</i> 属の数種 (<i>Scenedesmus</i> spp.) のほか、海産種と考えられる <i>Navicula</i> 属の数種 (<i>Navicula</i> spp.) などがあげられた。</p>

誤記の
内容
(続き)

【誤】

Ⅱ) 春季調査結果

出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 39 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 34 種及び 32 種と地点No.1 でやや多かった。

優占種には、ハプト植物門のハプト藻綱の数種 (Haptophyceae)、赤潮原因種として知られる珪藻綱 (黄色植物門) の *Rhizosolenia fragilissima*、同じく赤潮原因種として知られる渦鞭毛藻綱 (クリプト植物門) の *Prorocentrum minimum* などがあげられた。

【正】

Ⅱ) 春季調査結果

出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 34 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 29 種及び 28 種と地点No.1 でやや多かった。

優占種には、ハプト植物門のハプト藻綱の数種 (Haptophyceae)、赤潮原因種として知られる珪藻綱 (黄色植物門) の *Rhizosolenia fragilissima*、同じく赤潮原因種として知られる渦鞭毛藻綱 (渦鞭毛植物門) の *Prorocentrum minimum* などがあげられた。

【誤】

Ⅲ) 夏季調査結果

出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 49 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 では、それぞれ 43 種及び 42 種とほぼ同等であった。

優占種についてみると、上位 3 種に挙げられる種は、両地点とも珪藻綱に属する *Skeletonema costatum*、*Chaetoceros* spp.、*Pseudo-nitzschia* spp. であり、最優占種は両地点ともに *Skeletonema costatum* であった。

【正】

Ⅲ) 夏季調査結果

出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 43 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 では、それぞれ 38 種及び 36 種とほぼ同等であった。

優占種についてみると、上位 3 種に挙げられる種は、両地点とも珪藻綱に属する *Skeletonema costatum*、*Chaetoceros* spp.、*Pseudo-nitzschia* spp. であり、最優占種は両地点ともに *Skeletonema costatum* であった。

誤記の
内容
(続き)

【誤】

IV) 秋季調査結果

出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 52 種であった。地点別の種数は、No.1 及び No.2 では、それぞれ 41 種及び 38 種で No.1 が多かったが、その差は特に大きくはなかった。

優占種についてみると、上位 3 種に挙げられる種は、珪藻綱及びハプト藻綱に属する種で、最優占種、次いで優占する種は両地点とも共通しており、珪藻綱の *Leptocylindrus danicus*、ハプト藻綱 (Haptophyceae) であった。

【正】

IV) 秋季調査結果

出現種数は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体とした 46 種であった。地点別の種数は、No.1 及び No.2 では、それぞれ 37 種及び 33 種で No.1 が多かったが、その差は特に大きくはなかった。

優占種についてみると、上位 3 種に挙げられる種は、珪藻綱及びハプト藻綱に属する種で、最優占種、次いで優占する種は両地点とも共通しており、珪藻綱の *Leptocylindrus danicus*、ハプト藻綱 (Haptophyceae) であった。

関連頁

本編 6.7-4、6.7-5 の修正にあわせて、関連箇所 (本編 9-57) を修正

項目	6.7 植物 6.7.1 水生植物 (2)予測及び評価の結果 1) 施設の供用 ①施設の稼働(排水) A) 予測 d) 予測の結果
記載頁	本編 6.7-7
誤記の内容	<p>【本文 II) 植物プランクトン】 学名が正しく記載されていませんでしたので、修正しました。</p> <p>【誤】 II) 植物プランクトン 現地調査結果によれば、主な出現種は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。 また、両地点ともに淡水域に分布する珪藻綱の <i>Aulacoseira distans</i>、<i>Aulacoseira granulata</i>、<i>Aulacoseira italica</i> や緑藻綱の <i>Scenedesmus</i> spp が確認されていることから、当該地点は淡水流入の影響を強く受けていると考えられた。 これらの植物プランクトンは、周辺海域に広く分布していること、一般排水による水質への影響は排水口のごく近傍にとどまり、排水口から 15m の地点で、化学的酸素要求量の寄与濃度は 0.02mg/L 以下、全窒素の寄与濃度は 0.02mg/L 以下、全磷の寄与濃度は 0.002mg/L 以下であり、排水は十分に冷却してから排出する計画になっているうえ、排水量は 300 m³/日であることから、水温の上昇は排水口の直近に限られ、排水の影響は周辺に及ばないことから、排水が植物プランクトンに及ぼす影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>【正】 II) 植物プランクトン 現地調査結果によれば、主な出現種は、黄色植物門、特に珪藻綱に類する種を主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。 また、両地点ともに淡水域に分布する珪藻綱の <i>Aulacoseira distans</i>、<i>Aulacoseira spp.</i> や緑藻綱の <i>Scenedesmus</i> spp. が確認されていることから、当該地点は淡水流入の影響を強く受けていると考えられた。 これらの植物プランクトンは、周辺海域に広く分布していること、一般排水による水質への影響は排水口のごく近傍にとどまり、排水口から 15m の地点で、化学的酸素要求量の寄与濃度は 0.02mg/L 以下、全窒素の寄与濃度は 0.02mg/L 以下、全磷の寄与濃度は 0.002mg/L 以下であり、排水は十分に冷却してから排出する計画になっているうえ、排水量は 300 m³/日であることから、水温の上昇は排水口の直近に限られ、排水の影響は周辺に及ばないことから、排水が植物プランクトンに及ぼす影響は極めて小さいと予測する。</p>
関連頁	本編 9-58 6.7-7 の修正にあわせて、関連箇所を修正

項目	6.8 動物 6.8.1 陸生動物 (1)調査結果の概要 1)鳥類の状況 ①文献その他の資料調査																								
記載頁	本編 6.8-1																								
誤記の内容	<p>【表 6.8.1 鳥類既存文献一覧】 既存文献名が正しく記載されていませんでしたので、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 6.8.1 鳥類既存文献一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>文献名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>香川県レッドデータブック 香川県の希少野生生物</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>坂出發電所2号機リブレース計画 環境影響評価評価書 出現生物種情報</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>五色台の野鳥データ</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>五色台の生物 1.ハッチョウトンボ、その他</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>坂出港港湾計画資料) その2 一改訂一</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 6.8.1 鳥類既存文献一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>文献名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>坂出發電所2号機リブレース計画 環境影響評価評価書 出現生物種情報</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>五色台 ビジターセンター見どころカレンダー</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>五色台の生物 1.ハッチョウトンボ、その他</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>坂出港港湾計画資料) その2 一改訂一</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本文 D) 調査結果】 生物リストの時点更新を行いました。時点更新前の文章が残っておりましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 D) 調査結果 対象事業実施区域及び周辺に生息する可能性のある重要な種として、10 目 19 科 34 種があげられる。</p> <p>【正】 D) 調査結果 文献調査結果は、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) 動物 1) 陸生動物 ② 鳥類」(3.1-65～3.1-66 ページ) に示すとおりである。</p>	番号	文献名	①	香川県レッドデータブック 香川県の希少野生生物	②	坂出發電所2号機リブレース計画 環境影響評価評価書 出現生物種情報	③	五色台の野鳥データ	④	五色台の生物 1.ハッチョウトンボ、その他	⑤	坂出港港湾計画資料) その2 一改訂一	番号	文献名	①	香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物	②	坂出發電所2号機リブレース計画 環境影響評価評価書 出現生物種情報	③	五色台 ビジターセンター見どころカレンダー	④	五色台の生物 1.ハッチョウトンボ、その他	⑤	坂出港港湾計画資料) その2 一改訂一
番号	文献名																								
①	香川県レッドデータブック 香川県の希少野生生物																								
②	坂出發電所2号機リブレース計画 環境影響評価評価書 出現生物種情報																								
③	五色台の野鳥データ																								
④	五色台の生物 1.ハッチョウトンボ、その他																								
⑤	坂出港港湾計画資料) その2 一改訂一																								
番号	文献名																								
①	香川県レッドデータブック 2021 香川県の希少野生生物																								
②	坂出發電所2号機リブレース計画 環境影響評価評価書 出現生物種情報																								
③	五色台 ビジターセンター見どころカレンダー																								
④	五色台の生物 1.ハッチョウトンボ、その他																								
⑤	坂出港港湾計画資料) その2 一改訂一																								

項目	6.8 動物 6.8.1 陸生動物 (1)調査結果の概要 1)鳥類の状況 ②現地調査 E) 調査結果
記載頁	本編 6.8-5
誤記の内容	<p>【本文 a) 冬季調査結果】 合計科数に記載誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 a) 冬季調査結果 現地調査の結果、8目1科15種の鳥類が確認された。調査地点の環境を反映して、開放水面で採餌、休息するウミアイサ、カンムリカイツブリ、カワウ、ユリカモメ、セグロカモメ等が確認され、魚類を餌とする猛禽類のミサゴが確認された。また、主に市街地や農耕地に生息するカワラバト(ドバト)、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、カワラヒワ等が確認された。事業実施区域内では、カワラバト(ドバト)、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワの7種が確認された。</p> <p>【正】 a) 冬季調査結果 現地調査の結果、8目 13科15種の鳥類が確認された。調査地点の環境を反映して、開放水面で採餌、休息するウミアイサ、カンムリカイツブリ、カワウ、ユリカモメ、セグロカモメ等が確認され、魚類を餌とする猛禽類のミサゴが確認された。また、主に市街地や農耕地に生息するカワラバト(ドバト)、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、カワラヒワ等が確認された。事業実施区域内では、カワラバト(ドバト)、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワの7種が確認された。</p>

項目	6.8 動物 6.8.2 水生動物 (1)調査結果の概要 1)水生動物の状況 ②現地調査 E) 調査結果
記載頁	本編 6.8-12
誤記の内容	<p>【本文 a) 動物プランクトン】 【本文 a) 動物プランクトン I) 冬季調査結果】 【本文 a) 動物プランクトン II) 春季調査結果】 【本文 a) 動物プランクトン III) 夏季調査結果】 【本文 a) 動物プランクトン IV) 秋季調査結果】 出現種数に記載誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 a) 動物プランクトン 4季の調査で10門14綱17目24科43種の動物プランクトンが確認された。出現種は、季節や調査地点間の違いはあまり見られず、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。 各季の調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>【正】 a) 動物プランクトン 4季の調査で10門14綱17目24科31種の動物プランクトンが確認された。出現種は、季節や調査地点間の違いはあまり見られず、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体に確認され、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。 各季の調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>【誤】 I) 冬季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした16種であった。地点別の種数は、地点No.1及びNo.2で、それぞれ10種及び14種で、地点間の種数と種組成に顕著な差は見られなかった。</p> <p>【正】 I) 冬季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした16種であった。地点別の種数は、地点No.1及びNo.2で、それぞれ10種及び13種で、地点間の種数と種組成に顕著な差は見られなかった。</p>

<p>誤記の内容 (続き)</p>	<p>【誤】 Ⅱ) 春季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした 23 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 17 種及び 22 種で、地点間の種数と種組成に顕著な差は見られなかった。</p> <p>【正】 Ⅱ) 春季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした 14 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 12 種及び 13 種で、地点間の種数と種組成に顕著な差は見られなかった。</p> <p>【誤】 Ⅲ) 夏季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした 29 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 では、それぞれ 19 種及び 27 種で、地点間では地点No.2 で多いものの、両地点に共通して出現する種は全出現種の約 6 割と種組成に顕著な違いはなかった。</p> <p>【正】 Ⅲ) 夏季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした 22 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 では、それぞれ 14 種及び 20 種で、地点間では地点No.2 で多いものの、両地点に共通して出現する種は全出現種の約 6 割と種組成に顕著な違いはなかった。</p> <p>【誤】 Ⅳ) 秋季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした 22 種であった。地点別の種数は、No.1 及びNo.2 では、それぞれ 17 種及び 19 種で、地点間ではNo. 2 で多いものの、両地点に共通して出現する種は全出現種の約 7 割と種組成に顕著な違いはなかった。</p> <p>【正】 Ⅳ) 秋季調査結果 出現種数は、節足動物門、特に橈脚亜綱に類する種を主体とした 13 種であった。地点別の種数は、No.1 及びNo.2 では、それぞれ 10 種及び 12 種で、地点間ではNo. 2 で多いものの、両地点に共通して出現する種は全出現種の約 7 割と種組成に顕著な違いはなかった。</p>
<p>関連頁</p>	<p>本編 6. 8-12 の修正にあわせて、関連箇所（本編 9-59）を修正</p>

項目	6.8 動物 6.8.2 水生動物 (1)調査結果の概要 1)水生動物の状況 ②現地調査 E) 調査結果 b) 魚卵・稚仔魚 II) 稚仔魚
記載頁	本編 6.8-14
誤記の内容	<p>【本文 iii) 夏季調査結果】 確認種数に記載誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 iii) 夏季調査結果 No.1 で9種、No.2 で7種の合計10種が確認された。 優占種についてみると、両地点の上位3種は順番が異なるものの同じ3種（サツパ、イソギンポ科、ハゼ科）が挙げられ、ハゼ科の個体数が両地点で最も多かった。</p> <p>【正】 iii) 夏季調査結果 No.1 で8種、No.2 で6種の合計9種が確認された。 優占種についてみると、両地点の上位3種は順番が異なるものの同じ3種（サツパ、イソギンポ科、ハゼ科）が挙げられ、ハゼ科の個体数が両地点で最も多かった。</p>
関連頁	本編 6.8-14 の修正にあわせて、関連箇所（本編 9-59）を修正

項目	6.8 動物 6.8.2 水生動物 (1)調査結果の概要 1)水生動物の状況 ②現地調査 E) 調査結果 c) 底生動物
記載頁	本編 6.8-15
誤記の内容	<p>【本文 II) 春季調査結果】 【本文 III) 夏季調査結果】 【本文 IV) 秋季調査結果】 出現種数に記載誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 II) 春季調査結果 出現種数は、軟体動物門、環形動物門に類する種を主体とした 57 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 27 種及び 45 種で、地点No.2 が多かった。 優占種には、全体の上位 3 種では多毛綱（環形動物門）に分類される種が占めた。両地点に共通した種は <i>Pseudopolydora</i> 属で、その他には地点No.1 では <i>Capitella</i> 属、地点No.2 では <i>Chaetozone</i> 属、<i>Chone</i> 属であった。</p> <p>【正】 II) 春季調査結果 出現種数は、軟体動物門、環形動物門に類する種を主体とした 50 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 24 種及び 41 種で、地点No.2 が多かった。 優占種には、全体の上位 3 種では多毛綱（環形動物門）に分類される種が占めた。両地点に共通した種は <i>Pseudopolydora</i> 属で、その他には地点No.1 では <i>Capitella</i> 属、地点No.2 では <i>Chaetozone</i> 属、<i>Chone</i> 属であった。</p> <p>【誤】 III) 夏季調査結果 出現種数は、軟体動物門、環形動物門に類する種を主体とした 66 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 33 種及び 47 種で、地点No.2 で多かった。 優占種についてみると、個体数の最優占種は両地点ともにシズクガイ（軟体動物門）、湿重量の最優占種は地点No.1 ではヒメシラトリ（軟体動物門-二枚貝綱）、地点No.2 ではオカメブンブクであった。</p> <p>【正】 III) 夏季調査結果 出現種数は、軟体動物門、環形動物門に類する種を主体とした 60 種であった。地点別の種数は、地点No.1 及びNo.2 で、それぞれ 32 種及び 43 種で、地点No.2 で多かった。 優占種についてみると、個体数の優占種は両地点ともにシズクガイ（軟体動物門）、湿重量の優占種は地点No.1 ではヒメシラトリ（軟体動物門-二枚貝綱）、地点No.2 ではオカメブンブクであった。</p>

誤記の
内容
(続き)

【誤】

IV) 秋季調査結果

出現種数は、軟体動物門 3 種、環形動物門 6 種、節足動物門 1 種の合計 10 種であった。地点別の種数は、No.1 及び No.2 で、それぞれ 3 種及び 8 種で、No.2 で多かった。

優占種についてみると、今季の調査では各地点での出現種の個体数は 1~4 種と少なかったため、特定種の個体数が優占する状況にはなかった。湿重量では、各地点の全重量に占める割合が高い種は No.1 ではヒメシラトリ (軟体動物門)、No.2 では [] であった。

注：希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。

【正】

IV) 秋季調査結果

出現種数は、軟体動物門 3 種、環形動物門 6 種、節足動物門 1 種の合計 10 種であった。地点別の種数は、No.1 及び No.2 で、それぞれ 3 種及び 8 種で、No.2 で多かった。

優占種についてみると、今季の調査では各地点での出現種の個体数は 1~4 **個体**と少なかったため、特定種の個体数が優占する状況にはなかった。湿重量では、各地点の全重量に占める割合が高い種は No.1 ではヒメシラトリ (軟体動物門)、No.2 では [] であった。

注：希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。

関連頁

本編 6.8-15 の修正にあわせて、関連箇所(本編 9-59)を修正

項目	6.8 動物 6.8.2 水生動物 (1)調査結果の概要 1)水生動物の状況 ②現地調査 E) 調査結果 d) 付着動物
記載頁	本編 6.8-16、6.8-17
誤記の内容	<p>【本文 d) 付着動物】 【本文 II) 春季調査結果】 【本文 III) 夏季調査結果】 【本文 IV) 秋季調査結果】</p> <p>確認種数や本文の季節名、地点名に記載誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>d) 付着動物</p> <p>4季の調査で12門21綱43目102科142種の付着動物が確認された。出現種は、夏季、春季に多く、秋季に少なかった。また、調査地点間では、地点No.2での確認種数が多かった。なお、各季の調査で出現した種は、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。</p> <p>各季の調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>【正】</p> <p>d) 付着動物</p> <p>4季の調査で12門21綱43目102科140種の付着動物が確認された。出現種は、冬季及び夏季に多く、秋季に少なかった。また、調査地点間では、地点Bでの確認種数が多かった。なお、各季の調査で出現した種は、瀬戸内海近辺で一般的に見られる種であった。</p> <p>各季の調査結果は以下に示すとおりである。</p>

【誤】

Ⅱ) 春季調査結果

春季の調査結果を見ると、出現種数は、軟体動物門、環形動物門及び節足動物門に類する種を主体とした 93 種であった。地点別の種数は、地点 A が上層、中層、下層でそれぞれ 12 種、33 種、21 種、地点 B が上層、中層、下層でそれぞれ 32 種、38 種、51 種であった。両地点の上層、中層、下層は採取水深が異なるため、一概に比較できないが、相対的には地点 B での多様性が高かった。

優占種についてみると、各地点の個体数に着目した最優占種は、地点 A の上層ではシロスジフジツボ (フジツボ類：節足動物門)、中層及び下層ではドロクダムシ科 (ヨコエビ類：節足動物門) であった。また、地点 B では、上層がドロクダムシ科、中層がヤッコカンザシゴカイ (多毛類：環形動物門)、下層が *Cirratulus* 属 (多毛類：環形動物門) であった。

【正】

Ⅱ) 春季調査結果

春季の調査結果を見ると、出現種数は、軟体動物門、環形動物門及び節足動物門に類する種を主体とした 86 種であった。地点別の種数は、地点 A が上層、中層、下層でそれぞれ 10 種、30 種、20 種、地点 B が上層、中層、下層でそれぞれ 29 種、37 種、50 種であった。両地点の上層、中層、下層は採取水深が異なるため、一概に比較できないが、相対的には地点 B での多様性が高かった。

優占種についてみると、各地点の個体数に着目した最優占種は、地点 A の上層ではシロスジフジツボ (フジツボ類：節足動物門)、中層及び下層ではドロクダムシ科 (ヨコエビ類：節足動物門) であった。また、地点 B では、上層がドロクダムシ科、中層がヤッコカンザシゴカイ (多毛類：環形動物門)、下層が *Cirratulus* 属 (多毛類：環形動物門) であった。

【誤】

Ⅲ) 夏季調査結果

出現種数は、軟体動物門、環形動物門及び節足動物門に類する種を主体とした 105 種であった。地点別の種数は、地点 A が高潮帯、中潮帯、低潮帯でそれぞれ 16 種、23 種、16 種、地点 B が高潮帯、中潮帯、低潮帯でそれぞれ 28 種、39 種、62 種であった。両地点の高潮帯、中潮帯、低潮帯は採取水深が異なるため、一概に比較できないが、相対的には調査地点 St. B での多様性が高かった。

優占種についてみると、各地点の個体数に着目した最優占種は、地点 A の高潮帯ではシロスジフジツボ (節足動物門-顎脚綱)、中潮帯及び低潮帯ではドロクダムシ科 (節足動物門-軟甲綱) であった。また、地点 B では、高潮帯がイワフジツボ (節足動物門-顎脚綱)、中潮帯がヤッコカンザシゴカイ (環形動物門-多毛綱)、低潮帯がホソヨコエビ属 (節足動物門-軟甲綱) であった。

【正】

Ⅲ) 夏季調査結果

出現種数は、軟体動物門、環形動物門及び節足動物門に類する種を主体とした 95 種であった。地点別の種数は、地点 A が上層、中層、下層でそれぞれ 15 種、21 種、16 種、地点 B が上層、中層、下層でそれぞれ 28 種、38 種、60 種であった。両地点の上層、中層、下層は採取水深が異なるため、一概に比較できないが、相対的には地点 B での多様性が高かった。

優占種についてみると、各地点の個体数に着目した最優占種は、地点 A の上層ではシロスジフジツボ (節足動物門-顎脚綱)、中層及び下層ではドロクダムシ科 (節足動物門-軟甲綱) であった。また、地点 B では、上層がイワフジツボ (節足動物門-顎脚綱)、中層がヤッコカンザシゴカイ (環形動物門-多毛綱)、下層がホソヨコエビ属 (節足動物門-軟甲綱) であった。

誤記の
内容
(続き)

【誤】

IV) 秋季調査結果

出現種数は、軟体動物門、環形動物門及び節足動物門に類する種を主体とした89種であった。地点別の種数は、地点Aが高潮帯、中潮帯、低潮帯でそれぞれ15種、21種、24種、地点Bが高潮帯、中潮帯、低潮帯でそれぞれ23種、39種、50種であった。種類数は、両地点とも低い潮位帯ほど多く、地点間では同じ潮位帯でも採取水深が異なるため、一概に比較できないが、相対的には調査地点Bで多い傾向がみられた。

優占種についてみると、各地点の個体数に着目した最優占種は、調査地点Aの高潮帯及び中潮帯ではタテジマフジツボ（節足動物門-顎脚綱）、低潮帯ではサンカクフジツボ（節足動物門-顎脚綱）であった。また、調査地点Bでは、高潮帯がイワフジツボ（節足動物門-顎脚綱）、中潮帯がヤッコカンザシゴカイ（環形動物門-多毛綱）、低潮帯ではサンカクフジツボ（節足動物門-顎脚綱）であった。

【正】

IV) 秋季調査結果

出現種数は、軟体動物門、環形動物門及び節足動物門に類する種を主体とした81種であった。地点別の種数は、地点Aが上層、中層、下層でそれぞれ15種、19種、24種、地点Bが上層、中層、下層でそれぞれ22種、38種、48種であった。種類数は、両地点とも低い潮位帯ほど多く、地点間では同じ潮位帯でも採取水深が異なるため、一概に比較できないが、相対的には調査地点Bで多い傾向がみられた。

優占種についてみると、各地点の個体数に着目した最優占種は、調査地点Aの上層及び中層ではタテジマフジツボ（節足動物門-顎脚綱）、下層ではサンカクフジツボ（節足動物門-顎脚綱）であった。また、調査地点Bでは、上層がイワフジツボ（節足動物門-顎脚綱）、中層がヤッコカンザシゴカイ（環形動物門-多毛綱）、下層ではサンカクフジツボ（節足動物門-顎脚綱）であった。

関連頁

本編 6.8-16、6.8-17 の修正にあわせて、関連箇所（本編 9-59）を修正

項目	9.5 施設の稼働 表 9.5.2(3) 施設の稼働（窒素酸化物）																																																
記載頁	本編 9-41																																																
誤記の内容	<p>【表 8 フュミゲーション発生時の予測結果（将来環境濃度）】 ケース 2 の将来予測環境濃度（a+b）の記載が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 8 フュミゲーション発生時の予測結果（将来環境濃度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>寄与濃度 a</th> <th>バックグラウンド濃度 b</th> <th>将来予測環境濃度 a+b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース 1</td> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.048</td> <td>0.002</td> <td>0.050</td> </tr> <tr> <td>ケース 2</td> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.046</td> <td>0.002</td> <td>0.050</td> </tr> <tr> <td>ケース 3</td> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.051</td> <td>0.002</td> <td>0.053</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. バックグラウンド濃度は、最大着地濃度が出現した気象条件における対象事業実施区域周辺における林田測定局の濃度(1時間値)である(2019年7月23日15時)。</p> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 8 フュミゲーション発生時の予測結果（将来環境濃度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>寄与濃度 a</th> <th>バックグラウンド濃度 b</th> <th>将来予測環境濃度 a+b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース 1</td> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.048</td> <td>0.002</td> <td>0.050</td> </tr> <tr> <td>ケース 2</td> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.046</td> <td>0.002</td> <td>0.048</td> </tr> <tr> <td>ケース 3</td> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.051</td> <td>0.002</td> <td>0.053</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1. バックグラウンド濃度は、最大着地濃度が出現した気象条件における対象事業実施区域周辺における林田測定局の濃度(1時間値)である(2019年7月23日15時)。</p>	ケース	項目	単位	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来予測環境濃度 a+b	ケース 1	二酸化窒素	ppm	0.048	0.002	0.050	ケース 2	二酸化窒素	ppm	0.046	0.002	0.050	ケース 3	二酸化窒素	ppm	0.051	0.002	0.053	ケース	項目	単位	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来予測環境濃度 a+b	ケース 1	二酸化窒素	ppm	0.048	0.002	0.050	ケース 2	二酸化窒素	ppm	0.046	0.002	0.048	ケース 3	二酸化窒素	ppm	0.051	0.002	0.053
ケース	項目	単位	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来予測環境濃度 a+b																																												
ケース 1	二酸化窒素	ppm	0.048	0.002	0.050																																												
ケース 2	二酸化窒素	ppm	0.046	0.002	0.050																																												
ケース 3	二酸化窒素	ppm	0.051	0.002	0.053																																												
ケース	項目	単位	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来予測環境濃度 a+b																																												
ケース 1	二酸化窒素	ppm	0.048	0.002	0.050																																												
ケース 2	二酸化窒素	ppm	0.046	0.002	0.048																																												
ケース 3	二酸化窒素	ppm	0.051	0.002	0.053																																												

項目	9.5 施設の稼働 表 9.5.8 施設の稼働 (超低周波音)																
記載頁	本編 9-52																
誤記の内容	<p>【本文 (予測結果の概要)】 本編 6.2-39 の予測結果に誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 (予測結果の概要) 施設の稼働に伴う超低周波音の予測結果を、表 1 に示す。予測結果は予測地点で 59dB であった。</p> <p>【正】 (予測結果の概要) 施設の稼働に伴う超低周波音の予測結果を、表 1 に示す。予測結果は予測地点で 62dB であった。</p> <p>【表 1 予測地点における超低周波音の予測結果 (G 特性)】 錯誤により予測結果の値の記載を誤りました。また、参考値 (L_G) の表記に誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 1 予測地点における超低周波音の予測結果 (G 特性) (単位: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">予測地点</th> <th style="width: 30%;">予測結果 (L_G)</th> <th style="width: 40%;">参考値 (L_G)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">St. 1</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 1. 表中の予測地点は、図 6.2.1 (6.2-2 ページ) と対応している。</p> <p>【正】</p> <p style="text-align: center;">表 1 予測地点における超低周波音の予測結果 (G 特性) (単位: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">予測地点</th> <th style="width: 30%;">予測結果 (L_G)</th> <th style="width: 40%;">参考値 (L_G)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">St. 1</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 1. 表中の予測地点は、図 6.2.1 (6.2-2 ページ) と対応している。 2. 参考値 (L_G) は、「低周波音を感じ睡眠影響が現れ始めるとされている 100dB」(出典: 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁大気保全局、平成 12 年))を示す。</p>	予測地点	予測結果 (L _G)	参考値 (L _G)	St. 1	昼間	59	夜間	59	予測地点	予測結果 (L _G)	参考値 (L _G)	St. 1	昼間	62	夜間	62
予測地点	予測結果 (L _G)	参考値 (L _G)															
St. 1	昼間	59															
	夜間	59															
予測地点	予測結果 (L _G)	参考値 (L _G)															
St. 1	昼間	62															
	夜間	62															

項 目	9.5 施設の稼働 表 9.5.10 施設の稼働 (水の汚れ・富栄養化)
記載頁	本編 9-55
誤記の 内 容	<p>【本文 (予測結果の概要)】 本編 6.5-13 の予測結果を記載するにあたり、誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 (予測結果の概要) 排水の全リンの寄与濃度は、排水口前面海域で 0.01mg/L 以下、排水口から 15m の範囲で 0.002mg/L 以下まで希釈される。</p> <p>【正】 (予測結果の概要) 排水の全磷の寄与濃度は、排水口前面海域で 0.02mg/L 以下、排水口から 15m の範囲で 0.002mg/L 以下まで希釈される。</p>

項 目	9.6 燃料等の搬出入 表 9.6.1(2) 燃料等の搬出入 (硫黄酸化物)
記載頁	本編 9-68
誤記の 内 容	<p>【本文 (2) 環境保全の基準等との整合性】 本編 6.1-125 における環境基準を記載するにあたり、誤りがありましたので、修正しました。</p> <p>【誤】 (2) 環境保全の基準等との整合性 燃料等の搬出入 (関係車両) に伴う二酸化硫黄の将来予測濃度は 0.005090ppm であり、環境基準 (0.1ppm 以下) を下回っている。</p> <p>【正】 (2) 環境保全の基準等との整合性 燃料等の搬出入 (関係車両) に伴う二酸化硫黄の将来予測濃度は 0.005090ppm であり、環境基準 (0.04ppm 以下) を下回っている。</p>

項目 9.6 燃料等の搬出入 表 9.6.3(1) 燃料等の搬出入（浮遊粒子状物質）

記載頁 本編 9-71

誤記の内容 **【表 2 浮遊粒子状物質の濃度の状況】**
本編 3.1-9 の表 3.1.5 を記載するにあたり、誤りがありましたので、修正しました。

【誤】

表 2 浮遊粒子状物質の濃度の状況

測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価			
		1時間値が 0.1ppm を超えた時間数と割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	環境基準の適否
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)
坂出市役所	0.002	0	0.0	0	0.0	0.032	0.008	0	○
瀬居島	0.007	0	0.0	0	0.0	0.046	0.017	0	○
林田出張所	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.006	0	○
相模坊神社	0.006	0	0.0	0	0.0	0.039	0.012	0	○
川津	0.002	0	0.0	0	0.0	0.037	0.007	0	○
櫃石島	0.003	0	0.0	0	0.0	0.028	0.010	0	○

【正】

表 2 浮遊粒子状物質の濃度の状況

測定局	年平均値	短期的評価			長期的評価		
		1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の適否
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)
坂出市役所	0.018	0	0	0.170	0.048	0	○
瀬居島	0.024	0	0	0.125	0.061	0	○
林田出張所	0.020	0	0	0.132	0.058	0	○
相模坊神社	0.021	0	0	0.140	0.056	0	○
川津	0.018	0	0	0.103	0.048	0	○
櫃石島	0.021	1	0	0.234	0.055	0	○

項目	9.6 燃料等の搬出入 表 9.6.6(2) 燃料等の搬出入（関係車両）（地盤振動）
記載頁	本編 9-77
誤記の内容	<p>【本文（評価の概要）（1）環境影響の回避・低減に係る評価】 「燃料等の搬出入に伴う」との表現が正しいが、「工事用資材等の搬出入に伴う」と表現し、表現が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】 （評価の概要） （1）環境影響の回避・低減に係る評価 工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響については、上記に示す環境保全措置を講じることにより、予測地点における振動レベルの増加はほとんどないことから、資材等の運搬に伴う道路交通振動の環境への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。</p> <p>【正】 （評価の概要） （1）環境影響の回避・低減に係る評価 燃料等の搬出入に伴う振動の影響については、上記に示す環境保全措置を講じることにより、予測地点における振動レベルの増加はほとんどないことから、燃料等の搬出入に伴う道路交通振動の環境への影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。</p> <p>【本文（評価の概要）（2）環境保全の基準等との整合性】 6.3章における表記と整合をとる必要があるため、表記内容を関連する6.3章の表記に合わせて、修正しました。</p> <p>【誤】 （評価の概要） （2）環境保全の基準等との整合性 工事用資材等の搬出入による道路交通振動への影響が最大になる時期において、予測地点における将来の道路交通振動レベル（L10）は40dBであり、要請限度を下回っている。 以上のことから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。</p> <p>【正】 （評価の概要） （2）環境保全の基準等との整合性 予測地点における燃料等の搬出入に伴う道路交通振動は昼間、夜間ともに要請限度を下回っていることから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。</p>

項目	資料編 1 大気質・騒音・超低周波音・振動																																																																																																																						
記載頁	資料編 5																																																																																																																						
誤記の内容	<p>【表 1.3(1) 振動調査結果（道路交通振動、St.1）】 時間区分が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p>表 1.3(1) 振動調査結果（環境振動、St.1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定日</th> <th rowspan="2">観測時間</th> <th colspan="3">振動レベル (dB)</th> </tr> <tr> <th>L₁₀</th> <th>L₅₀</th> <th>L₉₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">2月20日</td> <td>12:00～13:00</td> <td>36</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>13:00～14:00</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>14:00～15:00</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>15:00～16:00</td> <td>36</td> <td>31</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>16:00～17:00</td> <td>37</td> <td>31</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>17:00～18:00</td> <td>34</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>18:00～19:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>19:00～20:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>20:00～21:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>21:00～22:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>22:00～23:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>23:00～24:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">2月21日</td> <td>0:00～1:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>1:00～2:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>2:00～3:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>3:00～4:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>4:00～5:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>5:00～6:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>6:00～7:00</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>7:00～8:00</td> <td>36</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>8:00～9:00</td> <td>39</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>9:00～10:00</td> <td>39</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>10:00～11:00</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>11:00～12:00</td> <td>38</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振動規制法（特定工場において発生する振動の規制に関する基準）の時間区分</td> <td>朝（8:00～19:00）</td> <td>36</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>昼間（19:00～8:00）</td> <td>31</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：30dB以下の値は30dBとして計算した。</p>				測定日	観測時間	振動レベル (dB)			L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	2月20日	12:00～13:00	36	30 未満	30 未満	13:00～14:00	37	32	30 未満	14:00～15:00	37	32	30 未満	15:00～16:00	36	31	30 未満	16:00～17:00	37	31	30 未満	17:00～18:00	34	30 未満	30 未満	18:00～19:00	30 未満	30 未満	30 未満	19:00～20:00	30 未満	30 未満	30 未満	20:00～21:00	30 未満	30 未満	30 未満	21:00～22:00	30 未満	30 未満	30 未満	22:00～23:00	30 未満	30 未満	30 未満	23:00～24:00	30 未満	30 未満	30 未満	2月21日	0:00～1:00	30 未満	30 未満	30 未満	1:00～2:00	30 未満	30 未満	30 未満	2:00～3:00	30 未満	30 未満	30 未満	3:00～4:00	30 未満	30 未満	30 未満	4:00～5:00	30 未満	30 未満	30 未満	5:00～6:00	30 未満	30 未満	30 未満	6:00～7:00	32	30 未満	30 未満	7:00～8:00	36	30 未満	30 未満	8:00～9:00	39	32	30 未満	9:00～10:00	39	33	30 未満	10:00～11:00	38	33	30 未満	11:00～12:00	38	32	30 未満	振動規制法（特定工場において発生する振動の規制に関する基準）の時間区分	朝（8:00～19:00）	36	31	30	昼間（19:00～8:00）	31	30	30
測定日	観測時間	振動レベル (dB)																																																																																																																					
		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀																																																																																																																			
2月20日	12:00～13:00	36	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	13:00～14:00	37	32	30 未満																																																																																																																			
	14:00～15:00	37	32	30 未満																																																																																																																			
	15:00～16:00	36	31	30 未満																																																																																																																			
	16:00～17:00	37	31	30 未満																																																																																																																			
	17:00～18:00	34	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	18:00～19:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	19:00～20:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	20:00～21:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	21:00～22:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	22:00～23:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	23:00～24:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
2月21日	0:00～1:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	1:00～2:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	2:00～3:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	3:00～4:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	4:00～5:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	5:00～6:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	6:00～7:00	32	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	7:00～8:00	36	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	8:00～9:00	39	32	30 未満																																																																																																																			
	9:00～10:00	39	33	30 未満																																																																																																																			
	10:00～11:00	38	33	30 未満																																																																																																																			
	11:00～12:00	38	32	30 未満																																																																																																																			
振動規制法（特定工場において発生する振動の規制に関する基準）の時間区分	朝（8:00～19:00）	36	31	30																																																																																																																			
	昼間（19:00～8:00）	31	30	30																																																																																																																			

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 1.3(1) 振動調査結果 (環境振動、St. 1)

測定日	観測時間	振動レベル (dB)		
		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀
2月20日	12:00～13:00	36	30 未満	30 未満
	13:00～14:00	37	32	30 未満
	14:00～15:00	37	32	30 未満
	15:00～16:00	36	31	30 未満
	16:00～17:00	37	31	30 未満
	17:00～18:00	34	30 未満	30 未満
	18:00～19:00	30 未満	30 未満	30 未満
	19:00～20:00	30 未満	30 未満	30 未満
	20:00～21:00	30 未満	30 未満	30 未満
	21:00～22:00	30 未満	30 未満	30 未満
	22:00～23:00	30 未満	30 未満	30 未満
	23:00～24:00	30 未満	30 未満	30 未満
2月21日	0:00～1:00	30 未満	30 未満	30 未満
	1:00～2:00	30 未満	30 未満	30 未満
	2:00～3:00	30 未満	30 未満	30 未満
	3:00～4:00	30 未満	30 未満	30 未満
	4:00～5:00	30 未満	30 未満	30 未満
	5:00～6:00	30 未満	30 未満	30 未満
	6:00～7:00	32	30 未満	30 未満
	7:00～8:00	36	30 未満	30 未満
	8:00～9:00	39	32	30 未満
	9:00～10:00	39	33	30 未満
	10:00～11:00	38	33	30 未満
	11:00～12:00	38	32	30 未満
振動規制法 (特定工場 において発生する振動 の規制に関する基準) の時間区分	昼間 (8:00～19:00)	36	31	30
	夜間 (19:00～8:00)	31	30	30

※: 30dB 以下の値は 30dB として計算した。

項目	資料編 1 大気質・騒音・超低周波音・振動																																																																																																																						
記載頁	資料編 6																																																																																																																						
誤記の内容	<p>【表 1.3(2) 振動調査結果（道路交通振動、St. 2）】 昼間と夜間の時間区分表記、昼間及び夜間の L₁₀ の値、昼間の L₅₀ の値が誤っていたため、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 1.3(2) 振動調査結果（道路交通振動、St. 2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定日</th> <th rowspan="2">観測時間</th> <th colspan="3">振動レベル (dB)</th> </tr> <tr> <th>L₁₀</th> <th>L₅₀</th> <th>L₉₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center;">2月20日</td> <td>12:00～13:00</td> <td>43</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>13:00～14:00</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>14:00～15:00</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>15:00～16:00</td> <td>43</td> <td>30</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>16:00～17:00</td> <td>42</td> <td>30</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>17:00～18:00</td> <td>37</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>18:00～19:00</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>19:00～20:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>20:00～21:00</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>21:00～22:00</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>22:00～23:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>23:00～24:00</td> <td>30</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center;">2月21日</td> <td>0:00～1:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>1:00～2:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>2:00～3:00</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>3:00～4:00</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>4:00～5:00</td> <td>35</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>5:00～6:00</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>6:00～7:00</td> <td>39</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>7:00～8:00</td> <td>42</td> <td>30</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>8:00～9:00</td> <td>43</td> <td>32</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>9:00～10:00</td> <td>45</td> <td>34</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>10:00～11:00</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>11:00～12:00</td> <td>45</td> <td>33</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振動規制法（道路交通振動の要請限度）の時間区分</td> <td>朝（7:00～20:00）</td> <td>41</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>昼間（20:00～7:00）</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：30dB 以下の値は 30dB として計算した。</p>				測定日	観測時間	振動レベル (dB)			L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	2月20日	12:00～13:00	43	30 未満	30 未満	13:00～14:00	44	33	30 未満	14:00～15:00	44	33	30 未満	15:00～16:00	43	30	30 未満	16:00～17:00	42	30	30 未満	17:00～18:00	37	30 未満	30 未満	18:00～19:00	33	30 未満	30 未満	19:00～20:00	30 未満	30 未満	30 未満	20:00～21:00	32	30 未満	30 未満	21:00～22:00	33	30 未満	30 未満	22:00～23:00	30 未満	30 未満	30 未満	23:00～24:00	30	30 未満	30 未満	2月21日	0:00～1:00	30 未満	30 未満	30 未満	1:00～2:00	30 未満	30 未満	30 未満	2:00～3:00	30 未満	30 未満	30 未満	3:00～4:00	33	30 未満	30 未満	4:00～5:00	35	30 未満	30 未満	5:00～6:00	33	30 未満	30 未満	6:00～7:00	39	30 未満	30 未満	7:00～8:00	42	30	30 未満	8:00～9:00	43	32	30 未満	9:00～10:00	45	34	30 未満	10:00～11:00	44	33	30 未満	11:00～12:00	45	33	30 未満	振動規制法（道路交通振動の要請限度）の時間区分	朝（7:00～20:00）	41	31	30	昼間（20:00～7:00）	32	30	30
測定日	観測時間	振動レベル (dB)																																																																																																																					
		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀																																																																																																																			
2月20日	12:00～13:00	43	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	13:00～14:00	44	33	30 未満																																																																																																																			
	14:00～15:00	44	33	30 未満																																																																																																																			
	15:00～16:00	43	30	30 未満																																																																																																																			
	16:00～17:00	42	30	30 未満																																																																																																																			
	17:00～18:00	37	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	18:00～19:00	33	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	19:00～20:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	20:00～21:00	32	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	21:00～22:00	33	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	22:00～23:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	23:00～24:00	30	30 未満	30 未満																																																																																																																			
2月21日	0:00～1:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	1:00～2:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	2:00～3:00	30 未満	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	3:00～4:00	33	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	4:00～5:00	35	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	5:00～6:00	33	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	6:00～7:00	39	30 未満	30 未満																																																																																																																			
	7:00～8:00	42	30	30 未満																																																																																																																			
	8:00～9:00	43	32	30 未満																																																																																																																			
	9:00～10:00	45	34	30 未満																																																																																																																			
	10:00～11:00	44	33	30 未満																																																																																																																			
	11:00～12:00	45	33	30 未満																																																																																																																			
振動規制法（道路交通振動の要請限度）の時間区分	朝（7:00～20:00）	41	31	30																																																																																																																			
	昼間（20:00～7:00）	32	30	30																																																																																																																			

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 1.3(2) 振動調査結果 (道路交通振動、St.2)

測定日	観測時間	振動レベル (dB)		
		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀
2月20日	12:00~13:00	43	30 未満	30 未満
	13:00~14:00	44	33	30 未満
	14:00~15:00	44	33	30 未満
	15:00~16:00	43	30	30 未満
	16:00~17:00	42	30	30 未満
	17:00~18:00	37	30 未満	30 未満
	18:00~19:00	33	30 未満	30 未満
	19:00~20:00	30 未満	30 未満	30 未満
	20:00~21:00	32	30 未満	30 未満
	21:00~22:00	33	30 未満	30 未満
	22:00~23:00	30 未満	30 未満	30 未満
	23:00~24:00	30	30 未満	30 未満
2月21日	0:00~1:00	30 未満	30 未満	30 未満
	1:00~2:00	30 未満	30 未満	30 未満
	2:00~3:00	30 未満	30 未満	30 未満
	3:00~4:00	33	30 未満	30 未満
	4:00~5:00	35	30 未満	30 未満
	5:00~6:00	33	30 未満	30 未満
	6:00~7:00	39	30 未満	30 未満
	7:00~8:00	42	30	30 未満
	8:00~9:00	43	32	30 未満
	9:00~10:00	45	34	30 未満
	10:00~11:00	44	33	30 未満
11:00~12:00	45	33	30 未満	
振動規制法 (道路交通振動の要請限度) の時間区分	昼間 (8:00~19:00)	42	32	30
	夜間 (19:00~8:00)	33	30	30

※: 30dB以下の値は30dBとして計算した。

【正】

表 2.1(1) 海藻類 (付着植物) の確認種一覧 (冬季、春季)

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季				春季										
						地点A 上層	地点A 中層	地点A 下層	地点A 上層	地点A 中層	地点A 下層	地点B 上層	地点B 中層	地点B 下層						
1	緑色植物	緑藻	アオサ	アオサ	ヒメアオサリ属															
2					アオサ属(旧アオサリ属)															
3					アオサ属															
4					シオグサ															
5	黄色植物	褐藻	シオミドロ	シオミドロ科	シオミドロ属															
6					シオミドロ科															
7					クロガシラ															
8					アミジグサ															
9					カヤモノリ															
10																				
11																				
12																				
13	紅色植物	紅藻	ウシケノリ	ウシケノリ	珪藻綱															
14					ウシケノリ属															
15					ウシケノリ															
16					サンゴモ															
17	紅色植物	紅藻	テンダサ	テンダサ	サンゴモ科(無節サンゴモ科)															
18					ヒメテンダサ															
19					マクサ															
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26	オゴノリ	オゴノリ	オゴノリ	オゴノリ	オキツノリ															
27					ベニスナゴ															
28					オゴノリ															
29					マサゴシバリ															
30	イギス	イギス	イギス	イギス	カニルダグサ															
31					フツツサキ															
32					コスジフツツサキ															
33					キヌイトグサ属															
34					イギス科															
35					イギス属															
36					ダシア															
37					コノノリ															
38	紫色植物	紫藻	アジマツモ	アジマツモ	アイトグサ属															
39					コサネモ															
40																				
41																				

注1) 赤の種保護の観点より、一部非公開(横塗り表記)としている。
注2) 属名の「」は、種の間定に至らずに上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めたいものを表す。

誤記の
内容
(続き)

【誤】

表 2.1(2) 海藻類 (付着植物) の確認種一覧 (夏季、秋季)

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季						春季								
						地点A			地点B			地点A			地点B					
						上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層			
1	緑色植物	緑藻	アオサ	アオサ	ヒメアオサノリ属	●														
2					アオサ属(旧アオサノリ属)		●													●
3					アオサ属		●													●
4					シオグサ			●												
5					ハネモ				●											
6					シオグサ					●										
7	黄色植物	褐藻	シオミドロ	シオミドロ	シオミドロ科															
8			クロガシラ	クロガシラ	クロガシラ属															●
9			アマジガサ	アマジガサ	ヤハズグサ															●
10			カヤモノリ	カヤモノリ	アマジガサ属															●
11					フクロノリ															
12					セイヨウハバノリ															
13					カヤモノリ															
14					ワカメ															
15					コノブ															
16	紅色植物	紅藻	ウシケノリ	ウシケノリ	アオノリ属															
17			サンゴモ	サンゴモ	ウスカワカニノテ															●
18					サンゴモ科(無節サンゴモ類)															
19					ヒメテングサ															●
20					マクサ															
21					オバクサ															
22					テングサ科															
23					イソモツカ															●
24					ススカケベニ															●
25					ムカヅノリ															
26					サカサノリ															
27					フゲクサ															
28					オキツノリ															
29					ベニスナゴ															●
30					オゴノリ															
31					カサノリ															
32					マサゴシバリ															●
33					ワツナギソク															●
34					フシツナギ															●
35					イギス															●
36					イギス															●
37					ヨツガサ科															
38					イギス科															●
39					タジア															●
40					タジア属															
41					ノコハギ															
42					ホソアキギス															
43					コノハノリ科															
44					フジマツモ															
45					イトクサ属															●
46	藍色植物	藍藻			コウネモ															●
					藍藻類															●

注：希少種保護の観点より、一部非公開(値塗り表記)としている。

項目	資料編 2 植物 2.1 水生植物 (2) 植物プランクトン																
記載頁	資料編 13、14																
誤記の内容	<p>【表 2.2(1) 植物プランクトンの確認種一覧】 【表 2.2(2) 植物プランクトンの確認種一覧】 出現種数 No. (表の最左列)の値が誤っていましたが、修正しました。 また、注記を追加しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 2.2(1) 植物プランクトンの確認種一覧</p>																
						冬季		春季		夏季		秋季					
No.	門名	綱名	目名	科名	学名	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2				
1	藍藻植物	藍藻	オシロイモ	オシロイモ	Oscillatoriaceae	●						●					
2	クリプト植物	クリプト藻	-	-	Cryptomonadales	●	●	●	●		●		●				
3	渦鞭毛植物	渦鞭毛藻	プロコケトキム	プロコケトキム	<i>Prorocentrum balticum</i>			●	●								
4					<i>Prorocentrum micans</i>										●		
5					<i>Prorocentrum minimum</i>						●	●					
6					<i>Prorocentrum triestinum</i>							●				●	
7					<i>Prorocentrum</i> sp.						●						
8					ベリテノキム	オキトキム	オキトキム	<i>Oxytoxum</i> sp.									●
9					ギムドノキム	ギムドノキム	ギムドノキム	<i>Gymnodinium sanguineum</i>									●
10			-	-	-	<i>Gymnodinium</i>	●	●	●	●				●	●		
11			ベリテノキム	ゴニオテラス	ゴニオテラス	<i>Amylax triacantha</i>								●	●		
12						<i>Gonyaulax</i> sp.					●	●			●	●	
13						<i>Heterocapsa</i> sp.						●	●			●	●
14						<i>Protoperidinium</i> spp.	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
15			カキテノキム	カキテノキム	カキテノキム	<i>Scrippsiella</i> sp.			●	●	●	●		●	●		
16						-	-	-	<i>Peridinales</i>	●	●	●	●	●	●	●	●
17			黄色植物	黄金色藻	ディクテチ	ディクテチ	<i>Dictyocha fibula</i>							●			
18							<i>Distephanus speculum</i>						●	●			
19	エブリア	エブリア					エブリア	<i>Ebria tripartita</i>			●	●	●	●			
20	珪藻	円心					アウロセイヤ	<i>Aulacoseira distans</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
21								<i>Aulacoseira granulata</i>	●		●						
22				<i>Aulacoseira</i> spp.	●	●		●			●	●					
23				<i>Cyclotella</i> spp.	●						●	●	●	●	●	●	
24				<i>Skeletonema costatum</i>				●	●			●	●	●	●	●	
25				<i>Thalassiosira</i> spp.	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
26				Thalassiosiraceae	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
27			コシラ	コシラ	コシラ	<i>Corethron eriophilum</i>										●	
28						<i>Leptocylindrus danicus</i>		●				●	●	●	●	●	●
29						<i>Leptocylindrus minimus</i>							●	●			
30	<i>Melosira juergensi</i>	●						●									
31	<i>Melosira nummuloides</i>	●					●										
32	<i>Melosira sulcata</i>														●		
33	コシラ	コシラ	コシラ	<i>Coscinodiscus radiatus</i>			●						●				
34				<i>Coscinodiscus radiatus</i>													
35				<i>Coscinodiscus</i> sp.											●		
36	アスターオムラ	アスターオムラ	アスターオムラ	<i>Asteromphalus sarcophagus</i>			●										
37	リゾソレニア	リゾソレニア	リゾソレニア	<i>Rhizosolenia alata</i>			●										
38				<i>Rhizosolenia fragilissima</i>	●	●	●	●	●	●							
39				<i>Rhizosolenia imbricata</i>			●										
40				<i>Rhizosolenia phuketensis</i>						●							
41				<i>Rhizosolenia setigera</i>				●	●					●	●		
42				ビドクシ	ビドクシ	ビドクシ	<i>Cerataulina dentata</i>					●	●				
43	<i>Cerataulina pelagica</i>	●							●	●	●	●	●	●			
44	<i>Eucampia zodiacus</i>									●	●	●	●	●			
45	<i>Hemiaulus sinensis</i>											●					
46	<i>Biddulphia longicurvis</i>													●	●		
47	キートコス	キートコス	キートコス	<i>Chaetoceros compressum</i>					●	●	●	●					
48				<i>Chaetoceros constrictum</i>			●	●	●	●	●	●	●				
49				<i>Chaetoceros curvisetum</i>						●	●	●	●	●			
50				<i>Chaetoceros danicum</i>				●			●	●	●	●			

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 2.2(1) 植物プランクトンの確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	学名	冬季		春季		夏季		秋季										
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2									
1	藍藻植物	藍藻	セジユモ	ユモ	Oscillatoriaceae	●						●										
2	クリプト植物	クリプト藻	-	-	Cryptomonadales	●	●	●	●		●		●									
3	渦鞭毛植物	渦鞭毛藻	プロコクトム	プロコクトム	<i>Prorocentrum balticum</i>			●	●													
4					<i>Prorocentrum micans</i>										●							
5					<i>Prorocentrum minimum</i>						●	●										
6					<i>Prorocentrum triestinum</i>								●			●						
-					<i>Prorocentrum</i> sp.						●											
7					ベリテ'イナム	オキトキナム			<i>Oxytoxum</i> sp.								●					
8			ギム/テ'イナム	ギム/テ'イナム			<i>Gymnodinium sanguineum</i>								●							
-							Gymnodiniales	●	●	●	●			●	●							
9			ベリテ'イナム	ゴ'ニキツカス			<i>Amylax triacantha</i>								●	●						
10							<i>Gonyaulax</i> sp.						●	●			●	●				
11							<i>Heterocapsa</i> sp.						●		●			●	●			
12							<i>Protoperdinium</i> spp.					●		●	●	●	●	●	●			
13							カキテ'イテ				<i>Scirpsella</i> sp.		●	●	●	●		●	●			
-									Peridiniales	●	●	●	●	●	●	●	●					
14	黄色植物	黄金色藻					テ'イテカ	テ'イテカ	<i>Dictyocha fibula</i>						●							
15			<i>Distephanus speculum</i>								●		●									
16			エブ'リヤ	<i>Ebria tripartita</i>							●	●	●	●								
17		珪藻	円心			<i>Aulacoseira distans</i>	●	●	●	●	●	●	●	●								
18						<i>Aulacoseira granulata</i>	●		●							●						
-						<i>Aulacoseira</i> spp.	●	●	●				●	●								
19						<i>Cyclotella</i> spp.	●						●	●	●	●	●	●				
20						<i>Skeletonema costatum</i>					●	●	●	●	●	●	●	●				
21						<i>Thalassiosira</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
-						Thalassiosiraceae	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
22						メソテ'ラ				<i>Corethron criophilum</i>									●			
23										<i>Leptocylindrus danicus</i>	●						●	●	●	●	●	
24										<i>Leptocylindrus minimus</i>								●	●			
25										<i>Melosira juergensi</i>	●						●					
26										<i>Melosira nummuloides</i>	●					●						
27						<i>Melosira sulcata</i>												●				
28						コスキ/テ'イタス				<i>Coscinodiscus radiatus</i>			●						●			
-										<i>Coscinodiscus</i> sp.												●
29						アステロマ'ラ				<i>Asteromphalus sarcophagus</i>		●										
30						リゾ'ソレン				<i>Rhizosolenia alata</i>			●									
31		<i>Rhizosolenia fragilissima</i>			●					●	●	●	●	●								
32		<i>Rhizosolenia imbricata</i>			●																	
33		<i>Rhizosolenia phuketensis</i>												●								
34		<i>Rhizosolenia setigera</i>										●	●				●	●				
35		ヒ'ト'ウキ'イ				<i>Cerataulina dentata</i>					●	●										
36						<i>Cerataulina pelagica</i>	●						●	●	●	●	●					
37						<i>Eucampia zodiacus</i>								●	●	●	●	●				
38						<i>Hemiaulus sinensis</i>									●							
39						<i>Biddulphia longicruris</i>											●	●				
40		キ'ト'カス				<i>Chaetoceros compressum</i>					●	●	●									
41						<i>Chaetoceros constrictum</i>						●	●	●		●						
42						<i>Chaetoceros curvisetum</i>								●	●	●	●	●				
43						<i>Chaetoceros danicum</i>						●			●	●	●					

注: No.欄の「-」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めないものを表す。

誤記の
内容
(続き)

【誤】

表 2.2(2) 植物プランクトンの確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	学名	冬季		春季		夏季		秋季											
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2										
51	黄色植物	珪藻	円心	キトカス	<i>Chaetoceros debile</i>			●		●	●												
52					<i>Chaetoceros decipiens</i>									●	●								
53					<i>Chaetoceros didymum</i>			●	●			●	●	●	●								
54					<i>Chaetoceros distans</i>							●	●	●	●								
55					<i>Chaetoceros lorenzianum</i>											●							
56					<i>Chaetoceros radicans</i>											●							
57					<i>Chaetoceros sociale</i>								●	●									
58					<i>Chaetoceros</i> spp.							●	●	●	●	●							
59					リゾスミム				<i>Ditylum brightwellii</i>					●	●	●							
60			羽状	デイトマ			<i>Fragilaria</i> sp.	●															
61							<i>Licmophora</i> sp.	●	●	●	●												
62							<i>Neodelphineis pelagica</i>							●	●								
63							<i>Synedra</i> spp.	●	●														
64							<i>Thalassionema nitzschioides</i>								●	●							
65							<i>Thalassiothrix</i> sp.										●	●					
66							Diatomaceae							●	●								
67							アサツチス				<i>Cocconeis</i> spp.	●				●	●						
68							ナベキョウ				<i>Amphiprora</i> spp.					●	●						
69											<i>Amphora</i> spp.	●	●	●	●					●	●		
70											<i>Cymbella</i> sp.	●											
71											<i>Diploneis</i> sp.	●											
72											<i>Gomphonema</i> sp.								●	●			
73											<i>Navicula membranacea</i>											●	●
74											<i>Navicula</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
75			<i>Pleurosigma</i> sp.	●										●	●			●					
76			ニョギ?				<i>Bacillaria paxillifer</i>	●															
77							<i>Cylindrotheca closterium</i>	●	●	●	●	●	●	●	●								
78							<i>Nitzschia</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
79							<i>Pseudo-nitzschia multistriata</i>		●														
80	<i>Pseudo-nitzschia pungens</i>											●	●										
81	<i>Pseudo-nitzschia</i> spp.							●	●	●	●	●											
82	スリレ?				<i>Surirella</i> sp.	●																	
83	ハブト植物	ハブト藻	-	-	Haptophyceae			●	●			●	●										
84	ユナシナ植物	ユナシナ藻	-	-	Euglenophyceae	●		●	●	●	●	●	●										
85	緑藻植物	クラシノ藻	-	-	Prasinophyceae						●												
86	緑藻	カホコツム	オキスチス	アンキストロデスマス	<i>Ankistrodesmus fulvatus</i>	●																	
87					ミクラチニウム	<i>Micractinium</i> sp.									●								
88					ペディアストラム	<i>Pediastrum</i> sp.	●																
89					セネデスマス	<i>Scenedesmus</i> spp.	●		●	●	●	●	●	●	●								
90					スタウラストラム	<i>Staurastrum</i> sp.								●									
91	不明鞭毛藻類	-	-	-	unidentified flagellates		●	●	●			●	●										
出現種類数合計						32	24	34	32	43	42	41	38										

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 2.2(2) 植物プランクトンの確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	学名	冬季		春季		夏季		秋季				
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2			
44	黄色植物	珪藻	円心	キトケス	<i>Chaetoceros debile</i>			●		●	●					
45					<i>Chaetoceros decipiens</i>								●	●		
46					<i>Chaetoceros didymum</i>			●	●	●	●	●	●	●		
47					<i>Chaetoceros distans</i>					●	●	●	●	●		
48					<i>Chaetoceros lorenzianum</i>									●		
49					<i>Chaetoceros radicans</i>									●		
50					<i>Chaetoceros sociale</i>							●	●			
-					<i>Chaetoceros</i> spp.							●	●	●	●	
51					羽状	羽状	ダイアトマ	<i>Ditylum brightwellii</i>					●	●	●	
52								<i>Fragilaria</i> sp.	●							
53						<i>Licmophora</i> sp.	●	●	●	●						
54						<i>Neodolpheiis pelagica</i>					●	●				
55						<i>Synedra</i> spp.	●	●								
56						<i>Thalassionema nitzschioides</i>					●	●				
57						<i>Thalassiothrix</i> sp.							●	●		
-						Diatomaceae			●	●		●				
58						<i>Cocconeis</i> spp.	●				●	●				
59						<i>Amphiprora</i> spp.					●	●				
60						<i>Amphora</i> spp.	●	●	●	●			●	●		
61						<i>Cymbella</i> sp.	●									
62						<i>Diploneis</i> sp.	●									
63						<i>Gomphonema</i> sp.					●	●				
64						<i>Navicula membranacea</i>							●	●		
-						<i>Navicula</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●		
65						<i>Pleurosigma</i> sp.	●			●	●			●		
66						ニギア	<i>Bacillaria paxillifer</i>	●								
67						<i>Cylindrotheca closterium</i>	●	●	●	●	●	●	●			
68						<i>Nitzschia</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●		
69						<i>Pseudo-nitzschia multistriata</i>		●								
70				<i>Pseudo-nitzschia pungens</i>					●	●						
-				<i>Pseudo-nitzschia</i> spp.		●	●	●	●	●	●	●				
71				スレバ	<i>Surirella</i> sp.	●										
72	バクト植物	バクト藻	-	-	Ilaptophyceae			●	●			●	●			
73	エウグレ植物	エウグレ藻	-	-	Euglenophyceae	●		●	●	●	●	●	●			
74	緑藻植物	プラシノ藻	-	-	Prasinophyceae					●						
75		緑藻	クロコケムシ	オキスチス	<i>Ankistrodesmus falcatus</i>	●										
76				クロレバ	<i>Microactinium</i> sp.								●			
77				アシトノ	<i>Pediastrum</i> sp.	●										
78				セネデスムス	<i>Scenedesmus</i> spp.	●		●	●	●	●	●	●			
79				スタウストラム	<i>Staurastrum</i> sp.							●				
80	不明鞭毛藻類	-	-	-	unidentified flagellates		●	●	●			●	●			
出現種類数合計						29	20	29	28	38	36	37	33			

注：No.欄の「-」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めないものを表す。

項目	資料編 3 動物 3.1 陸生動物 (1) 鳥類																																																																																																																																																																																																																																																																			
記載頁	資料編 15																																																																																																																																																																																																																																																																			
誤記の内容	<p>【表 3.1 鳥類の確認種一覧】 根拠文献の時点更新により重要種が追加された（コチドリ）ので、修正しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 鳥類の確認種一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">目名</th> <th rowspan="2">科名</th> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">渡りの区分</th> <th colspan="4">調査時期</th> <th rowspan="2">重要種</th> </tr> <tr> <th>冬季</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>カモ</td> <td>カモ</td> <td>ウミアイサ</td> <td>冬鳥</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>カイツブリ</td> <td>カイツブリ</td> <td>カンムリカイツブリ</td> <td>冬鳥</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td rowspan="2">ハト</td> <td rowspan="2">ハト</td> <td>カワラバト(ドバト)</td> <td>留鳥</td> <td>95</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>キジバト</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>カツオドリ</td> <td>ウ</td> <td>カワウ</td> <td>留鳥</td> <td>9</td> <td>1</td> <td></td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td rowspan="2">ペリカン</td> <td rowspan="2">サギ</td> <td>アオサギ</td> <td>留鳥</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ダイサギ</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td rowspan="4">チドリ</td> <td>チドリ</td> <td>コチドリ</td> <td>夏鳥</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td rowspan="3">カモメ</td> <td>ユリカモメ</td> <td>冬鳥</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>ウミネコ</td> <td>冬鳥</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>セグロカモメ</td> <td>冬鳥</td> <td>4</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td rowspan="2">タカ</td> <td>ミサゴ</td> <td>ミサゴ</td> <td>留鳥</td> <td>4</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>タカ</td> <td>トビ</td> <td>留鳥</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td rowspan="7">スズメ</td> <td rowspan="2">カラス</td> <td>ハシボソガラス</td> <td>留鳥</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>ハシブトガラス</td> <td>留鳥</td> <td>7</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>ツバメ</td> <td>ツバメ</td> <td>夏鳥</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>ヒヨドリ</td> <td>ヒヨドリ</td> <td>留鳥</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>メジロ</td> <td>メジロ</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td rowspan="2">ムクドリ</td> <td>ハッカチョウ</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>ムクドリ</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>ヒタキ</td> <td>イソヒヨドリ</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>スズメ</td> <td>スズメ</td> <td>留鳥</td> <td>46</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td rowspan="2">セキレイ</td> <td>ハクセキレイ</td> <td>留鳥</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>セグロセキレイ</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>アトリ</td> <td>カワラヒワ</td> <td>留鳥</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合計 8目 18科 25種</td> <td>—</td> <td>15種</td> <td>13種</td> <td>13種</td> <td>13種</td> <td>1種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 表中の数値は延べ確認個体数を表す。 注2) 渡りの区分：「かがわの野鳥(鳥類リスト)」を参考に現地調査での確認状況をもとに整理した。 留鳥：一年中ほぼ同じような場所で生息している鳥 夏鳥：春に南の地域から渡来して、日本で繁殖し、秋に南へ去る鳥 冬鳥：秋に北の地域から渡来して、日本で越冬し、春に北へ帰る鳥</p>									No.	目名	科名	種名	渡りの区分	調査時期				重要種	冬季	春季	夏季	秋季	1	カモ	カモ	ウミアイサ	冬鳥	4					2	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	冬鳥	2					3	ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	留鳥	95	4	3	18		4	キジバト	留鳥		1	2	4		5	カツオドリ	ウ	カワウ	留鳥	9	1		12		6	ペリカン	サギ	アオサギ	留鳥	1	1		1		7	ダイサギ	留鳥			1			8	チドリ	チドリ	コチドリ	夏鳥		2				9	カモメ	ユリカモメ	冬鳥	2					10	ウミネコ	冬鳥			1	7		11	セグロカモメ	冬鳥	4	17				12	タカ	ミサゴ	ミサゴ	留鳥	4		2	5	○	13	タカ	トビ	留鳥	1	2	2	3		14	スズメ	カラス	ハシボソガラス	留鳥	2	6	5	17		15	ハシブトガラス	留鳥	7	4				16	ツバメ	ツバメ	夏鳥			3			17	ヒヨドリ	ヒヨドリ	留鳥	4			5		18	メジロ	メジロ	留鳥				1		19	ムクドリ	ハッカチョウ	留鳥			5			20	ムクドリ	留鳥		5	1			21	ヒタキ	イソヒヨドリ	留鳥				1		22	スズメ	スズメ	留鳥	46	3	13	8		23	セキレイ	ハクセキレイ	留鳥	11	3	6	5		24	セグロセキレイ	留鳥			1			25	アトリ	カワラヒワ	留鳥	3	1				合計 8目 18科 25種					—	15種	13種	13種	13種	1種
No.	目名	科名	種名	渡りの区分	調査時期				重要種																																																																																																																																																																																																																																																											
					冬季	春季	夏季	秋季																																																																																																																																																																																																																																																												
1	カモ	カモ	ウミアイサ	冬鳥	4																																																																																																																																																																																																																																																															
2	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	冬鳥	2																																																																																																																																																																																																																																																															
3	ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	留鳥	95	4	3	18																																																																																																																																																																																																																																																												
4			キジバト	留鳥		1	2	4																																																																																																																																																																																																																																																												
5	カツオドリ	ウ	カワウ	留鳥	9	1		12																																																																																																																																																																																																																																																												
6	ペリカン	サギ	アオサギ	留鳥	1	1		1																																																																																																																																																																																																																																																												
7			ダイサギ	留鳥			1																																																																																																																																																																																																																																																													
8	チドリ	チドリ	コチドリ	夏鳥		2																																																																																																																																																																																																																																																														
9		カモメ	ユリカモメ	冬鳥	2																																																																																																																																																																																																																																																															
10			ウミネコ	冬鳥			1	7																																																																																																																																																																																																																																																												
11			セグロカモメ	冬鳥	4	17																																																																																																																																																																																																																																																														
12	タカ	ミサゴ	ミサゴ	留鳥	4		2	5	○																																																																																																																																																																																																																																																											
13		タカ	トビ	留鳥	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																												
14	スズメ	カラス	ハシボソガラス	留鳥	2	6	5	17																																																																																																																																																																																																																																																												
15			ハシブトガラス	留鳥	7	4																																																																																																																																																																																																																																																														
16		ツバメ	ツバメ	夏鳥			3																																																																																																																																																																																																																																																													
17		ヒヨドリ	ヒヨドリ	留鳥	4			5																																																																																																																																																																																																																																																												
18		メジロ	メジロ	留鳥				1																																																																																																																																																																																																																																																												
19		ムクドリ	ハッカチョウ	留鳥			5																																																																																																																																																																																																																																																													
20			ムクドリ	留鳥		5	1																																																																																																																																																																																																																																																													
21	ヒタキ	イソヒヨドリ	留鳥				1																																																																																																																																																																																																																																																													
22	スズメ	スズメ	留鳥	46	3	13	8																																																																																																																																																																																																																																																													
23	セキレイ	ハクセキレイ	留鳥	11	3	6	5																																																																																																																																																																																																																																																													
24		セグロセキレイ	留鳥			1																																																																																																																																																																																																																																																														
25	アトリ	カワラヒワ	留鳥	3	1																																																																																																																																																																																																																																																															
合計 8目 18科 25種					—	15種	13種	13種	13種	1種																																																																																																																																																																																																																																																										

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.1 鳥類の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	渡りの 区分	調査時期				重要種	
					冬季	春季	夏季	秋季		
1	カモ	カモ	ウミアイサ	冬鳥	4					
2	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	冬鳥	2					
3	ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	留鳥	95	4	3	18		
4			キジバト	留鳥		1	2	4		
5	カツオドリ	ウ	カワウ	留鳥	9	1		12		
6	ペリカン	サギ	アオサギ	留鳥	1	1		1		
7			ダイサギ	留鳥			1			
8	チドリ	チドリ	コチドリ	夏鳥		2			○	
9		カモメ	ユリカモメ	冬鳥	2					
10			ウミネコ	冬鳥			1	7		
11			セグロカモメ	冬鳥	4	17				
12	タカ	ミサゴ	ミサゴ	留鳥	4		2	5	○	
13		タカ	トビ	留鳥	1	2	2	3		
14	スズメ	カラス	ハシボソガラス	留鳥	2	6	5	17		
15			ハシブトガラス	留鳥	7	4				
16		ツバメ	ツバメ	夏鳥			3			
17		ヒヨドリ	ヒヨドリ	留鳥	4			5		
18		メジロ	メジロ	留鳥				1		
19		ムクドリ	ハッカチョウ	留鳥			5			
20			ムクドリ	留鳥		5	1			
21		ヒタキ	イソヒヨドリ	留鳥				1		
22		スズメ	スズメ	留鳥	46	3	13	8		
23		セキレイ	ハクセキレイ	留鳥	11	3	6	5		
24			セグロセキレイ	留鳥			1			
25	アトリ	カワラヒワ	留鳥	3	1					
合計 8目 18科 25種					—	15種	13種	13種	13種	2種

注1) 表中の数値は延べ確認個体数を表す。

注2) 渡りの区分：「かがわの野鳥(鳥類リスト)」を参考に現地調査での確認状況をもとに整理した。

留鳥：一年中ほぼ同じような場所で生息している鳥

夏鳥：春に南の地域から渡来して、日本で繁殖し、秋に南へ去る鳥

冬鳥：秋に北の地域から渡来して、日本で越冬し、春に北へ帰る鳥

項目	資料編 3 動物 3.2 水生動物 (1) 動物プランクトン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記載頁	資料編 16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
誤記の内容	<p>【表 3.2 動物プランクトンの確認種一覧】 出現種数 No. (最左列) 及び季節別・地点別種数合計 (最下行) の値が誤っていたので、修正しました。また、注記を追加しました。</p> <p>【誤】</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 動物プランクトンの確認種一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">門名</th> <th rowspan="2">綱名</th> <th rowspan="2">目名</th> <th rowspan="2">科名</th> <th rowspan="2">学名</th> <th colspan="2">冬季</th> <th colspan="2">春季</th> <th colspan="2">夏季</th> <th colspan="2">秋季</th> </tr> <tr> <th>No. 1</th> <th>No. 2</th> <th>No. 1</th> <th>No. 2</th> <th>No. 1</th> <th>No. 2</th> <th>No. 1</th> <th>No. 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td rowspan="3">纖毛虫</td><td rowspan="3">旋毛(カサガイ目)</td><td rowspan="3">アソテリス</td><td>ツバキ</td><td><i>Tintinnopsis radix</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>ツバキ</td><td><i>Favella ehrenbergii</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td><i>Favella taraikaensis</i></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>輪形動物</td><td>真輪虫(甲生類)</td><td>遊泳</td><td>ドコリス</td><td><i>Synchaeta</i> sp.</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td rowspan="3">軟体動物</td><td rowspan="3">腹足</td><td rowspan="3">-</td><td rowspan="3">-</td><td>Gastropoda (larva)</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>6</td><td>二枚貝</td><td>-</td><td>-</td><td>Bivalvia (umbo larva)</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td>Bivalvia (D-shaped larva)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>8</td><td>環形動物</td><td>多毛</td><td>-</td><td>-</td><td>Polychaeta (larva)</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>9</td><td>線形動物</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>Nemstoda</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td rowspan="30">節足動物</td><td rowspan="12">總脚</td><td rowspan="12">枝角</td><td>シダ</td><td><i>Penilia avirostris</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td><i>Evodne tergestina</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Podon polyphemoides</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td rowspan="18">腹脚(總脚)</td><td rowspan="18">アサキ</td><td rowspan="18">アサキ</td><td></td><td><i>Acartia omorii</i></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Acartia steueri</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Acartia</i> sp. (copepodite)</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Calanus sinicus</i> (copepodite)</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Mesocalanus tenuicornis</i> (copepodite)</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Centropages abdominalis</i></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Paracalanus parvus</i></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td>Paracalanidae (copepodite)</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Oithona brevicornis</i></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Oithona davisae</i></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Oithona similis</i></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td>Oithonidae (copepodite)</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><i>Microsetella norvegica</i></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><i>Microsetella</i> sp. (copepodite)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>28</td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td>Harpacticoida</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>Harpacticoida (copepodite)</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><i>Corycaeus affinis</i></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>Corycaeidae (copepodite)</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>32</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><i>Oncaea scotticarlori</i></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><i>Hemicyclops</i> sp. (copepodite)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td>Copepoda (nauplius)</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>35</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>Cirripedia (cypris)</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>36</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>Cirripedia (nauplius)</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>37</td><td></td><td>軟甲</td><td>等脚</td><td>-</td><td>Isopoda (larva)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>毛顎動物</td><td>鱗</td><td>鱗</td><td>鱗</td><td><i>Sagitta</i> sp. (juvenile)</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>39</td><td>棘皮動物</td><td>ヒ</td><td>-</td><td>-</td><td>Echinoida (echinopluteus)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td rowspan="3">脊索動物(尾索動物)</td><td rowspan="3">尾虫</td><td rowspan="3">尾虫</td><td>オホキ</td><td><i>Oikopleura dioica</i></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>41</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Oikopleura longicauda</i></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>42</td><td></td><td></td><td></td><td><i>Oikopleura</i> spp.</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>43</td><td>脊索動物(脊椎動物)</td><td>硬骨魚</td><td>-</td><td>-</td><td>Osteichthyes (egg)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">種 類 数</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>17</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>													No.	門名	綱名	目名	科名	学名	冬季		春季		夏季		秋季		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	1	纖毛虫	旋毛(カサガイ目)	アソテリス	ツバキ	<i>Tintinnopsis radix</i>					●	●			2	ツバキ	<i>Favella ehrenbergii</i>					●					3		<i>Favella taraikaensis</i>			●	●						4	輪形動物	真輪虫(甲生類)	遊泳	ドコリス	<i>Synchaeta</i> sp.						●			5	軟体動物	腹足	-	-	Gastropoda (larva)		●	●	●	●	●	●	●	6	二枚貝	-	-	Bivalvia (umbo larva)	●	●	●	●	●	●	●	●	7				Bivalvia (D-shaped larva)							●	●	8	環形動物	多毛	-	-	Polychaeta (larva)	●	●	●	●	●	●	●	●	9	線形動物	-	-	-	Nemstoda			●	●	●	●	●		10	節足動物	總脚	枝角	シダ	<i>Penilia avirostris</i>							●		11			<i>Evodne tergestina</i>						●	●			12				<i>Podon polyphemoides</i>							●		13	腹脚(總脚)	アサキ	アサキ		<i>Acartia omorii</i>			●	●					14				<i>Acartia steueri</i>							●		15				<i>Acartia</i> sp. (copepodite)			●	●		●	●	●	16				<i>Calanus sinicus</i> (copepodite)		●								17				<i>Mesocalanus tenuicornis</i> (copepodite)	●									18				<i>Centropages abdominalis</i>		●					●			19				<i>Paracalanus parvus</i>	●	●		●		●	●	●	●	20				Paracalanidae (copepodite)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	21				<i>Oithona brevicornis</i>									●	22				<i>Oithona davisae</i>	●				●	●	●	●		23				<i>Oithona similis</i>	●	●	●	●					●	24				Oithonidae (copepodite)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	25				-						●				26					<i>Microsetella norvegica</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	27					<i>Microsetella</i> sp. (copepodite)					●	●	●	●	28				-	Harpacticoida	●			●	●	●			29					Harpacticoida (copepodite)			●	●				●	30					<i>Corycaeus affinis</i>		●	●	●				●	31					Corycaeidae (copepodite)	●	●		●		●		●	32					<i>Oncaea scotticarlori</i>		●							33					<i>Hemicyclops</i> sp. (copepodite)							●		34				-	Copepoda (nauplius)	●	●	●	●	●	●	●	●	35					Cirripedia (cypris)		●						●	36					Cirripedia (nauplius)			●		●	●	●	●	37		軟甲	等脚	-	Isopoda (larva)					●				38	毛顎動物	鱗	鱗	鱗	<i>Sagitta</i> sp. (juvenile)		●		●					39	棘皮動物	ヒ	-	-	Echinoida (echinopluteus)					●	●			40	脊索動物(尾索動物)	尾虫	尾虫	オホキ	<i>Oikopleura dioica</i>	●	●	●	●			●	●	41				<i>Oikopleura longicauda</i>	●				●	●			42				<i>Oikopleura</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●	43	脊索動物(脊椎動物)	硬骨魚	-	-	Osteichthyes (egg)					●				種 類 数						15	18	17	22	19	27	17	20
No.	門名	綱名	目名	科名	学名	冬季		春季		夏季		秋季																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	纖毛虫	旋毛(カサガイ目)	アソテリス	ツバキ	<i>Tintinnopsis radix</i>					●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2				ツバキ	<i>Favella ehrenbergii</i>					●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3					<i>Favella taraikaensis</i>			●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	輪形動物	真輪虫(甲生類)	遊泳	ドコリス	<i>Synchaeta</i> sp.						●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	軟体動物	腹足	-	-	Gastropoda (larva)		●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6					二枚貝	-	-	Bivalvia (umbo larva)	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7								Bivalvia (D-shaped larva)							●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	環形動物	多毛	-	-	Polychaeta (larva)	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	線形動物	-	-	-	Nemstoda			●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10	節足動物	總脚	枝角	シダ	<i>Penilia avirostris</i>							●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11						<i>Evodne tergestina</i>						●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
12							<i>Podon polyphemoides</i>							●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13				腹脚(總脚)	アサキ	アサキ		<i>Acartia omorii</i>			●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14										<i>Acartia steueri</i>							●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15										<i>Acartia</i> sp. (copepodite)			●	●		●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16										<i>Calanus sinicus</i> (copepodite)		●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
17										<i>Mesocalanus tenuicornis</i> (copepodite)	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18										<i>Centropages abdominalis</i>		●					●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19										<i>Paracalanus parvus</i>	●	●		●		●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20										Paracalanidae (copepodite)	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
21										<i>Oithona brevicornis</i>									●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
22								<i>Oithona davisae</i>	●				●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23								<i>Oithona similis</i>	●	●	●	●					●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
24								Oithonidae (copepodite)	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
25								-						●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26									<i>Microsetella norvegica</i>	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
27									<i>Microsetella</i> sp. (copepodite)					●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
28								-	Harpacticoida	●			●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
29									Harpacticoida (copepodite)			●	●				●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
30									<i>Corycaeus affinis</i>		●	●	●				●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
31						Corycaeidae (copepodite)	●	●		●		●		●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
32						<i>Oncaea scotticarlori</i>		●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33						<i>Hemicyclops</i> sp. (copepodite)							●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
34					-	Copepoda (nauplius)	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
35						Cirripedia (cypris)		●						●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
36						Cirripedia (nauplius)			●		●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
37			軟甲	等脚	-	Isopoda (larva)					●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
38		毛顎動物	鱗	鱗	鱗	<i>Sagitta</i> sp. (juvenile)		●		●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
39		棘皮動物	ヒ	-	-	Echinoida (echinopluteus)					●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
40	脊索動物(尾索動物)	尾虫	尾虫	オホキ	<i>Oikopleura dioica</i>	●	●	●	●			●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
41							<i>Oikopleura longicauda</i>	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
42							<i>Oikopleura</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
43	脊索動物(脊椎動物)	硬骨魚	-	-	Osteichthyes (egg)					●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種 類 数						15	18	17	22	19	27	17	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.2 動物プランクトンの確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	学名	冬季		春季		夏季		秋季				
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2			
1	繊毛虫	旋毛(シロコ)	テリフィス	鮮 ^ウ リ ^ウ カ ^キ カ ^ル	<i>Tintinnopsis radix</i>					●	●					
2					ツク ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	<i>Favella ehrenbergii</i>					●					
3						<i>Favella taraikaensis</i>			●	●						
4	輪形動物	真輪虫(單生類)	遊泳	ト ^ウ ツク ^ウ	<i>Synchaeta</i> sp.						●					
5	軟体動物	腹足	-	-	Gastropoda (larva)		●	●	●	●	●	●	●			
6					二枚貝	-	-	Bivalvia (umbo larva)	●	●	●	●	●	●	●	
-								Bivalvia (D-shaped larva)							●	●
7	環形動物	多毛	-	-	Polychaeta (larva)	●	●	●	●	●	●	●				
8	線形動物	-	-	-	Nemstoda			●	●	●	●	●				
9	節足動物	鯨脚	枝角	ツク ^ウ	<i>Penilia avirostris</i>							●				
10					ウ ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	<i>Evadne tergestina</i>						●	●			
11						<i>Poda polyphemoides</i>								●		
12		鯨脚(桡脚)	ツク ^ウ	ツク ^ウ	<i>Acartia oerlii</i>				●	●						
13					<i>Acartia steuerei</i>								●			
-					<i>Acartia</i> spp. (copepodite)						●	●		●	●	
14					ツク ^ウ	<i>Calanus sinicus</i> (copepodite)			●							
15						<i>Mesocalanus tenuicornis</i> (copepodite)	●									
16					ツク ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	<i>Centropages abdominalis</i>			●					●		
17					ツク ^ウ ツク ^ウ	<i>Paracalanus parvus</i>	●	●			●		●	●	●	
-						Paracalanidae (copepodite)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
18					キコブス	ツク ^ウ	ツク ^ウ	<i>Oithona brevicornis</i>								●
19								<i>Oithona davisae</i>	●					●	●	●
20		<i>Oithona similis</i>	●	●				●	●					●		
-		Oithonidae (copepodite)	●	●				●	●	●	●	●	●	●		
-		Cyclopoida (copepodite)								●						
21		ツク ^ウ ツク ^ウ	ツク ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	ツク ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	<i>Microsetella norvegica</i>	●	●	●	●	●	●	●	●			
-					<i>Microsetella</i> spp. (copepodite)						●	●	●	●		
-					Harpacticoida	●				●	●	●				
-					Harpacticoida (copepodite)					●	●		●			
22		ツク ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	ツク ^ウ	ツク ^ウ	<i>Corycaeus affinis</i>			●	●	●			●			
-					Corycaeidae (copepodite)	●	●		●		●		●			
23					ツク ^ウ	<i>Oncaca scottidicarloi</i>			●							
24		ツク ^ウ ツク ^ウ ツク ^ウ	ツク ^ウ	ツク ^ウ	<i>Idmoneida</i> sp. (copepodite)							●				
-					Copepoda (nauplius)	●	●	●	●	●	●	●	●			
25					鯨脚(鞘甲)	-	-	Cirripedia (cypris)			●				●	
-		Cirripedia (nauplius)						●		●	●	●	●			
26	軟甲	等脚	-	-	Isopoda (larva)					●						
27	毛刺動物	ツク ^ウ	ツク ^ウ	ツク ^ウ	<i>Sagitta</i> spp. (juvenile)		●		●							
28	棘皮動物	ツク ^ウ	-	-	Echinoidea (echinopluteus)					●	●					
29	脊索動物(尾索動物)	尾虫	尾虫	ツク ^ウ ツク ^ウ	<i>Oikopleura dioica</i>	●	●	●	●		●	●				
30					<i>Oikopleura longicauda</i>	●				●	●					
-					<i>Oikopleura</i> spp.	●	●	●	●	●	●	●	●			
31	脊索動物(脊椎動物)	硬骨魚	-	-	Osteichthyes (egg)				●							
種類数						10	13	12	13	14	20	10	12			

注: No.欄の「-」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めないものを表す。

項目 資料編 3 動物 3.2 水生動物 (2) 魚卵・稚仔魚

記載頁 資料編 18

誤記の内容 【表 3.3 魚卵調査結果】
夏季調査の No. 2 地点において、個体数合計と確認種数が誤っていたため、修正しました。

【誤】

表 3.3 魚卵調査結果

No.	門名	綱名	目名	科名	学名	和名	冬季		春季		夏季		秋季	
							No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
1	脊索動物	硬骨魚	ニシン	ニシン	<i>Konosirus punctatus</i>	コノシロ		2,170	760	485	886			
2			スズキ	カタクチイワシ	<i>Engraulis japonicus</i>	カタクチイワシ		145	54	2,228	46		361	
3			カレイ	ネズツボ	Callionymidae	ネズツボ科		723	1,085				2	
4				ウシノシタ	Cynoglossidae	ウシノシタ科		579	651					
5					Unidentified s.o. Egg-1	単形球卵-1		2,719	3,255					
6					Unidentified s.o. Egg-2	単形球卵-2		10,706	10,959					
7					Unidentified s.o. Egg-3	単形球卵-3				3,295			10,178	
8					Unidentified s.o. Egg-4	単形球卵-4				1,740			5,107	
9					Unidentified s.o. Egg-5	単形球卵-5							3	
10					Unidentified s.o. Egg-6	単形球卵-6							3	
11					Unidentified n.o. Egg-1	無形球卵-1				3				
12					Unidentified n.o. Egg-2	無形球卵-2							3	
個体数合計							0	0	17,072	16,764	7,751	16,226	0	375
確認種数							0	0	6	6	5	7	0	3

【正】

表 3.3 魚卵調査結果

No.	門名	綱名	目名	科名	学名	和名	冬季		春季		夏季		秋季	
							No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
1	脊索動物	硬骨魚	ニシン	ニシン	<i>Konosirus punctatus</i>	コノシロ		2,170	760	485	886			
2			スズキ	カタクチイワシ	<i>Engraulis japonicus</i>	カタクチイワシ		145	54	2,228	46		361	
3			カレイ	ネズツボ	Callionymidae	ネズツボ科		723	1,085				2	
4				ウシノシタ	Cynoglossidae	ウシノシタ科		579	651					
5					Unidentified s.o. Egg-1	単形球卵-1		2,719	3,255					
6					Unidentified s.o. Egg-2	単形球卵-2		10,706	10,959					
7					Unidentified s.o. Egg-3	単形球卵-3				3,295			10,178	
8					Unidentified s.o. Egg-4	単形球卵-4				1,740			5,107	
9					Unidentified s.o. Egg-5	単形球卵-5							3	
10					Unidentified s.o. Egg-6	単形球卵-6							3	
11					Unidentified n.o. Egg-1	無形球卵-1				3				
12					Unidentified n.o. Egg-2	無形球卵-2							3	
個体数合計							0	0	17,072	16,764	7,751	16,223	0	375
確認種数							0	0	6	6	5	6	0	3

項目 資料編 3 動物 3.2 水生動物 (2) 魚卵・稚仔魚

記載頁 資料編 19

誤記の内容 【表 3.4 稚仔魚の確認種一覧】
科名 (1箇所)、和名 (1箇所)、および春季と夏季調査時における個体数合計と確認種数が誤っていたため、修正しました。また、注記を追加しました。

【誤】

表 3.4 稚仔魚の確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季		春季		夏季		秋季			
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2		
1	軟体動物	頭足	-	-	頭足綱	2		50	468	10					
2	脊索動物	硬骨魚	ニシン	ニシン	サッパ					81	248				
3					コノシロ					3	31				
4					カタクチワシ	カタクチワシ					10	59			
5					スズキ	メバル	カサゴ	8	13	50	468				
6			メバル属			6	4								
7			コチ	コチ科							3				
8			イサキ	イサキ科								5			
9			キス	シロギス							3	31	3		
10			タウエガジ	タウエガジ科				8		14					
11			イカナゴ	イカナゴ				22	35						
12			コケギンボ	コケギンボ属						54					
13			イソギンボ	ナベカ								35	8		
-				イソギンボ科								124	171		
14			ネズッコ	ネズッコ科								3			
15			ハゼ	ハゼ科						2,803	95	230	271	3	8
16			カレイ	ウシノシタ		イヌノシタ属					5	3			
17			フグ	カワハギ		アミメハギ							3	31	8
18				フグ	フグ科					5	20				
個体数合計						46	52	2,981	1,054	505	855	14	8		
確認種数						5	3	7	5	11	9	3	1		

【正】

表 3.4 稚仔魚の確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季		春季		夏季		秋季			
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2		
1	軟体動物	頭足	-	-	頭足綱	2				10					
2	脊索動物	硬骨魚	ニシン	ニシン	サッパ					81	248				
3					コノシロ					3	31				
4					カタクチイワシ	カタクチイワシ					10	59			
5					スズキ	メバル	カサゴ	8	13	50	468				
6			メバル属			6	4								
7			コチ	コチ科							3				
8			イサキ	イサキ科								5			
9			キス	シロギス									3		
10			タウエガジ	タウエガジ科				8		14					
11			イカナゴ	イカナゴ				22	35						
12			コケギンボ	コケギンボ属						54					
13			イソギンボ	ナベカ								35	8		
-				イソギンボ科								124	171		
14			ネズッコ	ネズッコ科								3			
15			ハゼ	ハゼ科						2,803	95	230	271	3	8
16			カレイ	ウシノシタ		イヌノシタ属					5	3			
17			フグ	カワハギ		アミメハギ								8	
18				フグ	フグ科					5	20				
個体数合計						46	52	2,931	586	499	793	14	8		
確認種数						5	3	6	4	8	6	3	1		

注) No.欄の「-」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めないものを表す。

項目 資料編 3 動物 3.2 水生動物 (3) 底生動物

記載頁 資料編 21

誤記の内容 【表 3.5(2) 底生動物の確認種一覧】
 確認種数が誤っていたため、修正しました。
 また、注記を追加しました。

【誤】

表 3.5(2) 底生動物の確認種一覧

No.	門名	綱名	日名	科名	和名	冬季		春季		夏季		秋季				
						No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2			
46	環形動物	多毛	イソメ	ノリコイソメ	ノリコイソメ科		●				●	●				
47			ホコサキゴカイ	ヒメエラゴカイ	ヒメエラゴカイ科					●						
48			スピオ	スピオ	スピオ	ケンサキシピオ	ケンサキシピオ科		●							
49						シノハネエラスピオ	シノハネエラスピオ科	●	●							
50						フクロハネエラスピオ	フクロハネエラスピオ科					●	●			
51						Polydora 属	Polydora 属科						●			
52						マクスピオ	マクスピオ科		●	●	●					
53						イトエラスピオ	イトエラスピオ科	●	●	●	●	●				
-						Prionospio 属	Prionospio 属科	●		●	●					
4						Pseudopolydora 属	Pseudopolydora 属科		●		●	●				
55						Rhynchospio 属	Rhynchospio 属科						●			
56						Scolecopsis 属	Scolecopsis 属科					●	●	●		
57						モロテゴカイ	モロテゴカイ科							●		
58						ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ	Chaetozone 属	Chaetozone 属科		●		●	●	●	
59								Cirriformia 属	Cirriformia 属科	●		●		●		●
60								Tharyx 属	Tharyx 属科					●	●	●
61			イトゴカイ	イトゴカイ	Capitella 属	Capitella 属科		●	●	●	●	●				
62					Notomastus 属	Notomastus 属科		●		●	●		●			
-					イトゴカイ科	イトゴカイ科		●								
63			タクフシゴカイ	タクフシゴカイ科		●			●							
64			オフエリアゴカイ	オフエリアゴカイ科							●					
65			フサゴカイ	フサゴカイ	フサゴカイ科	フサゴカイ科			●			●				
66					ウミイサゴムシ	ウミイサゴムシ科				●		●				
67					タマゴシフサゴカイ	タマゴシフサゴカイ科					●					
68			ケヤリムシ	ケヤリムシ	Chone 属	Chone 属科		●								
69					Euchone 属	Euchone 属科						●				
-					ケヤリムシ科	ケヤリムシ科		●		●		●				
70	ホシムシ	フクロホシムシ	フクロホシムシ科		●											
71	節足動物	貝形虫	ミオドコーバ	-	ミオドコーバ亜目			●								
72			軟甲	端脚	スガメソコエビ	スガメソコエビ属	スガメソコエビ属科	●	●		●					
73					ヒゲナガヨコエビ	ヒゲナガヨコエビ属	ヒゲナガヨコエビ属科	●	●	●						
74					ユンボソコエビ	ユンボソコエビ属	ユンボソコエビ属科	●		●		●				
-					ユンボソコエビ科	ユンボソコエビ科	ユンボソコエビ科	●		●		●				
75					ドロクダムシ	ドロクダムシ属	ドロクダムシ属科				●					
-					ドロクダムシ科	ドロクダムシ科	ドロクダムシ科	●				●				
76					ゴンマヨコエビ	ゴンマヨコエビ属	ゴンマヨコエビ属科				●					
77					メリタヨコエビ	メリタヨコエビ属	メリタヨコエビ属科	●			●					
78					クチバシソコエビ	クチバシソコエビ属	クチバシソコエビ属科			●	●					
79					ワレカラ	ワレカラ属	ワレカラ属科				●					
80			タナイス	タナイス	Zeuxo 属	Zeuxo 属科		●								
81					レフトケリア	レフトケリア科				●						
82			クーマ	ナギサクーマ	Eocuma 属	Eocuma 属科				●						
83			十脚	テッポウエビ	Alpheus 属	Alpheus 属科						●				
84					Athanas 属	Athanas 属科						●				
85					ロウソクエビ	Proceca 属	Proceca 属科				●					
86	モガニ	Pugettia 属			Pugettia 属科					●						
87	メナシビンノ	メナシビンノ	メナシビンノ科				●	●								
88	半索動物	ギボシムシ	-	-	ギボシムシ綱				●							
89	棘皮動物	クモヒトヅ	閉蛇尾	スナクモヒトヅ	スナクモヒトヅ科	●		●								
90		ウニ	ブンブク	ヒラタブンブク	ヒラタブンブク科	●			●							
91	脊索動物	ホヤ	マボヤ	フクロボヤ	フクロボヤ科			●								
確認種数																

注：希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.5(2) 底生動物の確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季		春季		夏季		秋季						
						No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2					
46	環形動物	多毛	イソメ	ノリコイソメ	ノリコイソメ科			●		●								
47			ホコサキゴカイ	ヒメエラゴカイ	ヒメエラゴカイ科					●								
48			スピオ	スピオ	スピオ	ケンサキシオ		●				●		●				
49						シノフハネエラスピオ							●					
50						フクロハネエラスピオ					●							
51						Polydora 属					●	●						
52						マクスピオ								●		●		
53						イトエラスピオ									●			
-						Prionospio 属						●	●	●				
54						Pseudopolydora 属					●	●	●	●	●			
55						Rhynchospio 属					●		●	●				
56						Scolecopsis 属						●		●	●			
57						モロテゴカイ			モロテゴカイ								●	
58						ミズヒキゴカイ			Chaetozone 属					●	●	●		
59									Cirriformia 属									
60			Tharyx 属									●		●	●			
61			イトゴカイ		イトゴカイ	Capitella 属		●		●		●		●				
62						Notomastus 属						●	●		●			
-						イトゴカイ科					●	●	●	●	●			
63						タケフシゴカイ	タケフシゴカイ科				●		●		●		●	
64			オフエリアゴカイ	オフエリアゴカイ	Armandia 属			●										
65			フサゴカイ		フサゴカイ	フサゴカイ科			●			●						
66						ウミイサゴムシ	ウミイサゴムシ科								●			
67			ケヤリムシ		ケヤリムシ	タマグシフサゴカイ	Terebellides 属			●			●					
68						Chone 属						●		●				
69						Euchone 属								●				
-						ケヤリムシ科			●									
70			ホシムシ	フクロホシムシ	フクロホシムシ	フクロホシムシ科							●					
71			節足動物	貝形虫	ミオドローバ	-	ミオドローバ亜目		●		●		●					
72	軟甲	端脚	端脚	スガメソコエビ	スガメソコエビ属		●											
73				ヒゲナガコエビ	ヒゲナガコエビ属					●								
74				ユンボソコエビ	ドロソコエビ属		●		●		●							
-							ユンボソコエビ科		●	●	●	●						
75				ドロクダムシ	ホソヨコエビ属						●							
-							ドロクダムシ科		●		●		●	●				
76				エンマヨコエビ	トグホヨコエビ属							●						
77				メリタヨコエビ	ドロヨコエビ				●				●					
78				クチバシソコエビ	サンバツソコエビ属							●						
79				ワレカラ	ワレカラ属				●		●							
80				タナイス		タナイス	Zeuxo 属				●	●						
81							レプトケリア	レプトケリア科					●					
82				クーマ	ナギサクーマ	Eocuma 属			●									
83	十脚		テッポウエビ	Alpheus 属				●										
84				Athanas 属					●									
85				ロウソクエビ	Processa 属										●			
86				モガニ	Pugettia 属								●					
87			メナシピンノ	メナシピンノ					●									
88	半索動物	ギボシムシ	-	-	ギボシムシ綱						●							
89	棘皮動物	クモヒトデ	閉蛇尾	スナクモヒトデ	スナクモヒトデ科				●		●							
90		ウニ	ブンブク	ヒラタブンブク	オカメブンブク					●								
91	脊索動物	ホヤ	マボヤ	フクロボヤ	フクロボヤ科		●		●									
確認種数																		

注1) 希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。
 注2) No. 欄の「-」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めないものを表す。

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.6(1) 付着動物の確認種一覧 (冬季、春季 (1/4))

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季						春季								
						地点A			地点B			地点A			地点B					
						上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層			
1	海綿動物	尋常海綿	-	-	尋常海綿綱															
2	刺胞動物	ヒドロ虫	-	-	ヒドロ虫綱															
3	-	花虫	イソギンチャク	イソギンチャク	イソギンチャク目															
4	扁形動物	有体状体	多岐腸	-	多岐腸目															
5	細形動物	-	-	-	細形動物門															
6	蹄形動物	ホウキムシ	ホウキムシ	-	Phoronis 属															
7	蹄形動物	舌殻	シヤミセンガイ	スズメガイ	スズメガイ科															
8	蹄形動物	腕吸	目口	クダコケムシ	クダコケムシ科															
9	苔虫動物	裸吸	唇口	トゲイタコケムシ	トゲイタコケムシ科															
10	-	-	-	フサコケムシ	フサコケムシ科															
11	-	-	-	モロコケムシ	モロコケムシ科															
12	-	-	-	チゴケムシ	チゴケムシ科															
13	-	-	-	ヒラコケムシ	ヒラコケムシ科															
14	-	-	-	チンダコケムシ	チンダコケムシ科															
15	-	-	-	ウスコケムシ	ウスコケムシ科															
16	-	-	-	ウソコケムシ	ウソコケムシ科															
17	-	-	-	コブコケムシ	コブコケムシ科															
18	-	-	-	アマミコケムシ	アマミコケムシ科															
19	軟体動物	多岐	新ヒザラガイ	ヒザラガイ	ヒザラガイ科															
20	-	-	-	ウズヒザラガイ	ウズヒザラガイ科															
21	-	-	-	ヒゲヒザラガイ	ヒゲヒザラガイ科															
22	-	-	-	カサガイ	カサガイ科															
23	-	-	-	舌腹足	舌腹足															
24	-	-	-	腹足	腹足															
25	-	-	-	スズメハマツボ	スズメハマツボ															
26	-	-	-	タマキビ	タマキビ															
27	-	-	-	リソツボ	リソツボ															
28	-	-	-	カワサシユウガイ	カワサシユウガイ科															
29	-	-	-	ムカサガイ	ムカサガイ科															
30	-	-	-	ハナツトガイ	ハナツトガイ科															
31	-	-	-	ミツクサキリオレ	ミツクサキリオレ科															
32	-	-	-	イトカケガイ	イトカケガイ科															
33	-	-	-	アツキガイ	アツキガイ科															
34	-	-	-	フトコロガイ	フトコロガイ科															
35	-	-	-	トウガタガイ	トウガタガイ科															
36	-	-	-	フトウガイ	フトウガイ科															
37	-	-	-	ウズムシ	ウズムシ科															
38	-	-	-	トウガタガイ	トウガタガイ科															
39	-	-	-	フトウガイ	フトウガイ科															
40	-	-	-	ウズムシ	ウズムシ科															
41	-	-	-	トウガタガイ	トウガタガイ科															
42	-	-	-	フトウガイ	フトウガイ科															
43	-	-	-	ウズムシ	ウズムシ科															

注: No.欄の「-」は、種の同定に至らずに近分属の属名になっているが、同門、同綱、同目、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含めないものを表す。

【正】

表 3.6(2) 付着動物の確認種一覧（冬季、春季（2/4））

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季						春季												
						地点A		地点B		地点A		地点B		地点A		地点B								
						上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層							
44	軟体動物	腹足	基眼	カタマツガイ	キタノハツガイ																			
45					カラマツガイ																			
46		二枚貝	フネガイ	シホナガイ																				
47				コベトフネガイ																				
48		イガイ	イガイ	カリガサエガイ																				
49				フネガイ																				
50				ムラサキイガイ																				
51				クラガサ																				
52				ヒバリガイ																				
53				ホトトギスガイ																				
54	ヒシホガイ																							
55	ナミマゴシワ																							
56	イカボガキ																							
57	マルスダレガイ			マルスダレガイ	チリハギガイ																			
58		トモヤガイ																						
59		アサガタガイ																						
60		イソホリガイ																						
61		環形動物	多毛		サンハゴカイ	ウネサシトマヤガイ																		
62						セミアサリ																		
63						イソホリガイ																		
64						キヌマトイガイ																		
65						ツカエガイ																		
66						ヒメウロコムシ																		
67	ウロコムシ																							
68	サンハゴカイ			サンハゴカイ		ヒメウロコムシ科																		
69						Lepidionotus																		
70						Hermothoe																		
71		Eulalia																						
72		Nereis																						
73		ムラサキサンゴイ科																						
74		Syllis																						
75		ヒガブトコガイ																						
76		イソメ	イソメ		マサゴカイ																			
77					マサゴカイ																			
78	タマドリコガイ																							
79	ツルヒガコガイ																							
80	イソツルヒガコガイ																							
81	デンガクコガイ																							
82	デンガクコガイ科																							
83	Emilia																							
84	シボイソメ																							

注1) 希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。
 注2) No. 種の「」は、種の名前に含まれているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含まれないものを示す。

【誤】

表 3.6(4) 付着動物の確認種一覧 (冬季、春季 (4/4))

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季						春季								
						地点A			地点B			地点A			地点B					
						上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層			
129	節足動物	軟甲	十脚	ケブカガニ	マキトラノオガニ															
130					ケブカガニ科															
131					オウギガニ															
132					ペンクエイガニ															
133					モクズガニ															
134	昆虫	ハエ		カクレガニ	ヒメバシライトソガニ															
135					カクレガニ科															
136					ハエ目 (幼虫)															
137	棘皮動物	クモヒトデ	閉居尾	トククモヒトデ	ハエ目 (幼虫)															
138					クモヒトデ科															
139					マメボヤ															
140					マボヤ															
141					シロボヤ															
142	硬骨魚	スズキ		イソギンポ	マボヤ科															
					マボヤ科															
					トサカギンポ															
					確認種数															

注：希少種保護の観点より、一部非公開(墨塗り表記)としている。

【正】

表 3.6(4) 付着動物の確認種一覧 (冬季、春季 (4/4))

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	冬季						春季					
						地点A			地点B			地点A			地点B		
						上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層
127	節足動物	軟甲	十脚	ケブカガニ	マキトラノオガニ												
128				オウギガニ	ケブカガニ科												
129				ペンケイガニ	オウギガニ												
130				モクズガニ	ペンケイガニ												
131				カクレガニ	モクズガニ												
132					カクレガニ												
133		昆虫	ハエ	ハエ目 (種)	ハエ目 (種)												
134	棘皮動物	クモヒトダ	間崎属	トダクモヒトダ	トダクモヒトダ科												
135	脊索動物	ホヤ	マメボヤ	マンジュウボヤ	マンジュウボヤ科												
136				イタボヤ	サツメボヤ科												
137				マボヤ	イタボヤ												
138					シロボヤ科												
139					マボヤ												
140		硬骨魚	スズキ	イソボシボ	マボヤ科												
					トサカギンボ												

注1) 希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。

注2) No.欄の「-」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同日、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含まれないものを表す。

誤記の
内容
(続き)

【誤】

表 3.6(8) 付着動物の確認種一覧(夏季、秋季(4/4))

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	夏季			秋季												
						地点A 上層	地点A 中層	地点A 下層	地点B 上層	地点B 中層	地点B 下層	地点A 上層	地点A 中層	地点A 下層							
129	節足動物	軟甲	十脚	ケブカガニ	マキトウノオガニ																
130					オウギガニ	ケブカガニ科		●													
131					ペンケイガニ	オウギガニ	オウギガニ科														
132					モクスガニ	ペンケイガニ	ペンケイガニ科	●													
133					カクレガニ	モクスガニ	モクスガニ科		●												
134							カクレガニ	カクレガニ科													
135					昆虫	ハエ	-	ハエ目(幼虫)	●			●									
136				棘皮動物	クモヒトデ ホヤ	附院尾 マメボヤ	トククモヒトデ	トククモヒトデ科													
137								マンジュウボヤ	マンジュウボヤ科												
138								ナツメボヤ	ナツメボヤ	ナツメボヤ科											
139								イタボヤ	イタボヤ	イタボヤ科											
140								シロボヤ	シロボヤ	シロボヤ科											
141								マボヤ	マボヤ	マボヤ科											
142		硬骨魚	スズキ	イソギンボ	トサカギンボ										●						

確認種数

注：希少種保護の観点より、一部非公開(照査り表記)としている。

誤記の
内容
(続き)

【正】

表 3.6(8) 付着動物の確認種一覧 (夏季、秋季 (4/4))

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	夏季						秋季					
						地点A			地点B			地点A			地点B		
						上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層
127	節足動物	軟甲	十脚	ケブカガニ	マキトラノオガニ		●								●		
128				オウギガニ	ケブカガニ科												●
129				ペンケイガニ	オウギガニ科											●	●
130				モクスガニ	ヒメペンケイガニ	●											●
131					タカノクワフサイソウガニ												
132					カクレガニ												
133		昆虫	ハエ		カクレガニ科												
134	鱗皮動物	クモヒトダ	閉眼長	トダクモヒトダ	ハエ目(幼虫)												
135	脊索動物	ホヤ	マノボヤ	マンジュウボヤ科	トダクモヒトダ科												
136				イタボヤ	マンジュウボヤ科												
137				マボヤ	イタボヤ科												
138					シロボヤ科												
139					マボヤ科												
140		硬骨魚	スズキ	イソギンボ	マボヤ科												
					トサカギンボ												●

注1)希少種保護の観点より、一部非公開(黒塗り表記)としている。
注2)No.欄の「1」は、種の同定に至らず上位分類の表記になっているが、同門、同綱、同目、同科又は同属の種が確認されているため、確認種数のカウントに含まれないものを表す。

関連頁

資料編 27、28、29
資料編 23、24、25 と同様の処理により修正

※ なお、誤字・脱字及び要約書の該当箇所についても、修正しました。